

第4次高知市 一般廃棄物処理基本計画

2023（令和5）年度～2032（令和14）年度



令和5年3月  高知市

目次

第1編 総論.....	1
第1章 基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象区域.....	6
4 計画の対象範囲.....	6
5 計画期間と目標年度.....	6
6 計画の構成.....	7
第2章 高知市の地域特性.....	8
1 自然環境.....	8
2 人口の状況.....	9
3 産業構造.....	11
第3章 一般廃棄物行政を取り巻く社会的動向.....	14
1 持続可能な開発目標(SDGs).....	14
2 第四次循環型社会形成推進基本計画.....	14
3 食品ロスの削減.....	15
4 プラスチック資源の循環.....	15
第2編 ごみ処理基本計画編.....	16
第1章 ごみ処理の現状.....	16
1 ごみ処理フロー.....	16
2 ごみの分別区分及び収集方法等.....	18
3 ごみ処理体制.....	21
4 ごみの排出量.....	28
5 再資源化量と資源回収率の推移.....	30
6 ごみ処理費用.....	31
第2章 課題の抽出.....	32
1 ごみ処理の評価手順.....	32
2 本市のごみ処理の評価.....	34
3 本計画における主要課題の抽出と分析・整理.....	43
第3章 ごみ処理基本計画.....	55
1 基本理念.....	55
2 基本方針.....	56

3	ごみ処理基本計画の計画目標.....	58
4	施策体系.....	66
5	目標達成に向けた個別施策と取組.....	67
第3編 し尿処理基本計画編.....		84
<hr/>		
第1章	し尿処理の現状.....	84
1	し尿処理の概要.....	84
2	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処理.....	85
第2章	し尿処理基本計画.....	87
1	計画の施策.....	87
第4編 計画の推進体制.....		88
<hr/>		
1	市民・事業者・行政の役割.....	88
2	PDCA サイクルによる計画の進行管理.....	89
第5編 参考資料.....		90
<hr/>		
1	本計画目標に関連する国及び県の目標.....	90
2	本計画と関連する主な SDGs のゴールとターゲット.....	91
3	前計画期間中のごみ排出量等の実績.....	92
4	ごみ排出量等の将来予測データ.....	93
5	し尿処理量の将来予測データ.....	99
6	関連条例の抜粋.....	100
7	本計画策定までの経過.....	109
8	用語解説.....	111

コラム

1	高知市 LINE 公式アカウントでできること.....	67
2	環境選隊クリーンレンジャー.....	68
3	事業系一般廃棄物減量化等計画書ってなんのこと？.....	69
4	市民・事業者・行政の協働による取組.....	70
5	生ごみのほとんどは水分！？.....	71
6	リデュース・リユース・リサイクル3Rってなんのこと？.....	72
7	2050年、海の中のプラスチックが魚の量を超える！？.....	72
8	雑がみだって大切な資源.....	74
9	地球の未来のために、リサイクルの最初の一步.....	75
10	プラスチック減容工場での不適物除去.....	76
11	高知市ふれあい収集.....	78
12	プラスチック資源循環法で何が変わるの？？.....	79
13	煙突から出ている真っ白い煙はなに？？.....	80
14	災害廃棄物処理計画ってなに？？.....	83



環境維新・高知市
マスコットキャラクター
「ケーちゃん」

第1編 総論

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、2013(平成25)年3月に、2022(令和4)年度までを計画期間とする「第3次高知市一般廃棄物処理基本計画(以下「前計画」という。)」を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、市民・事業者・行政の協働により取組を進めてきました。

この間、人口の減少とともに、ごみの総量は減少傾向で推移してきましたが、前計画の目標指標である1人1日当たりごみ排出量(資源となる物を除く)や、資源回収率の目標達成は困難な見込みとなっており、これまでの取組の見直しや強化を図る必要があります。また、人口減少や高齢化の進行等により、自らごみ出しを行うことが困難な方の増加が予想され、粗大ごみの戸別収集の導入検討など、ごみ収集サービスの在り方を検討する必要があります。

さらに、近年、地球温暖化対策や、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減など、地球規模での環境問題に対する取組への機運が高まっており、2015(平成27)年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、2030(令和12)年までの持続可能な開発目標(SDGs)として、17のゴールと169のターゲットが提示されました。SDGsがめざす国際社会の姿は、「2011高知市総合計画」で掲げる本市の将来の都市像と重なっており、本市の将来にわたる持続可能な発展を図る上でも、積極的にSDGs達成に向けた取組を進めていく必要があります。

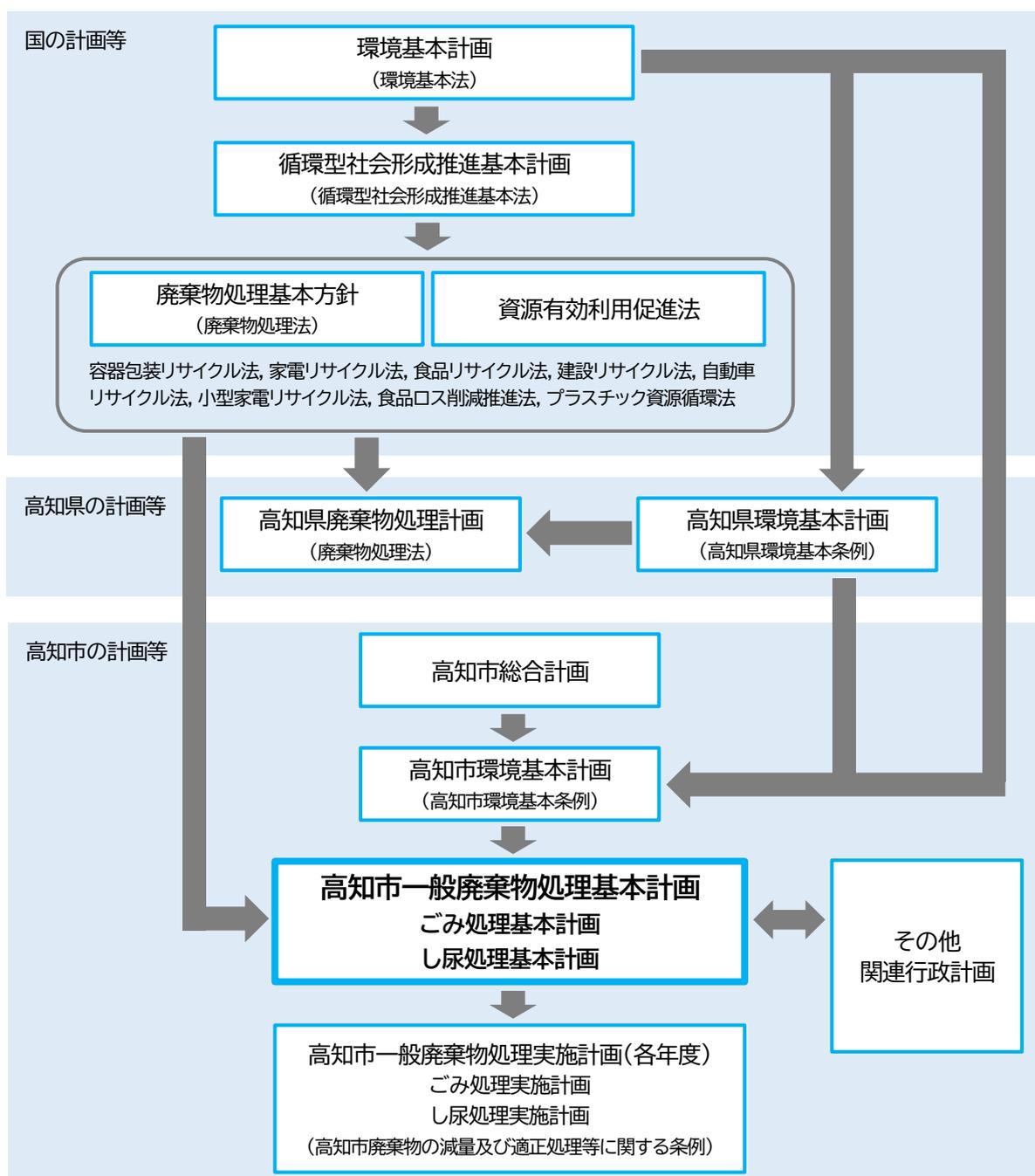
また、2015(平成27)年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された「パリ協定」では、世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力の追及を目的として、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量の実質ゼロが目標として掲げられ、世界全体が脱炭素社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

こうした本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後10年間の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、循環型社会の形成を着実に推進するため、「第4次高知市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

2 計画の位置付け

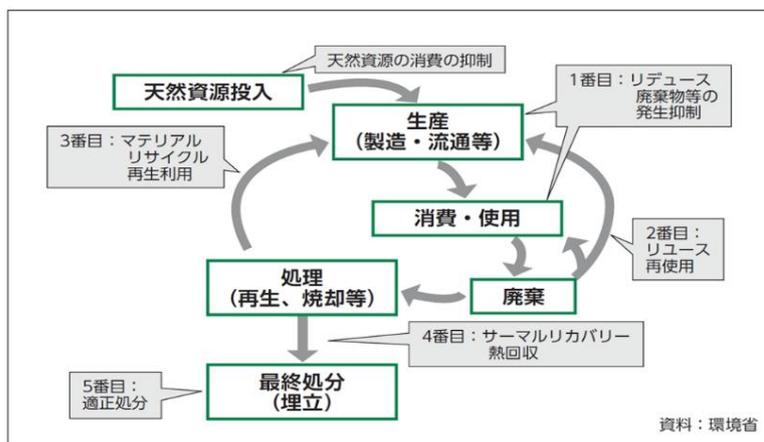
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するもので、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物の処理を推進していくための基本的事項を定めたものであり、一般廃棄物行政を進めていく上での基本的な方針となるものです。

策定に当たっては、本市における上位計画である「高知市総合計画」及び「高知市環境基本計画」との整合性を図りつつ、国や高知県が策定する計画等を踏まえ、今後の一般廃棄物行政における循環型社会の形成に向けた道筋を示しています。



わが国では、循環型社会の形成を推進するための基本的な枠組みを定める法律として、2000(平成12)年6月に「循環型社会形成推進基本法」(以下「循環基本法」という。)が制定されました。循環基本法では、環境基本法の基本理念に則り、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減される循環型社会の姿が明示されるとともに、循環資源の処理は、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順に行われるべきとの基本原則が法定化されています。

また、各主体の役割分担について、廃棄物を排出する国民や事業者が廃棄物処理やリサイクルに対して責任を持つ「排出者責任」と、生産者が自分の製品について製造・設計から使用後の処理まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の考え方が原則として明示されています。



循環基本法の下、廃棄物の発生抑制や適正処理等により生活環境の保全を図ること等を目的とする「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。), また個別物品の特性に応じた規制を定める「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。), 「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)等の個別リサイクル法があります。

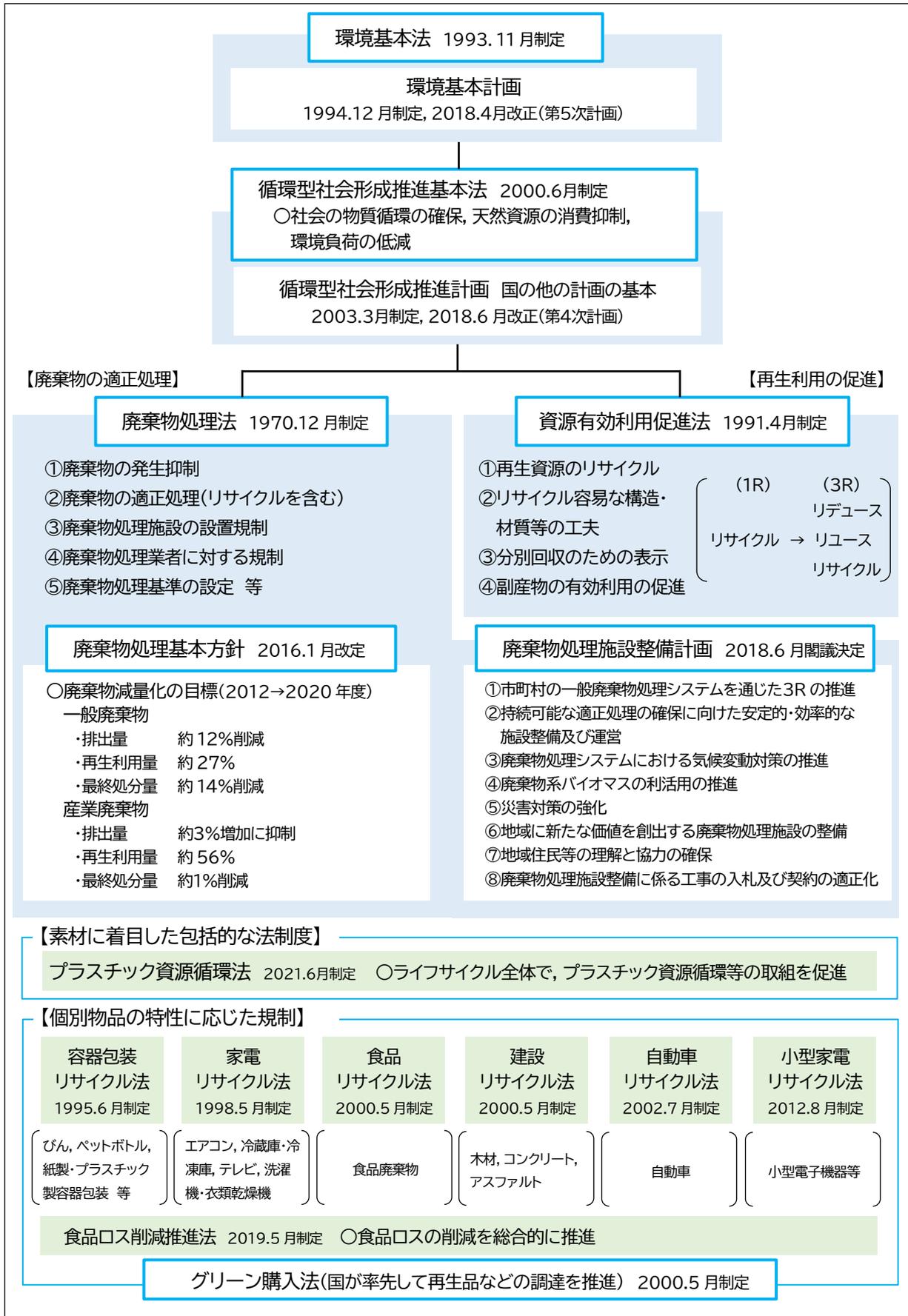
さらにプラスチックの素材に着目した包括的な法制度として、2021(令和3)年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環法」という。)が制定されるなど、循環型社会の形成を推進するための法体系が整備されています。

■関係法令等の概要

年月	関係法令	概要
1993(平成5)年11月制定 1994(平成6)年8月施行	環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
2000(平成12)年6月制定 2001(平成13)年1月施行	循環型社会形成推進基本法 (循環基本法)	循環型社会の形成について、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めています。
1991年(平成3)4月制定 2001年(平成13)4月施行	資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	3Rの取組が必要となる業種や製品、10業種・69品目を政令で指定し、各指定項目に対し自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定め、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などを規定しています。

年 月	関係法令	概要
1970(昭和45)年12月制定 1971(昭和46)年9月施行	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に区分し、一般廃棄物は市町村が処理責任を有し、産業廃棄物は排出事業者が処理責任を有することを規定しています。また、公衆衛生の向上に加え、公害問題への取組も含めた生活環境の保全を目的とすることを明示しています。
1995(平成7)年6月制定 2000(平成12)年4月施行	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルを促進するため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、事業者には再商品化を役割として規定しています。
1998年(平成10)5月制定 2001年(平成13)4月施行	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	家電4品目(家庭用エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)について、小売業者による消費者からの引取り・製造業者等への引き渡し、製造業者等による再商品化等を義務付け、消費者には廃棄する際の収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどを役割として定めています。
2000年(平成12)5月制定 2001年(平成13)5月施行	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	食品関連事業者(製造、卸売、小売、外食等)による食品廃棄物等の発生抑制・減量や食品廃棄物等のうち有用なものの再生利用・熱回収に関する基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講じています。
2000年(平成12)5月制定 2002年(平成14)5月施行	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	特定建設資材(コンクリート塊、アスファルト、木材など)を用いた建築物等に係る解体工事、または特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、受注者等に分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。
2002年(平成14)7月制定 2005年(平成17)1月施行	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	自動車に含まれる三品目(シュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類)は自動車メーカーが引き取り、リサイクル(フロン類は破壊)することを定め、使用済自動車のリサイクル・適正処理を推進しています。また、使用済自動車の処理費用は、リサイクル料金として、自動車の所有者が負担することになっています。
2012年(平成24)8月制定 2013年(平成25)4月施行	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	消費者、事業者、市町村、小売業者、認定事業者などが協力し、回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度となっています。これは、使用済小型家電が資源性を有するため、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、採算性を確保しつつ再資源化することも可能であることから、このような制度となっています。
2019年(令和元)5月制定 2019年(令和元)10月施行	食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)	食品ロスを削減するため、国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を規定しています。
2000年(平成12)5月制定 2001年(平成13)4月施行	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	国や地方公共団体による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。国や地方公共団体がグリーン購入を率先して行うことによって、グリーン市場の形成の牽引役を果たし、循環型社会のさらなる推進を図っています。
2021年(令和3)6月制定 2022年(令和4)4月施行	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法)	プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理の各段階において、3R+Renewable(再生可能資源への代替)の原則に則り、ライフサイクル全体を通じたプラスチック資源循環の促進を図ることを目的としています。

■関係法令等の体系図



※資料:「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(平成26年2月 環境省)

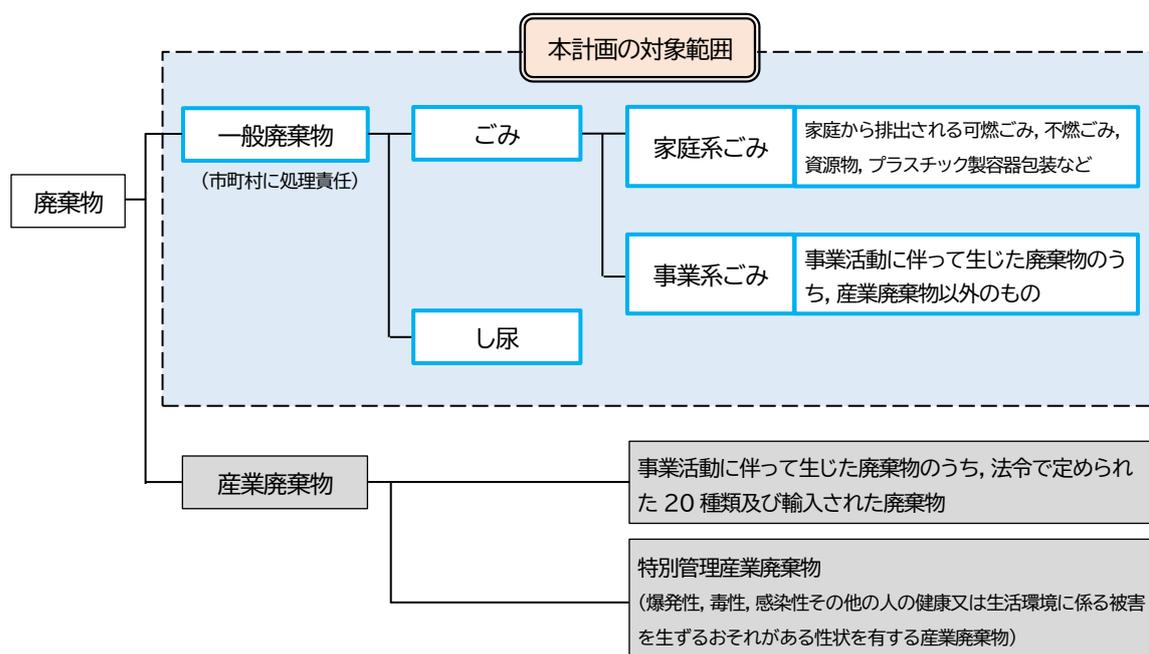
3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、廃棄物のうち、市町村に処理責任のある一般廃棄物を対象とします。

■廃棄物の区分と本計画の対象範囲



5 計画期間と目標年度

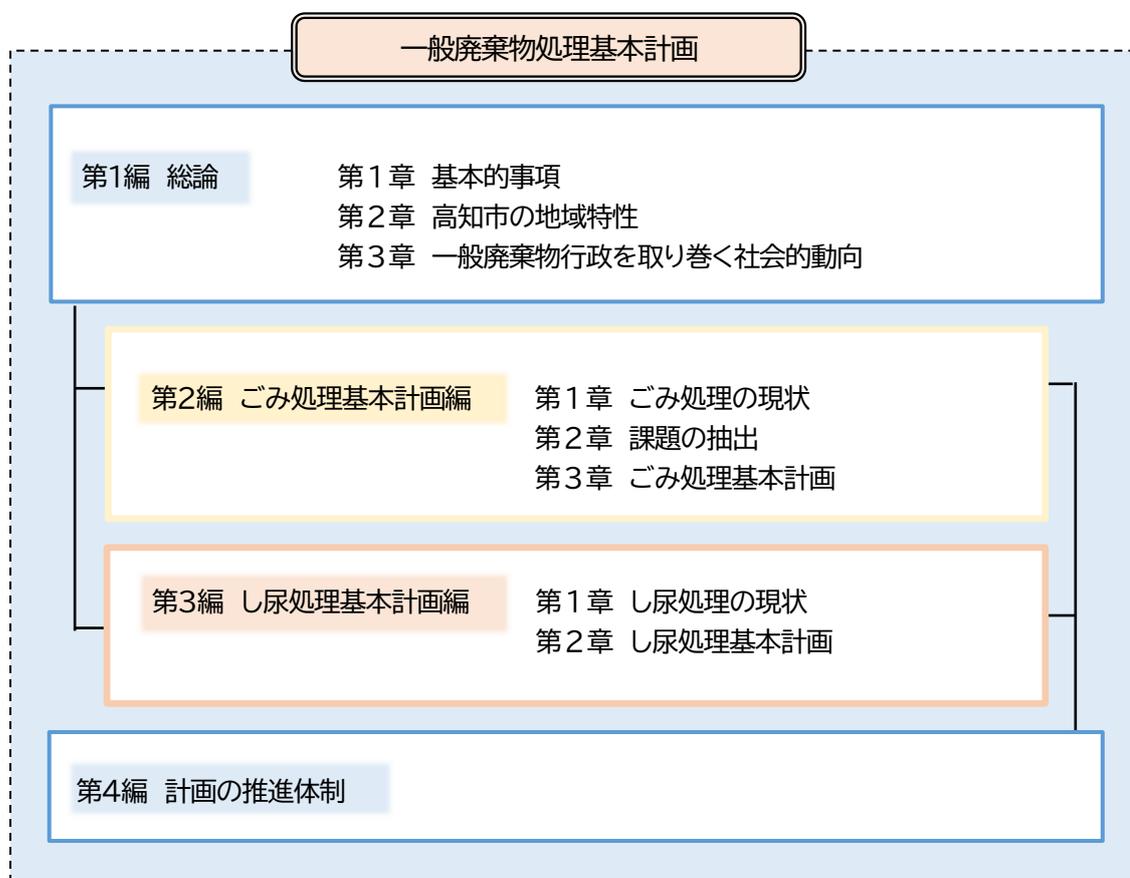
本計画の計画期間は、2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間とし、2032(令和14)年度を目標年度とします。

なお、計画期間中に社会情勢の変化や関連する法制度の動向等により、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

6 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、通常、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成するものですが、本市では、別途、生活排水処理構想を定めていることから、前計画に引き続き、本計画においても、「ごみ処理基本計画」と、し尿処理に限定した、「し尿処理基本計画」の2つの基本計画で構成します。

■本計画の構成



第2章 高知市の地域特性

1 自然環境

(1) 位置と地勢

本市は、四国南部のほぼ中央に位置し、北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部にかけて都市、同じく平野の東部には水田地帯が広がっています。

また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができます。

土地は総体的に低く、東・南部の湿田地帯の標高は-1.0m、市中心部の県庁前が3.0m、西部の旭駅前が6.2m、筆山117.9m、正蓮寺330~350m、北方山岳地帯が400~1,200mとなっております。



(2) 気候

本市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路にあたることから、年によっては3,000mmを超す世界的にも有数の降水量があります。一方で、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。

年平均気温は、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1~2度ほど高く、総じて温暖です。なお、戦後は全国的に一貫して気温が上昇傾向にあり、高知市の年平均気温も2度以上上昇しています。

このように、高知市は植物の生育条件として重要な水、光及び気温に恵まれており、農作物などの生産に有利な気候条件にあります。

2 人口の状況

(1) 人口及び世帯数

高知市の総人口は、2005(平成 17)年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少しており、2020(令和2)年国勢調査の結果では 326,545 人となっています。一方、世帯数は総じて増加傾向にあり、2020(令和2)年の総世帯数は 154,171 世帯となっています。

1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、2020(令和2)年で 2.12 人となっています。なお、高知市では単身世帯の割合が高く、2020(令和2)年で 42.4%と全国平均(38.0%)を大きく上回っています。

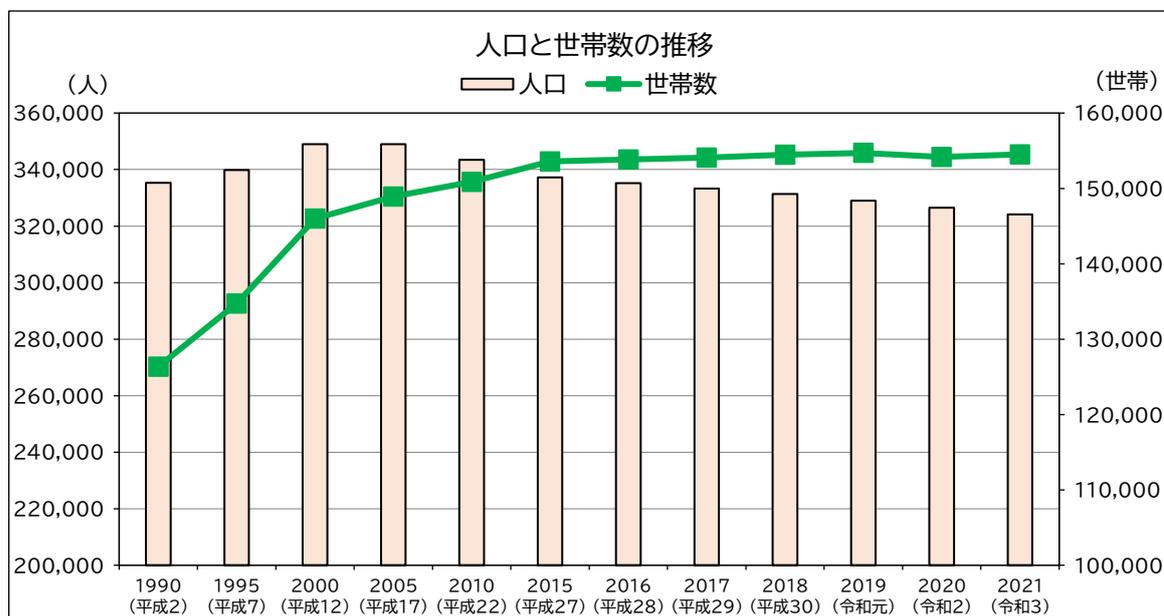
■人口及び世帯数の推移

(人・世帯)

	1990年 (平成2)	1995年 (平成7)	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)
人 口	335,287	339,864	348,979	348,990	343,393	337,190
世 帯 数	126,343	134,742	146,014	148,902	150,857	153,594
1世帯当たり人数	2.65	2.52	2.39	2.34	2.28	2.20

	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)
人 口	335,231	333,284	331,368	328,937	326,545	324,099
世 帯 数	153,824	154,098	154,490	154,703	154,171	154,519
1世帯当たり人数	2.18	2.16	2.14	2.13	2.12	2.10

※資料:国勢調査, 2016(平成28)から 2019(令和元), 2021(令和3)は高知市推計人口(各年 10月1日現在)



(2) 年齢別人口

年齢3区分別人口の割合を見ると、2020(令和2)年現在で0～14歳が12.0%、15～64歳が57.7%、65歳以上が30.3%となっており、年々高齢化率の上昇、若年層の減少が進んでいます。

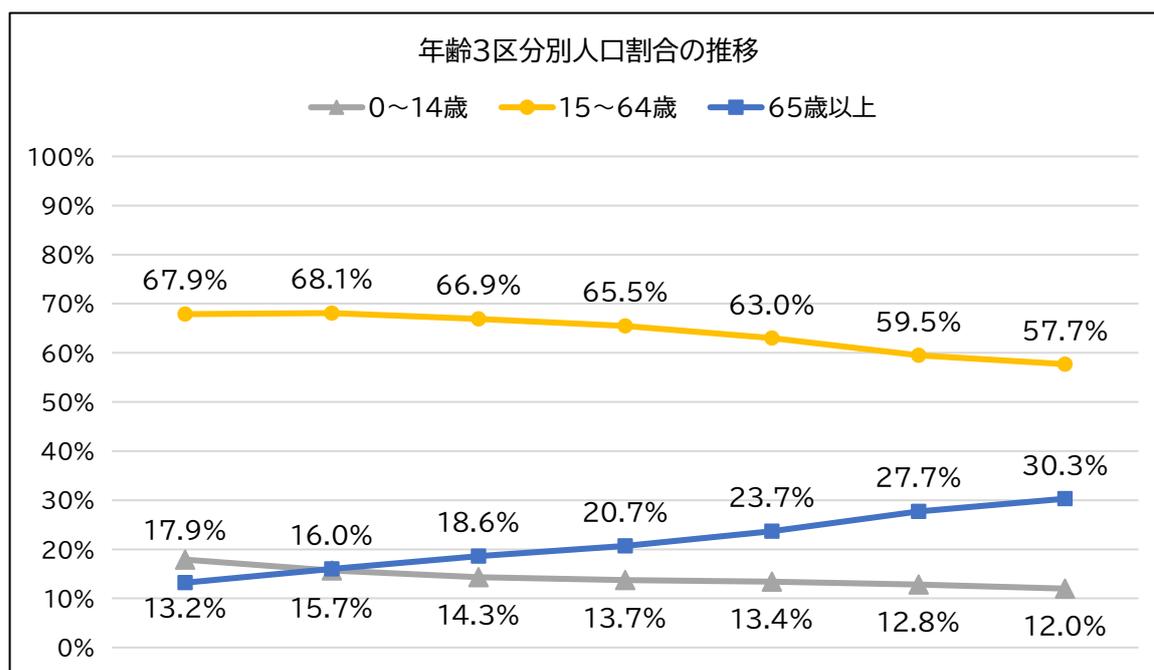
■年齢3区分別人口の推移

(%)

	1990年 (平成2)	1995年 (平成7)	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)
0～14歳	17.9%	15.7%	14.3%	13.7%	13.4%	12.8%	12.0%
15～64歳	67.9%	68.1%	66.9%	65.5%	63.0%	59.5%	57.7%
65歳以上	13.2%	16.0%	18.6%	20.7%	23.7%	27.7%	30.3%

※資料:国勢調査(各年10月1日現在)

旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。端数調整等の関係で表記数値合計は100%にならない。



3 産業構造

(1) 産業大分類別事業所数

平成 28 年経済センサス-活動調査結果について、産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業、小売業」が 4,436 事業所(構成比 26.8%)と最も多く、続いて「宿泊業、飲食サービス業」が 2,576 事業所(構成比 15.6%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が 1,700 事業所(構成比 10.3%)、「医療、福祉」が 1,407 事業所(構成比 8.5%)となっています。

平成 26 年経済センサス-基礎調査と比較すると、「農林漁業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」以外の産業で事業所数が減少しており、中でも「卸売業、小売業」の減少数は 209 事業所(前回比 4.5%減)と最大となっております。

■産業大分類別の事業所数

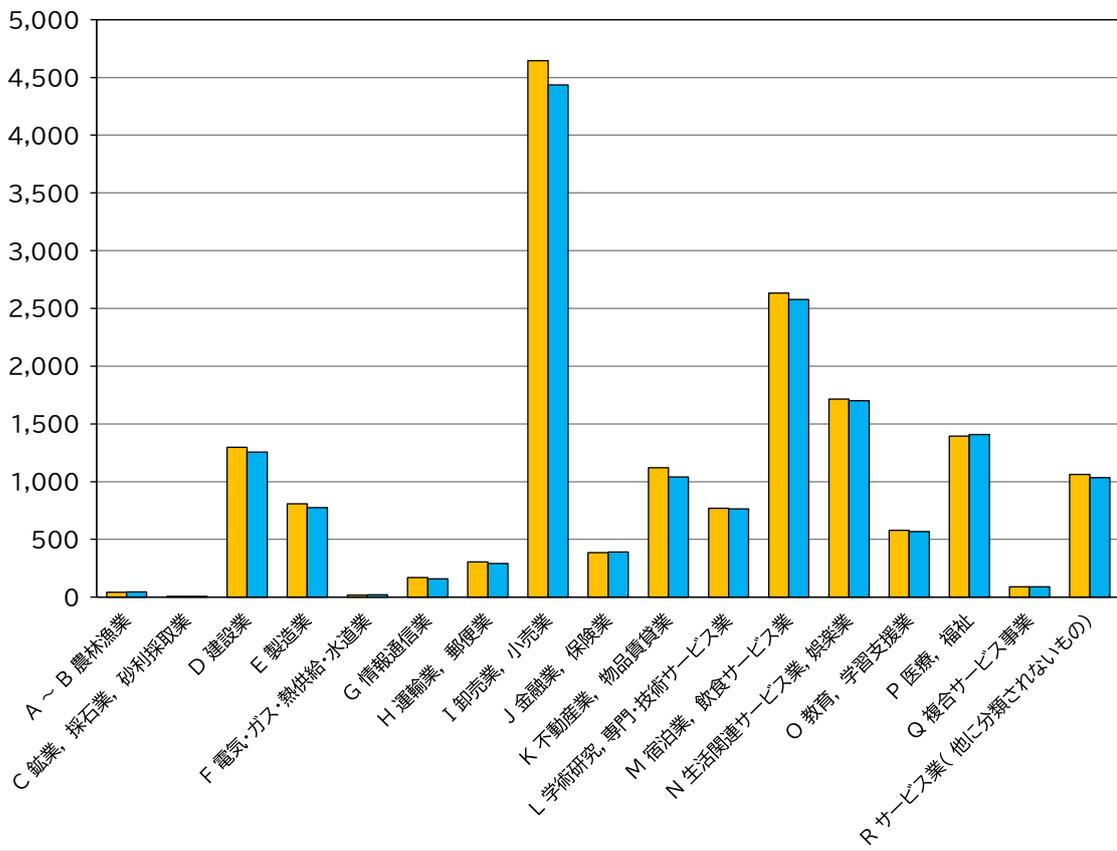
産業大分類	事業所数		構成比(%)		平成 26～28 年	
	平成 26 年	平成 28 年	平成 26 年	平成 28 年	増加数	増加率(%)
合 計	17,037	16,555	100.0	100.0	△ 482	△ 2.8
A～B 農林漁業	41	44	0.2	0.3	3	7.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	6	5	0.0	0.0	△ 1	△ 16.7
D 建設業	1,298	1,256	7.6	7.6	△ 42	△ 3.2
E 製造業	808	776	4.7	4.7	△ 32	△ 4.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18	19	0.1	0.1	1	5.6
G 情報通信業	168	157	1.0	0.9	△ 11	△ 6.5
H 運輸業、郵便業	305	291	1.8	1.8	△ 14	△ 4.6
I 卸売業、小売業	4,645	4,436	27.3	26.8	△ 209	△ 4.5
J 金融業、保険業	384	390	2.3	2.4	6	1.6
K 不動産業、物品賃貸業	1,120	1,040	6.6	6.3	△ 80	△ 7.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	769	765	4.5	4.6	△ 4	△ 0.5
M 宿泊業、飲食サービス業	2,634	2,576	15.5	15.6	△ 58	△ 2.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,716	1,700	10.1	10.3	△ 16	△ 0.9
O 教育、学習支援業	578	567	3.4	3.4	△ 11	△ 1.9
P 医療、福祉	1,395	1,407	8.2	8.5	12	0.9
Q 複合サービス事業	89	90	0.5	0.5	1	1.1
R サービス業(他に分類されないもの)	1,063	1,036	6.2	6.3	△ 27	△ 2.5

※資料:高知市の事業所－平成 28 年経済センサス-活動調査結果－(令和3年4月 高知市)

事業所数(産業大分類別)

(事業所)

■事業所数 平成26年 ■事業所数 平成28年



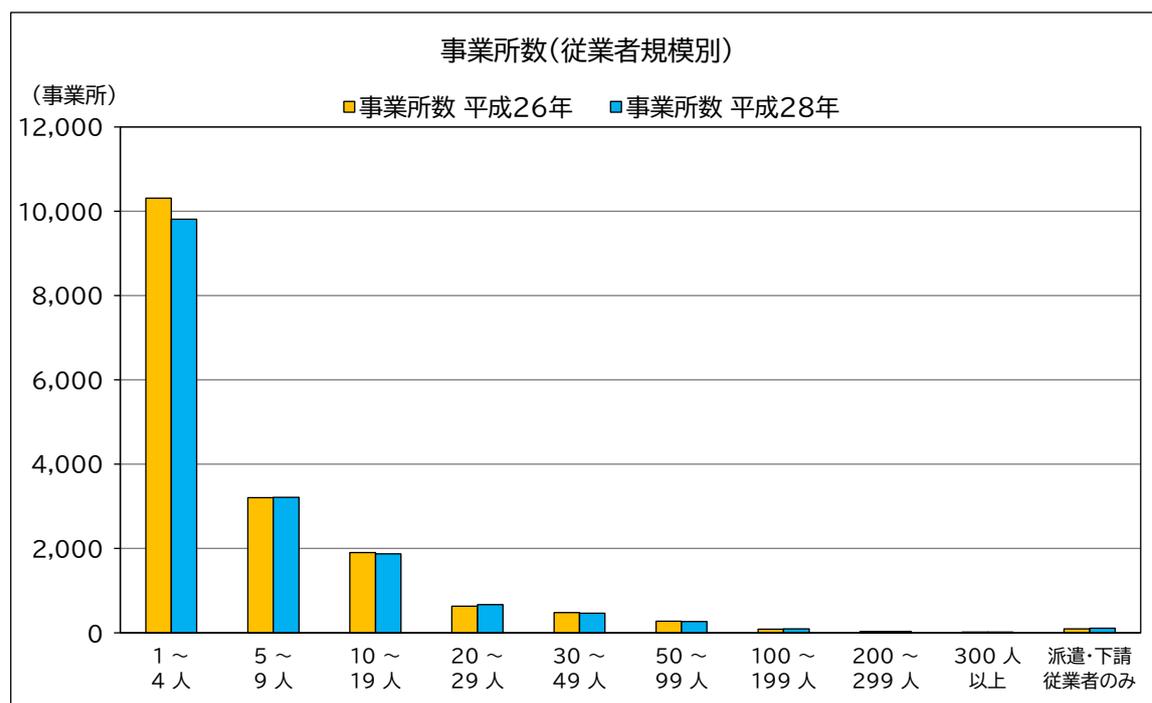
(2) 従業者規模別事業所数

平成 28 年経済センサス-活動調査結果について、従業者規模別に事業所数をみると、「1～4人規模」が 9,813 事業所(構成比 59.3%)と最も多く、続いて「5～9人規模」が 3,214 事業所(構成比 19.4%),「10～19人規模」が 1,874 事業所(構成比 11.3%)となっており、全体の 90.0%(14,901 事業所)を従業者数 20 人未満の事業所が占めています。

■従業者規模別の事業所数

従業者規模	事業所数		構成比(%)		平成 26～28 年	
	平成 26 年	平成 28 年	平成 26 年	平成 28 年	増加数	増加率(%)
合 計	17,037	16,555	100.0	100.0	△ 482	△ 2.8
1～4人	10,310	9,813	60.5	59.3	△ 497	△ 4.8
5～9人	3,207	3,214	18.8	19.4	7	0.2
10～19人	1,904	1,874	11.2	11.3	△ 30	△ 1.6
20～29人	630	670	3.7	4.0	40	6.3
30～49人	479	462	2.8	2.8	△ 17	△ 3.5
50～99人	276	272	1.6	1.6	△ 4	△ 1.4
100～199人	86	96	0.5	0.6	10	11.6
200～299人	30	30	0.2	0.2	0	0.0
300人以上	20	17	0.1	0.1	△ 3	△ 15.0
派遣・下請従業者のみ	95	107	0.6	0.6	12	12.6

※資料:高知市の事業所－平成28年経済センサス-活動調査結果－(令和3年4月 高知市)



第3章 一般廃棄物行政を取り巻く社会的動向

1 持続可能な開発目標(SDGs)

気候変動や天然資源の減少、生物多様性の損失、貧困、ジェンダーの平等など、世界中のあらゆる問題に対応するため、2015(平成27)年9月の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」、「持続可能な世界を実現する」ことを目指して、2030(令和12)年を達成期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、17のゴールと169のターゲットが設定されています。

廃棄物分野に関するターゲットとして、小売・消費レベルにおける食料廃棄の半減(12.3)や、3Rの促進による廃棄物の大幅な削減(12.5)のほか、プラスチックごみによる海洋汚染の防止(14.1)、廃棄物の適正処理(11.6)などが設定されています。



2 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたもので、2018(平成30)年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」(以下「第四次循環基本計画」という。)が閣議決定されました。

第四次循環基本計画では、循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として、持続可能な社会づくりとの統合的な取組の将来像が定められています。

3 食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。2020(令和2)年度の日本における食品ロス発生量の推計値は約522万tで、その内訳は、家庭系が約247万t(47%)、事業系が約275万t(53%)となっており、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

また、食品ロスの削減は、「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの1つとされ、2030(令和12)年までに世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させることが盛り込まれています。

こうした状況を踏まえて、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019(令和元)年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、2020(令和2)年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この基本方針では、第四次循環基本計画等との整合を図り、家庭系及び事業系の食品ロスを2030(令和12)年度までに2000(平成12)年度比で半減するとの目標が定められています。

4 プラスチック資源の循環

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化といった幅広い課題に対応するため、2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、「3R+Renewable(持続可能な資源)」を基本原則として、プラスチックのリデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進、再生材・バイオプラスチックの利用促進によって、実効的なプラスチック資源の循環を図ることなどが重点戦略として位置付けられ、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げています。

さらに、様々な製品に使用されているプラスチックに関して、包括的に資源循環する体制を強化し、製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における資源循環等の取組を促進するための措置を講じる「プラスチック資源循環法」が2021(令和3)年6月に制定され、2022(令和4)年4月に施行されました。プラスチック資源循環法では、プラスチック使用製品設計指針の策定と適合製品の認定、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化等の措置が講じられています。



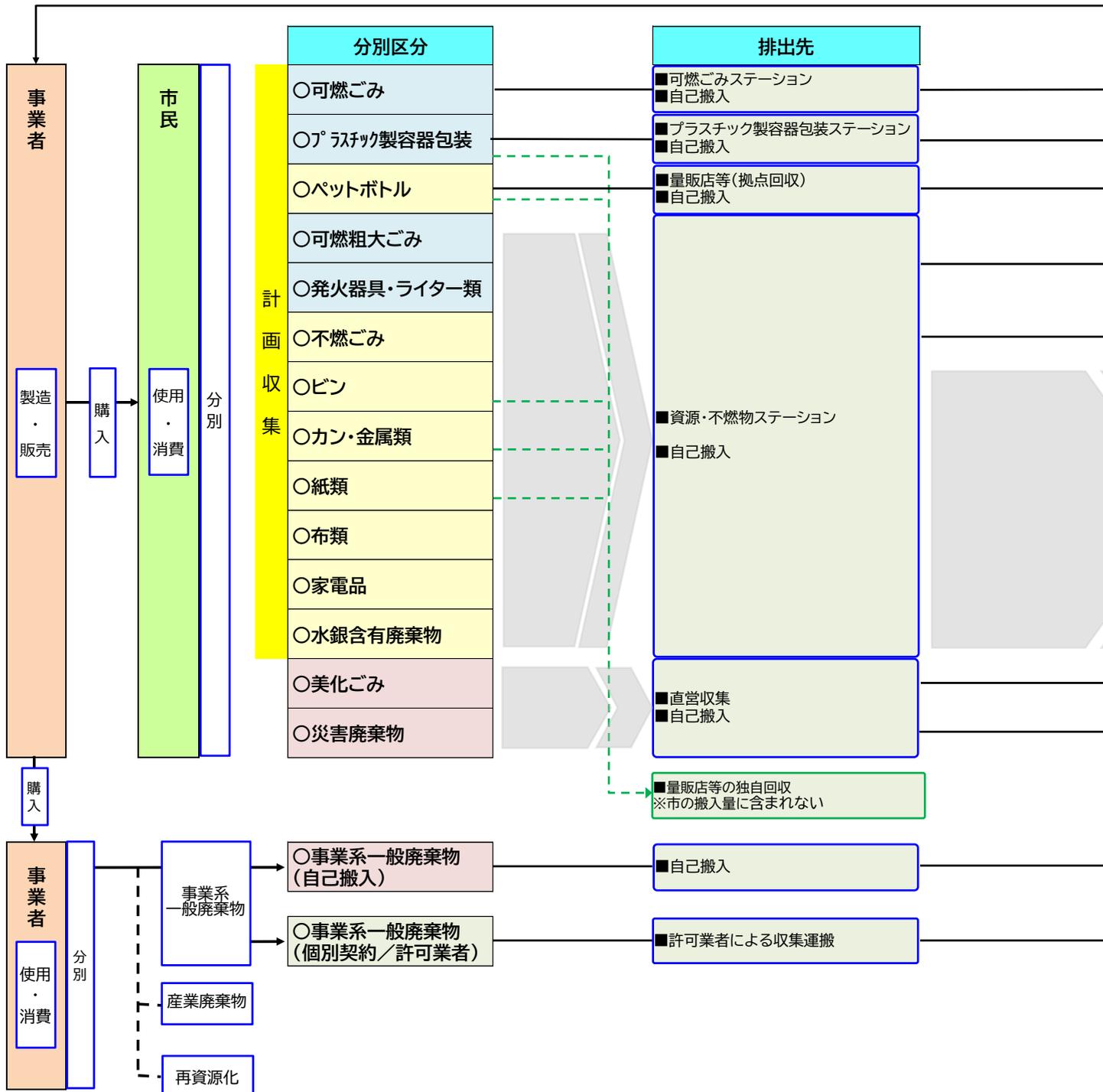
**プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル**

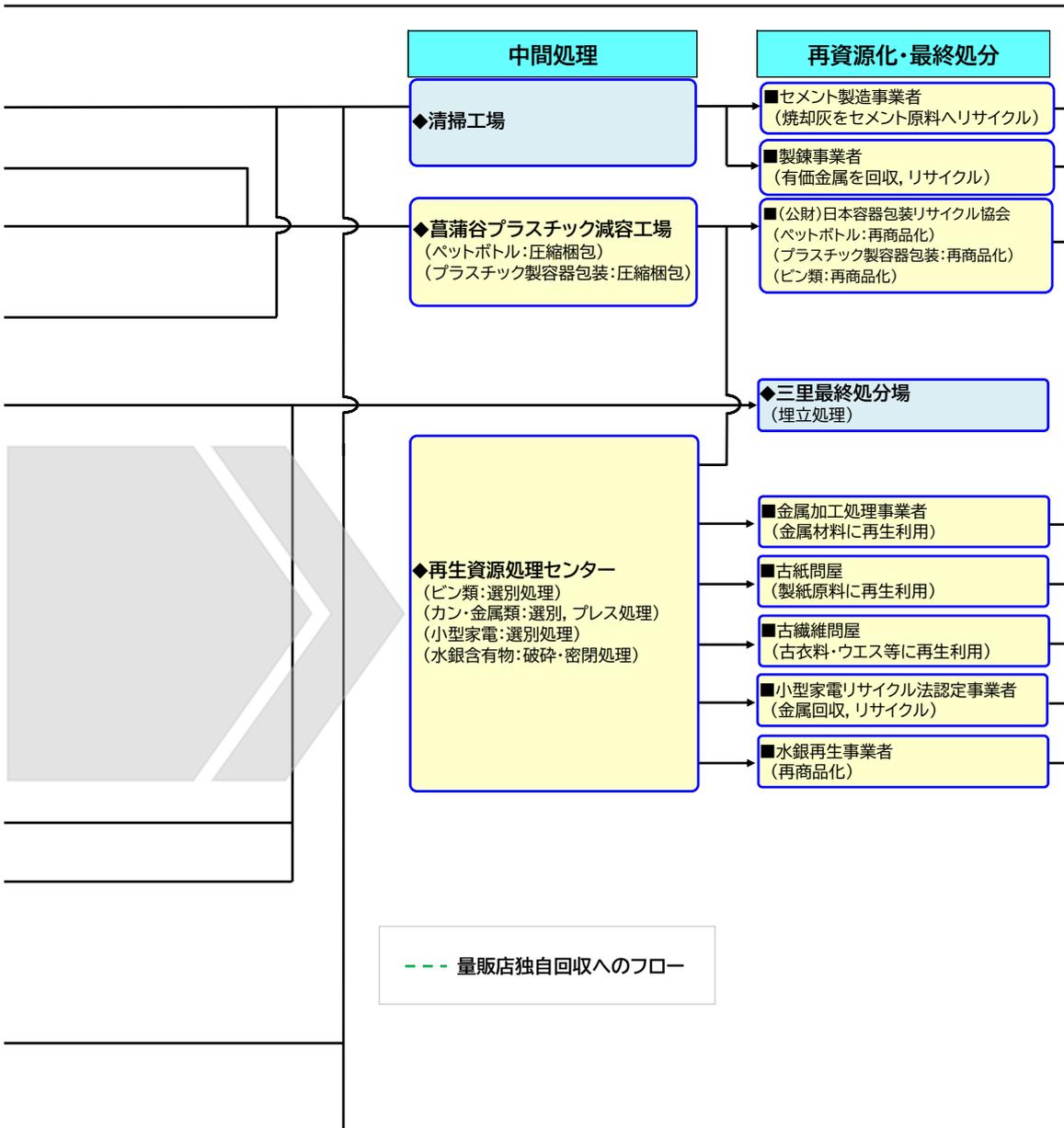
第2編 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理のフローを以下に示します。





2 ごみの分別区分及び収集方法等

(1) 家庭系ごみ

本市で計画収集を行っている家庭系ごみの分別区分及び収集方法等は、次頁のとおりとなっています。

「可燃ごみ」は、週2回ステーション収集しており、月・木曜日に収集する地域と、火・金曜日に収集する地域に分かれています。

「プラスチック製容器包装」は、週1回ステーション収集しており、全地域水曜日に収集しています。

「可燃粗大ごみ」、「不燃ごみ」、「家電品」、「資源物」、「水銀含有廃棄物」及び「発火器具・ライター類」は、概ね月1回ステーション収集しており、収集日の午前 8 時までに出すこととしています。ステーションの管理は、登録団体・廃棄物減量等推進員をはじめとする市民の協力によって行われており、本市の特徴である、市民・再生処理事業者・行政の協働による資源・不燃物の分別収集システム「高知方式」による分別収集が行われています。

「ペットボトル」は、拠点回収方式で、量販店等に設置している回収ボックスへ排出することとしています。

2020(令和2)年4月からは、「ふれあい収集」として、高齢者や要介護認定者のみの世帯等で、「可燃ごみ」や「プラスチック製容器包装」について、自ら持ち出すことが困難で、親族や近隣住民等の協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行っています。

また、計画収集以外では、町内会の環境美化活動により収集又は排出された「美化ごみ」、火災又は自然災害等により発生した「災害廃棄物」があります。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、廃棄物処理法において、排出事業者自らの責任において、適正に処理しなければならないとされており、本市では、家庭系ごみのステーションへの排出は認めておらず、また市による収集も行っておりません。

排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、許可業者若しくは再生輸送業者に収集を依頼して処理を行っています。

なお、市場や鮮魚店、スーパーなどから排出される魚腸骨(魚のあら)は、市町村が処理しなければならない一般廃棄物であり、広域連携での第3セクター方式による魚腸骨処理と魚粉、魚骨の製造、販売が行われています。

ここ数年の魚腸骨の収集量は3,000t前後、魚粉出荷量は700t前後で、それぞれ推移していますが、魚あら収集量の減少や施設の老朽化が進む中で、今後の施設のあり方や代替処理方法が関係市町村で検討されています。

■家庭系ごみの分別区分及び収集方法等

分別区分		具体例	収集方法	収集回数	収集体制	処理方法
可燃ごみ		生ごみ・かばん・おむつ・プラスチック製のバケツやおもちゃなど・草・庭木 (45Lのごみ袋に入るもの)	ステーション収集	週2回 (月・木地域、火・金地域)	直営	焼却
可燃粗大ごみ		タンス・ふとん・カーペットなど		月1回		
不燃ごみ		陶器の皿・割れたガラス・化粧ビン・鏡・カミソリなど		週1回	委託	埋立
家電品		電子レンジ・掃除機など			直営・委託	再資源化
プラスチック製容器包装		 が付いているもの たまごパック・食品トレイ・お菓子の袋・発泡スチロール・ペットボトルのラベル・キャップ・シャンプーのボトルなど			直営	
ペットボトル		ペットボトルの本体	拠点収集	週2回	委託	
資源物	紙類	ダンボール	ダンボール	ステーション収集	月1回	
		新聞紙・チラシ	新聞紙・チラシ			
		雑誌	雑誌・書籍・カタログなど			
		飲料用紙パック	牛乳やジュースなどの紙パック			
		雑がみ	ティッシュやお菓子の箱・紙袋・封筒など			
	布類	ズボン・シャツ・タオルなど				
	カン	アルミカン・スチールカン				
	金属類	自転車・鍋・フライパンなど				
	ビン	透明	透明のびん			
		茶色	茶色のびん			
その他の色		緑色・紫色・黒色など				
水銀含有廃棄物		蛍光灯・乾電池・体温計など				
発火器具・ライター類		未使用の花火・ライターなど			直営	焼却

(3) 市が収集しないごみ

① 家電リサイクル法対象機器(特定家庭用機器廃棄物)

家電リサイクル法対象の4品目(家庭用エアコン, テレビ(ブラウン管, 液晶, プラズマ), 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機・衣類乾燥機)は, 小売業者による引き取りと製造業者等によるリサイクルが義務付けられており, 消費者(排出者)は廃棄する際に, リサイクル料金の負担が必要となっています。

本市では, 購入店等での引き取りが困難な場合は, 高知県電機商業組合との協定のもと, 家電リサイクル推進事業協力店への依頼を案内しています。

② パソコン

パソコンは, 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品であり, 2003(平成15)年10月から指定再資源化事業者(製造メーカー等)での回収リサイクルが開始されたため, 市による収集は行わず, 排出者が指定再資源化事業者等に回収を申し込むこととしています。

また, 2022(令和4)年7月からは, 国の認定事業者と協定を締結し, 宅配便による回収も行っています。

③ 処理困難物

本市では, 家庭系ごみのうち, プロパンガスボンベやガソリンといった発火性・引火性のあるもののほか, ピアノや農薬, 薬品, 消火器, 自動車用タイヤ及び廃FRP船などについては, 本市の処理施設で適正処理ができないため, 販売店等で引き取ってもらうように案内しています。

④ 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される在宅医療廃棄物のうち, 注射針等の鋭利なものについては, 安全に扱うことが困難なため, 市による収集は行わず, 処方された病院や薬局等に引き取ってもらうよう案内しています。

3 ごみ処理体制

(1) 収集車両基地

本市では、直営のごみ収集車両を集中管理し、効率的な収集体制の構築を図るため、ごみ収集車両基地の高知市クリーンセンターを設置しています。高知市クリーンセンターの概要は以下のとおりです。

■高知市クリーンセンターの概要

所在地	高知市長浜宮田 2000-10													
着工	平成 25 年 11 月 19 日													
竣工	平成 27 年 3 月 13 日													
敷地面積	8,541.48 m ²													
建物面積	管理棟	2,984.59 m ²												
	車庫棟	2,474.47 m ²												
収容可能台数	72 台（保有車両 66 台(令和4年 10 月現在)）													
洗車設備	8台													
排水処理	合併処理浄化槽による浄化処理後放流													
付帯施設	地区集会室													
付帯設備	燃料備蓄設備(軽油 40 kℓ, 高知市清掃工場内に設置), 太陽光発電設備(100kw), 非常用自家発電装置(135kw), 受水槽(12t)													
建設費	1,496,056 千円	<table border="0"> <tr> <td>本体工事費</td> <td>1,261,989 千円</td> <td rowspan="5">} 国庫補助金 1,512 千円 起債 1,460,100 千円 一般財源 34,444 千円</td> </tr> <tr> <td>付帯工事費</td> <td>45,238 千円</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>82,298 千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td>40,320 千円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>66,211 千円</td> </tr> </table>	本体工事費	1,261,989 千円	} 国庫補助金 1,512 千円 起債 1,460,100 千円 一般財源 34,444 千円	付帯工事費	45,238 千円	用地費	82,298 千円	調査費	40,320 千円	事務費	66,211 千円	
本体工事費	1,261,989 千円	} 国庫補助金 1,512 千円 起債 1,460,100 千円 一般財源 34,444 千円												
付帯工事費	45,238 千円													
用地費	82,298 千円													
調査費	40,320 千円													
事務費	66,211 千円													

(2) 中間処理施設

本市では、中間処理施設として、焼却施設、減容施設、再資源化施設を設置しています。

■中間処理施設の一覧

施設の種類	施設名称	処理対象
①焼却施設	高知市清掃工場	可燃ごみ, 可燃粗大ごみ
②減容施設	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場	プラスチック製容器包装, ペットボトル
③再資源化施設	高知市再生資源処理センター	資源物, 小型家電, 水銀含有廃棄物

① 焼却施設

高知市清掃工場は、2002(平成14)年4月から稼動を開始し、可燃ごみ・可燃粗大ごみの焼却処理を行っています。また、2003(平成15)年3月には経済産業省の新エネルギーバイオマス発電工場として認定を受けており、ごみ焼却時の熱エネルギーを活用し、発電を行い、工場内や併設する余熱利用施設「ヨネツツこうち」で有効利用するとともに、余った電気を電気事業者に売却するとともに、焼却灰・飛灰のセメント資源化等の取組により、2007(平成19)年度以降は、ゼロ・エミッション(廃棄物の排出ゼロ)を達成しています。

さらに、2023(令和5)年1月からは、余剰電力を「ごみ処理施設で発電された温室効果ガス排出係数ゼロのエネルギー」として、本庁舎等の関連施設で使用することで、高知市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減するなど、様々な取組により地球温暖化防止にも貢献しています。

■焼却処理量の推移(単位:t)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
処理量	114,159	113,348	115,639	113,176	115,495	112,320	113,231	109,818	110,480

■電力の発電量(単位:MWh)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
発電量	52,101	49,621	55,649	55,544	58,374	56,776	58,077	57,679	58,218

■高知市清掃工場の概要

所在地	高知市長浜 6459 番地												
着工	平成 10 年 12 月 19 日												
竣工	平成 14 年 3 月 29 日												
敷地面積	112,451 m ²												
建物面積	建築面積 11,126 m ² 延べ面積 28,843 m ²												
炉型式	全連続燃焼方式 (ストーカ式焼却炉)												
処理能力	ごみ焼却炉: 600t/24h (200t/24h×3炉) 灰溶融炉: 80t/24h (40t/24h×2系列)												
灰溶融方式	プラズマ方式												
最大発電容量	9,000 kw												
受入供給設備	ピットアンドクレーン方式 ピット容量 10,600 m ³												
通風設備	平衡通風式												
灰出し設備	灰溶融方式 (焼却灰, 飛灰) ※休止中												
ガス冷却設備	廃熱ボイラー												
排ガス処理設備	ろ過式集塵装置, 有害ガス除去装置												
建設費	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">{</td> <td style="width: 60%;"> 本体工事費 30,180,323 千円 付帯工事費 2,655,319 千円 用地費 45,744 千円 調査費 191,496 千円 事務費 252,604 千円 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">}</td> <td style="width: 15%; vertical-align: middle;"> 国庫補助金 6,217,029 千円 起債 25,754,300 千円 一般財源 1,354,157 千円 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33,325,486 千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				{	本体工事費 30,180,323 千円 付帯工事費 2,655,319 千円 用地費 45,744 千円 調査費 191,496 千円 事務費 252,604 千円	}	国庫補助金 6,217,029 千円 起債 25,754,300 千円 一般財源 1,354,157 千円	33,325,486 千円				
	{	本体工事費 30,180,323 千円 付帯工事費 2,655,319 千円 用地費 45,744 千円 調査費 191,496 千円 事務費 252,604 千円	}	国庫補助金 6,217,029 千円 起債 25,754,300 千円 一般財源 1,354,157 千円									
33,325,486 千円													
排ガス基準 (O ₂ 12%換算値)	ばいじん量 0.01g/Nm ³ 以下												
	硫黄酸化物 1.55Nm ³ /h(30ppm)以下												
	塩化水素 49mg/Nm ³ (30ppm)以下												
	窒素酸化物 55ppm以下												
	ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下												
	水銀 0.05mg/Nm ³ 以下												

② 減容施設

本市では、1990(平成2)年1月から、プラスチックごみの分別収集を実施し、高知市菖蒲谷プラスチック減容工場で減容固化後、埋立処分をしていましたが、容器包装リサイクル法の施行に伴い、2001(平成13)年11月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。

毎週水曜日に収集しているプラスチック製容器包装は、高知市菖蒲谷プラスチック減容工場で不適物を除去した後、約1/10に圧縮梱包され、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行っています。

また、2000(平成12)年4月から量販店などの店頭で回収を始めたペットボトルは、同工場で粉砕し、再生業者へ売却していましたが、2020(令和2)年度からは、圧縮梱包した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行っています。

■再商品化量の推移(単位:t)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
プラスチック製 容器包装	2,537	2,257	2,063	2,132	1,848	1,995	2,001	2,024	1,865
ペットボトル	178	146	133	167	145	135	134	129	143
合 計	2,715	2,403	2,196	2,299	1,993	2,130	2,135	2,153	2,008

■高知市菖蒲谷プラスチック減容工場の概要

所 在 地	高知市仁井田 3636 番地	
処 理 設 備	圧縮梱包	
着 工	平成元年6月30日	(圧縮梱包化工事) 平成13年6月30日
竣 工	平成2年2月24日	平成14年3月15日
敷 地 面 積	9,098 m ²	
建 物 延 面 積	3,058 m ²	
処 理 方 法	圧縮梱包方式(油圧一方締め方式)	
処 理 能 力	2.5t/h×5h/日×2系列=25t/日	
貯留及び投入方式	ピットアンドクレーン方式 ピット容量 1,812 m ³	
処 理 物 貯 留 方 法	ストックヤード 107 m ²	
建 設 費	(圧縮梱包設備工事) 222,600 千円	

③ 再資源化施設

本市では、家庭から分別排出された資源物の収集・再資源化を一貫して行うため、本市と高知市再生資源処理協同組合が協力して整備してきた高知市再生資源処理センターを、再資源化の中核施設として位置付けています。

資源・不燃物ステーションから回収した、ビン、カン・金属類、紙類、布類、水銀含有廃棄物、家電品について再資源化へ向けて中間処理を行っています。

■高知市再生資源処理センターの概要

所在地	高知市大津乙 1786 番地 1
敷地面積	6,722 m ²
建物施設	工場(鉄骨スレート平屋建) 462.75 m ² 事務所(鉄筋コンクリート2階建) 384.71 m ² 倉庫(鉄骨スレート平屋建) 1,629.34 m ² 計量室(鉄骨鋼板平屋建) 24 m ² 機械室(鉄骨スレート2階建) 84 m ²
設備	自動計量 30t秤 1基 押蓋式スクラッププレス機 2基 主押能力 150t 50CP仕上製品重量 200 kg 主押能力 200t 100CP仕上製品重量 400 kg リサイクル型蛍光管破砕機 1基 処理能力 直管型 1,500 本/h 環形 1,000 本/h

■資源物の再資源化工程

項目	再資源化工程
ビン	透明・茶色・その他の色ビンの3種類に分類→保管→◇容器包装リサイクル法に基づく処理
カン・金属類	材質により分類→種類ごとにプレス→保管→◇原料として売却
紙類	ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、飲料用紙パック、雑がみの5種類に分類→保管 →◇古紙問屋に売却
布類	保管→◇古繊維問屋に売却し古衣料・ウエス等に再利用
水銀含有廃棄物	乾電池類と蛍光管に分類→蛍光管は破砕→保管→◇国の認定事業者で再資源化処理 (※)
家電品	保管→◇国の認定事業者で再資源化処理

◇以降は外部施設での処理

※(公社)全国都市清掃会議「使用済み乾電池等広域回収処理事業」

(3) 最終処分場

高知市三里最終処分場は、管理型最終処分場として1985(昭和60)年から14年間、不燃物、減容固化したプラスチック類及び焼却灰等の埋立処分を行ってきました。1998(平成10)年度に処分場の拡張が完了し、1998(平成10)年9月24日の集中豪雨による災害廃棄物(31,406 m³)も埋立処分することができました。

2001(平成13)年度から開始した、容器包装リサイクル法によるプラスチック製容器包装のリサイクルのほか、高知市清掃工場でのプラスチック製品の焼却開始及び焼却灰・飛灰の溶融化や焼却灰のセメント資源化等により、埋立物は不燃ごみが主体となっています。

■埋立量の推移(単位:m³)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
総搬入量	4,843	3,266	1,469	2,700	1,362	1,592	2,634	1,603	1,388
総搬出量	0	336	397	212	221	170	63	91	92
埋立量	4,843	2,930	1,072	2,488	1,141	1,422	2,571	1,512	1,296

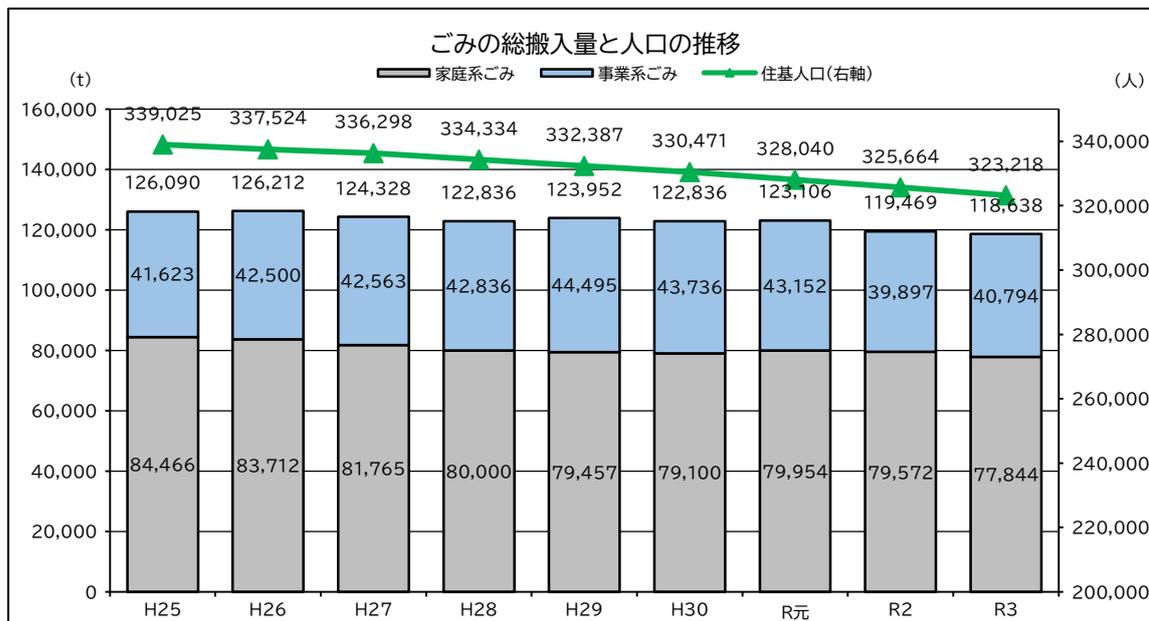
■高知市三里最終処分場の概要

所在地	高知市池 2571 番地															
着工	昭和 56 年6月 25 日	(増量処分地整地) 平成8年5月 24 日	(拡張処分場整備) 平成 9年1月 27 日													
竣工	昭和 60 年3月 31 日	平成8年9月 28 日	平成 11 年3月 14 日													
総面積	155,841.63 m ²															
埋立面積	63,300 m ² (拡張処分場整備前 30,300 m ²)															
埋立容量	698,000 m ³ (拡張処分場整備前 318,000 m ³)															
埋立残容量	120,561 m ³ (令和4年3月末)															
埋立廃棄物の種類	不燃ごみ等															
埋立方法	準好気性埋立 (セル方式)															
埋立期間	35 年以上を計画 (拡張処分場整備前 13 年 6 か月)															
浸出汚水処理施設																
建物延面積	1F 処理棟 579 m ² , 動力棟 40 m ² , 2F 管理棟 200 m ²															
処理能力	290m ³ /日															
処理方法	前処理+回転円板法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭+滅菌															
汚泥処理	濃縮→埋立処分															
建設費	(既存処分場整備分)															
	2,745,000 千円	<table border="0"> <tr> <td>調整槽築造工事費</td> <td>282,532 千円</td> <td rowspan="6">}</td> <td rowspan="6">国庫補助金 247,975 千円</td> </tr> <tr> <td>処理施設建設工事</td> <td>380,000 千円</td> </tr> <tr> <td>施設整備費</td> <td>479,576 千円</td> </tr> <tr> <td>付帯工事費</td> <td>467,941 千円</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>1,110,292 千円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>24,659 千円</td> </tr> </table>	調整槽築造工事費	282,532 千円	}	国庫補助金 247,975 千円	処理施設建設工事	380,000 千円	施設整備費	479,576 千円	付帯工事費	467,941 千円	用地費	1,110,292 千円	事務費	24,659 千円
調整槽築造工事費	282,532 千円	}	国庫補助金 247,975 千円													
処理施設建設工事	380,000 千円															
施設整備費	479,576 千円															
付帯工事費	467,941 千円															
用地費	1,110,292 千円															
事務費	24,659 千円															
建設費	(拡張整備分)															
	2,746,403 千円	<table border="0"> <tr> <td>用地造成工事費</td> <td>513,446 千円</td> <td rowspan="6">}</td> <td rowspan="6">国庫補助金 246,013 千円</td> </tr> <tr> <td>施設整備工事費</td> <td>988,709 千円</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>1,201,074 千円</td> </tr> <tr> <td>設計委託料</td> <td>14,972 千円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>28,202 千円</td> </tr> </table>	用地造成工事費	513,446 千円	}	国庫補助金 246,013 千円	施設整備工事費	988,709 千円	用地費	1,201,074 千円	設計委託料	14,972 千円	事務費	28,202 千円	起債 2,441,900 千円 一般財源 58,490 千円	
用地造成工事費	513,446 千円	}	国庫補助金 246,013 千円													
施設整備工事費	988,709 千円															
用地費	1,201,074 千円															
設計委託料	14,972 千円															
事務費	28,202 千円															
規制基準値	PH			5.8~8.6												
	BOD	60 mg/ℓ以下														
	SS	60 mg/ℓ以下														
	COD	—														
	T-N	日間平均:60 mg/ℓ 以下, 日最大:120 mg/ℓ 以下														
	T-P	日間平均: 8 mg/ℓ 以下, 日最大: 16 mg/ℓ 以下														
	大腸菌群数	日間平均:3,000 個/ml 以下														
	その他の項目	水質汚濁防止法排水基準のとおり														

4 ごみの排出量

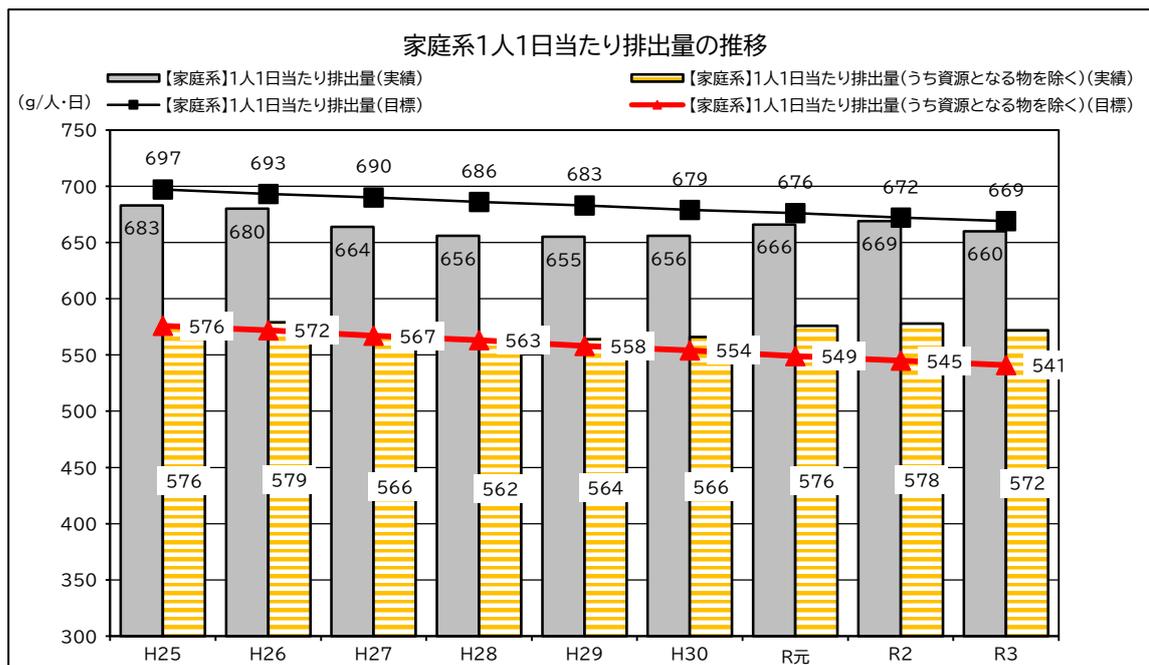
(1) ごみの総搬入量と人口の推移

本市のごみの総搬入量は、人口減少とともに減少傾向にあります。



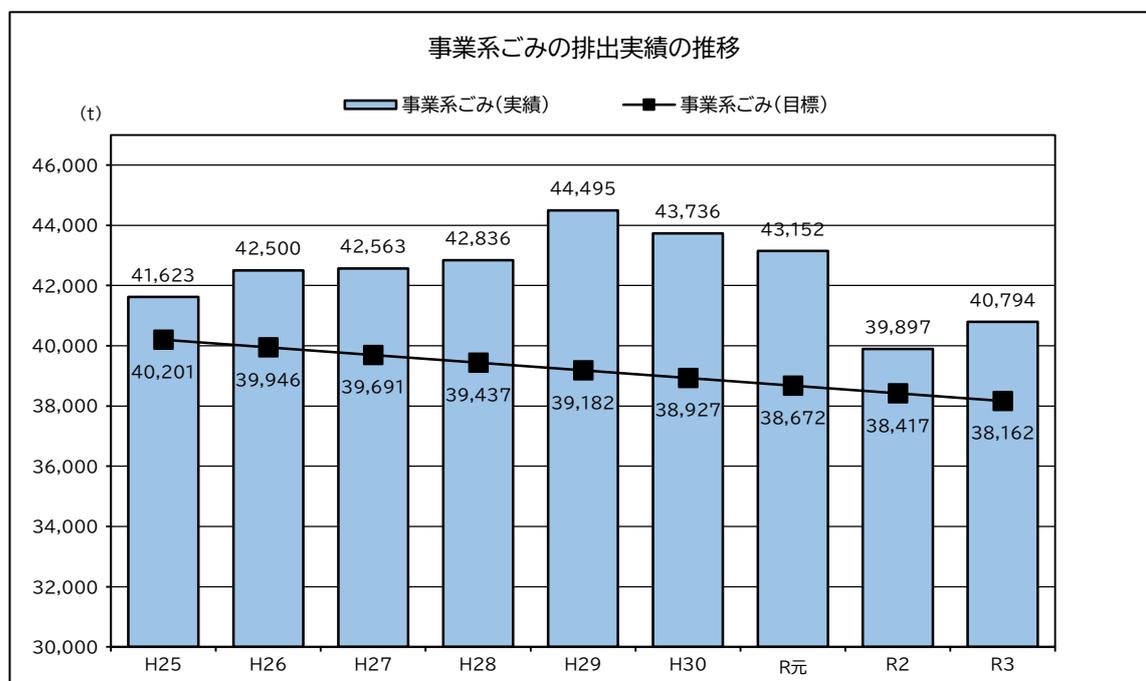
(2) 家庭系1人1日当たり排出量の推移

家庭系1人1日当たりの排出量は、前計画の削減目標より少ない排出量で推移していますが、「資源となる物を除く」と、近年微増傾向にあり、前計画の削減目標に届いていない状況です。



(3) 事業系ごみの排出量の推移

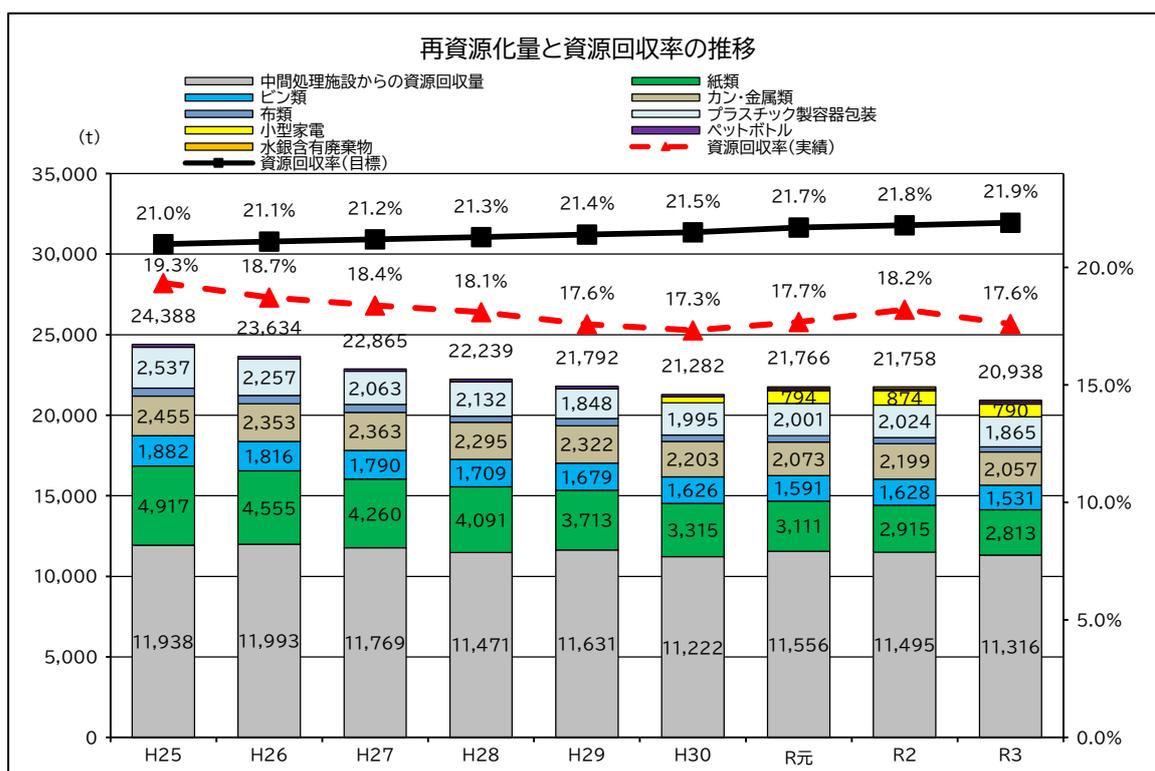
事業系ごみの排出量は、2017(平成 29)年度をピークに減少傾向にあります。前計画の削減目標とは大幅に乖離しています。なお、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の低迷により、排出量が大きく減少したものと推測されます。



5 再資源化量と資源回収率の推移

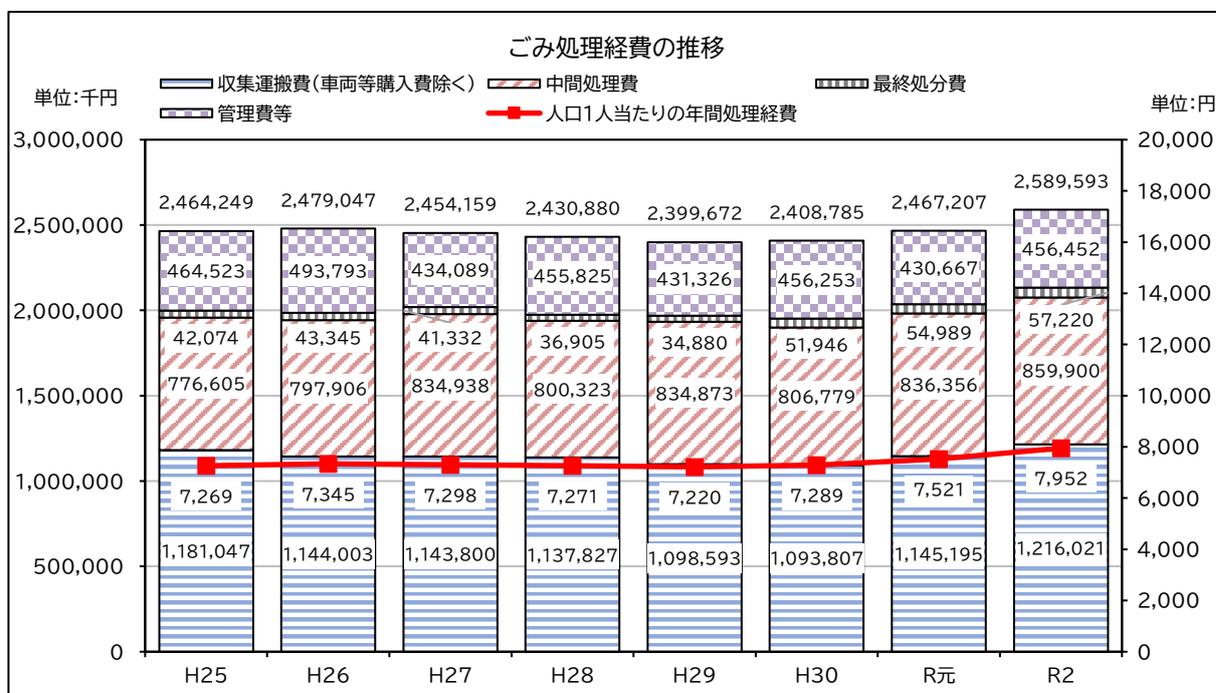
本市の再資源化量(積み上げ棒グラフ)は減少傾向で推移しており、前計画の目標である資源回収率(実線折れ線グラフ)の達成は困難な状況です。

再資源化量の約半分を占める中間処理施設からの資源回収量(高知市清掃工場の焼却灰等)は、横ばいで推移しており、家庭から排出される資源物等が減少している状況です。



6 ごみ処理費用

本市のごみの収集運搬、中間処理、最終処分等に掛かる経費(建設改良費等除く)は、25億円前後で推移しています。また、人口1人当たりの年間処理経費は、2020(令和2)年度実績で、7,952円となっています。



※資料:環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」の処理及び維持管理費(車両等購入費除く)の内訳。

※管理費等は、人件費のうち一般職、委託費のうちその他、調査研究費の合計。

第2章 課題の抽出

1 ごみ処理の評価手順

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、まず現在のごみ処理の評価を行う必要があります。

ごみ処理の評価方法は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成28年9月)に基づき、以下の手順で行います。

STEP 1

実績の整理

- ・ごみ処理フロー
- ・ごみ処理体制
- ・ごみ処理の実績

まず本市のごみ処理フロー、ごみ処理体制、ごみ処理の実績について、本計画の第2編 第1章「ごみ処理の現状」で整理。

STEP 2

標準的な評価項目の数値化

- ・循環型社会形成の視点
- ・地球温暖化防止の視点
- ・公共サービスの視点
- ・経済性の視点

STEP1 で整理した実績をもとに、標準的な評価項目について、数値化を行う。
※標準的な評価項目は、次頁参照
※公共サービスの視点では、令和3年度に実施したアンケート調査結果を活用

STEP 3

客観的な評価

- ・計画目標との比較
- ・中核市との比較
- ・国の目標との比較

STEP2 で整理した数値について、次の方法のいずれか、または組合せにより評価を行う。

- ア 前計画の目標値を基準値とした比較による評価
 - イ 国の目標値を基準値とした比較による評価
 - ウ 全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価
- ※類似団体の数値が公表されていないものは、本市の経年変化による評価を行う。

STEP 4

課題の抽出

STEP3 の結果をもとに、類似団体と比較して優れている点、不十分な点を把握し、国の目標値や動向を踏まえて、主要課題を抽出する。

STEP 5

課題の分析・整理

STEP4 で抽出した課題について、実績や施策の取組状況、類似団体との比較などの現状整理を基に、課題を分析し整理する。

■標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(または366日。以下同じ。)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	% (t/t)	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量(正味)÷熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量	g/人・日	温室効果ガス排出量(正味)÷人口÷365日
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	-	①ごみの収集(収集回数や分別区分等)に関して満足しているか。 ②ごみに関して困っていることや、問題だと感じていること ③指定ごみ袋の導入による可燃ごみ有料化について
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		資源回収に要する費用	円/t	資源化に要する総費用(正味)÷総資源化量
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用(正味)÷エネルギー回収量(正味)
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

※資料：「ごみ処理基本計画策定指針」(平成28年9月 環境省)

循環型社会形成の視点による評価

(1) ごみの排出量

ごみの排出量は、標準的な評価項目である1人1日当たりごみ総排出量に加えて、その内訳である「家庭系ごみ排出量」、「家庭系ごみ排出量(資源となるものを除く)」、「事業系ごみ排出量」の3つの項目を設けて評価を行います。

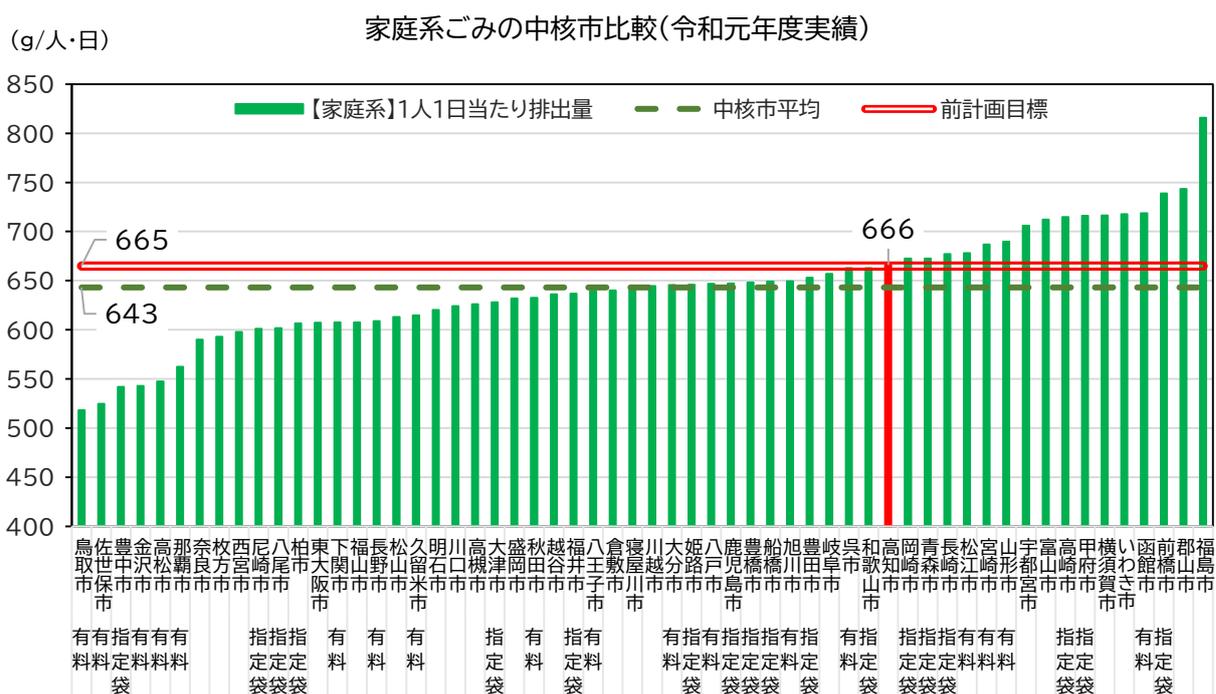
	高知市(R元)	前計画目標(R4)	中核市平均(R元)	国の目標(R7)
1人1日当たり ごみ総排出量	1,025g/人・日	991g/人・日	949g/人・日	約850g/人・日
家庭系ごみ排出量	666g/人・日	665g/人・日	643g/人・日	—
家庭系ごみ排出量 (資源となるものを除く)	576g/人・日	536g/人・日	517g/人・日	約440g/人・日
事業系ごみ排出量	43,152t	37,907t	40,691t	(約1,100万t)

1人1日当たりごみ総排出量の2019(令和元)年度実績は、前計画目標991g/人・日に対して1,025g/人・日であり、目標に届いておらず、中核市平均との比較でも76g/人・日多い結果となっています。国の目標との比較では、175g/人・日多く、ごみ減量への取組強化が求められます。

① 家庭系ごみ

家庭系ごみは、総排出量こそ前計画目標に近い値となっているものの、資源となるものの排出量が減少傾向であり、資源となるものを除く排出量は相対的に増加傾向にあります。また、中核市平均との比較でも、23g/人・日多い結果となっています。

中核市の家庭系1人1日当たり排出量を多い順に並べると、全58市中、17位となっています。



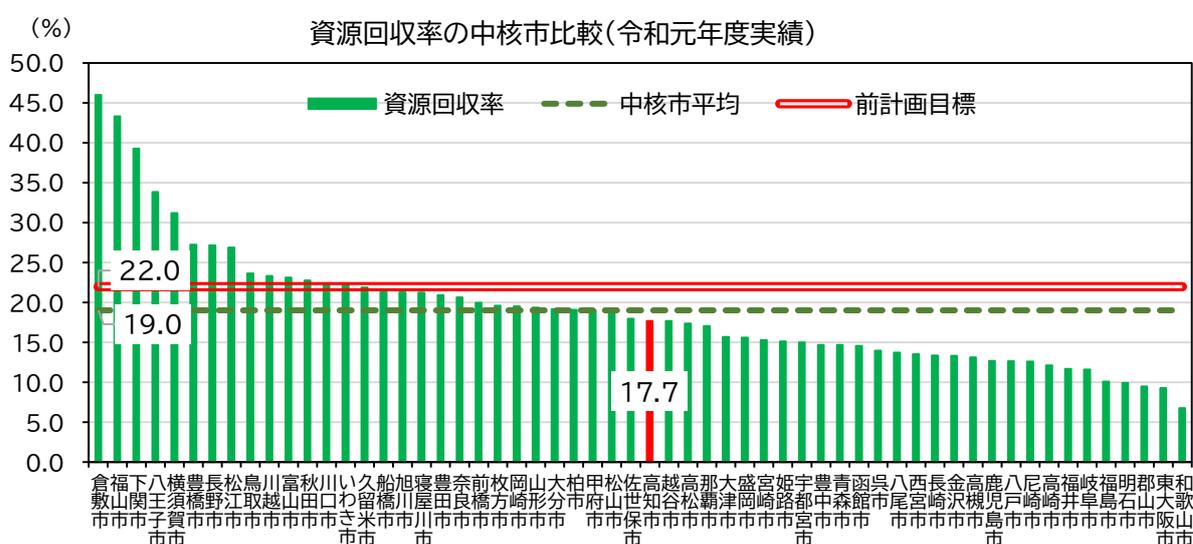
※自治体名の下に「有料」とある自治体は、可燃ごみの有料化を導入済、「指定袋」とある自治体は、指定袋制度のみを導入済(手数料上乘せなし)、「空白」はいずれも未導入。58市中、「有料」18市(31%)、「指定袋」18市(31%)、「未導入」22市(38%)。

(2) 廃棄物からの資源回収率

	高知市(R元)	前計画目標(R4)	中核市平均(R元)	国の目標(R7)
廃棄物からの資源回収率	17.7%	22.0%	19.0%	約28%

2019(令和元)年度の廃棄物からの資源回収率実績は17.7%となっており、前計画目標22.0%に届いていません。また、中核市平均との比較で1.3ポイント、国の目標との比較でも10.3ポイント低い結果となっており、廃棄物からの資源回収量の向上が求められます。

なお、中核市の資源回収率を低い順に並べると、全58市中、29位となっています。



(3) 廃棄物からのエネルギー回収量

	H28	H29	H30	R元
廃棄物からのエネルギー回収量	1,894 MJ/t	1,920 MJ/t	1,933 MJ/t	1,880 MJ/t
ごみ焼却量	113,176t	115,495t	112,320t	113,231t

高知市清掃工場では、廃棄物を焼却した際に発生するエネルギーを効率的に回収するため、設備の改良や運用方法の改善を実施することで、一定のエネルギー回収量を確保でき、今後も安定したエネルギー回収を維持していきます。

(4) 廃棄物のうち最終処分される割合

	高知市(R元)	前計画目標(R4)	中核市平均(R元)	国の目標(R4)
廃棄物のうち最終処分される割合	1.2%	—	8.9%	—
最終処分場の残余年数	2054年度まで (R36年度)	—	—	2042年度まで (R24年度)

本市では、焼却灰・飛灰のすべてをセメント資源化しているため、最終処分割合は 1.2%と低く抑えられており、中核市平均と比較しても、7.7ポイント低くなっています。

最終処分場の残余年数についても、国の目標である『2022年度に2017年度の水準(20年分)を維持』を上回っているため、今後も、現在の取組を維持していきます。

地球温暖化防止の視点による評価

(1) 温室効果ガスの排出量

	項目	単位	H27	H28	H29	H30	R元
本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量	総排出量	t-CO2	37,673	35,817	33,706	26,901	40,942
	1人1日当たり排出量	g/人・日	306	294	278	223	341
焼却処理量に占めるプラスチック類の組成率	プラスチック類の組成率	%	18.15	18.46	17.43	13.13	22.35

一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガスの排出量は、以下の式により算出するため、焼却処理量に占めるプラスチック類の組成率に大きく影響を受けます。

$$\text{一般廃棄物の焼却処理量} \times \text{プラスチック類の組成率} \times \text{一般廃棄物可燃分・灰分} \times \text{排出係数}$$

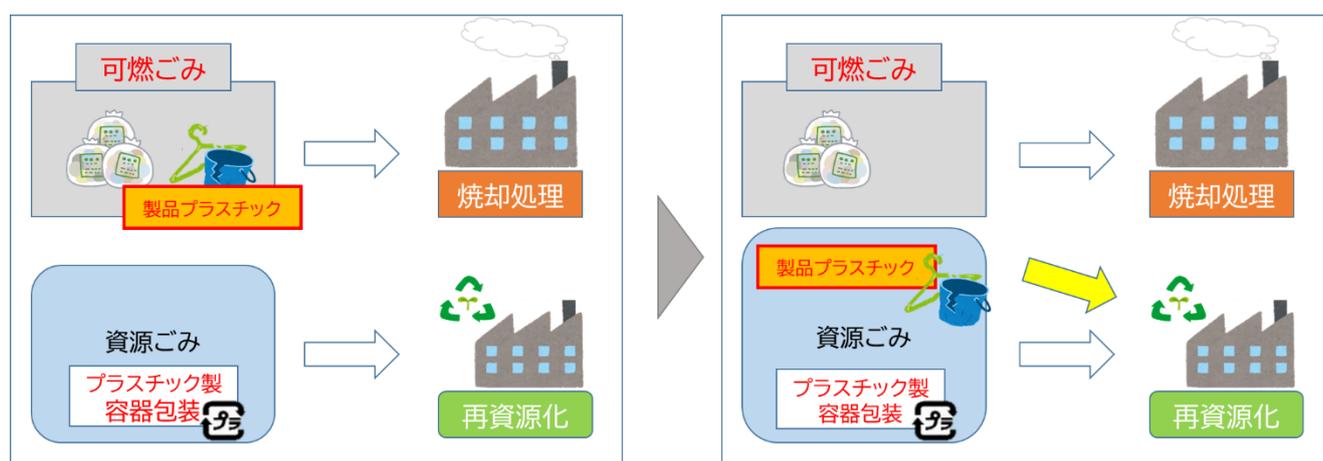
そのため、本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量は、プラスチック類の組成率と同様の傾向で推移し、2018(平成30)年度までは、総排出量、1人1日当たり排出量ともに減少傾向でしたが、2019(令和元)年度は増加となっており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、焼却されるプラスチック量の削減が求められます。

(2) プラスチック資源循環法への対応

2022(令和4)年4月1日に施行されたプラスチック資源循環法では、家庭から排出されるプラスチックごみについて、市町村が、プラスチック製容器包装と製品プラスチック(プラマークのついていないプラスチック)をまとめて、容器包装リサイクルルートを活用してリサイクルできるよう措置がされるようになったほか、市町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画の認定を受けて、リサイクルすることが可能となっています。

本市における課題として、現在、週2回の可燃ごみとして収集し、高知市清掃工場において焼却処理している製品プラスチックについて、再資源化に向けた新たな分別収集及び処理の体制作りが求められており、民間事業者の皆様から意見を広く意見を求めるサウンディング型市場調査を行うなど、効率的な再資源化処理事業の実現に向けた検討を行っています。

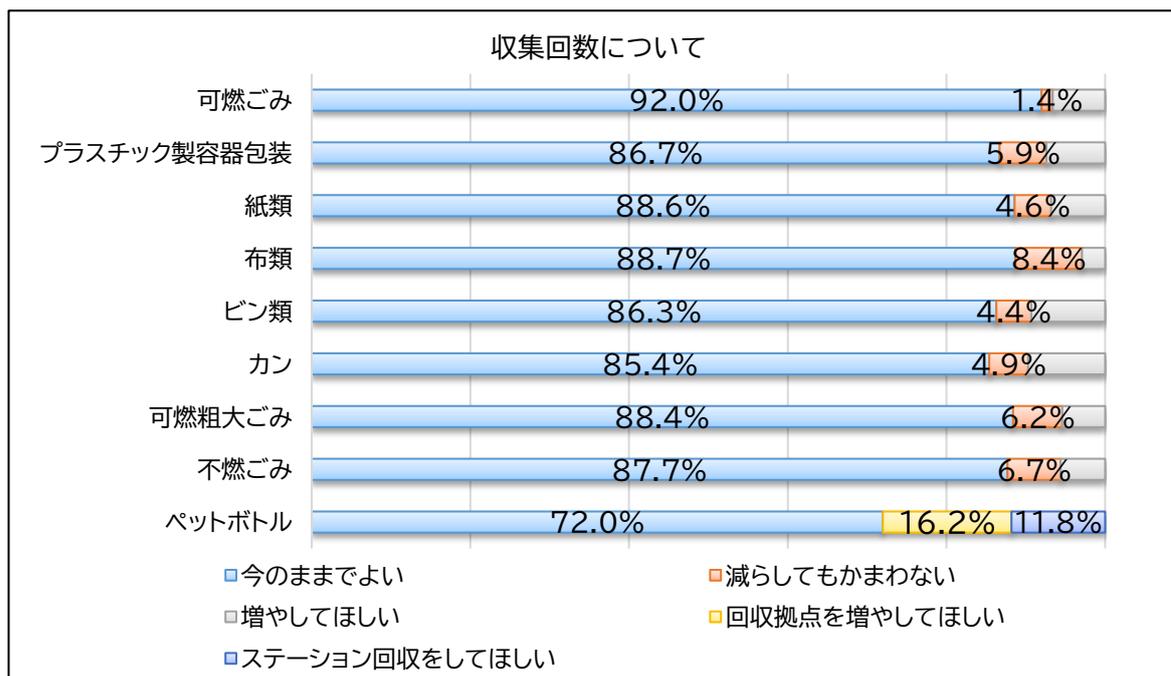
本市における製品プラスチックの新たな分別収集体制イメージ



公共サービスの視点による評価

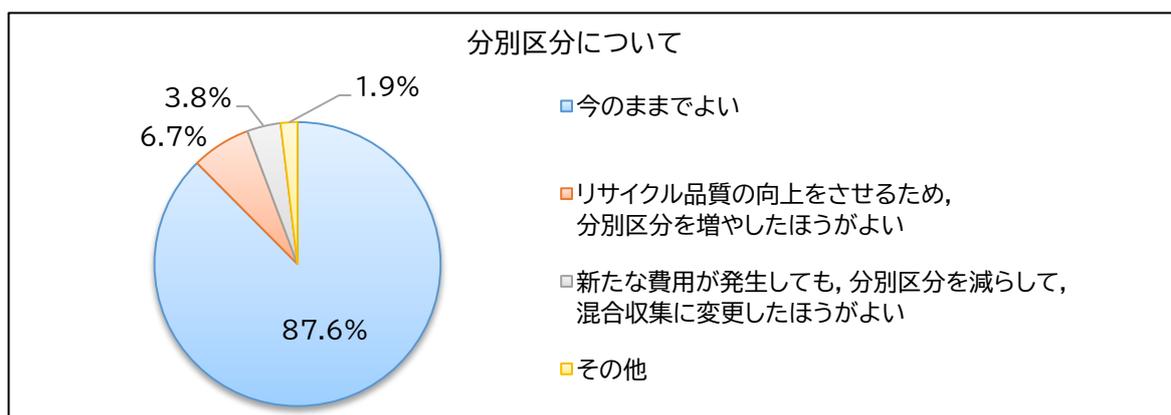
(1) 市の収集回数について

2021(令和3)年8月に実施した家庭ごみアンケート調査結果では、各品目の収集回数について、ペットボトルを除くすべての項目で、「今のままでよい」または「減らしてもかまわない」の合計が90%を占めており、不満は少ない結果となっています。



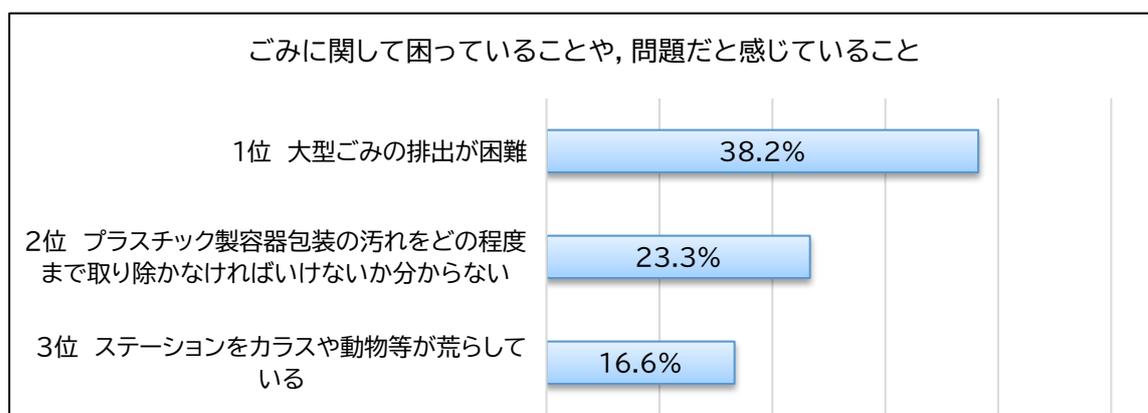
(2) 分別区分について

分別区分についても、「今のままでよい」との回答が87.6%となっており、不満は少ない結果となっています。また、「リサイクルの品質向上のため、分別区分を増やしたほうがよい」との回答は6.7%、「新たな費用が発生しても、分別区分を減らして、混合収集に変更したほうがよい」は3.8%となっています。



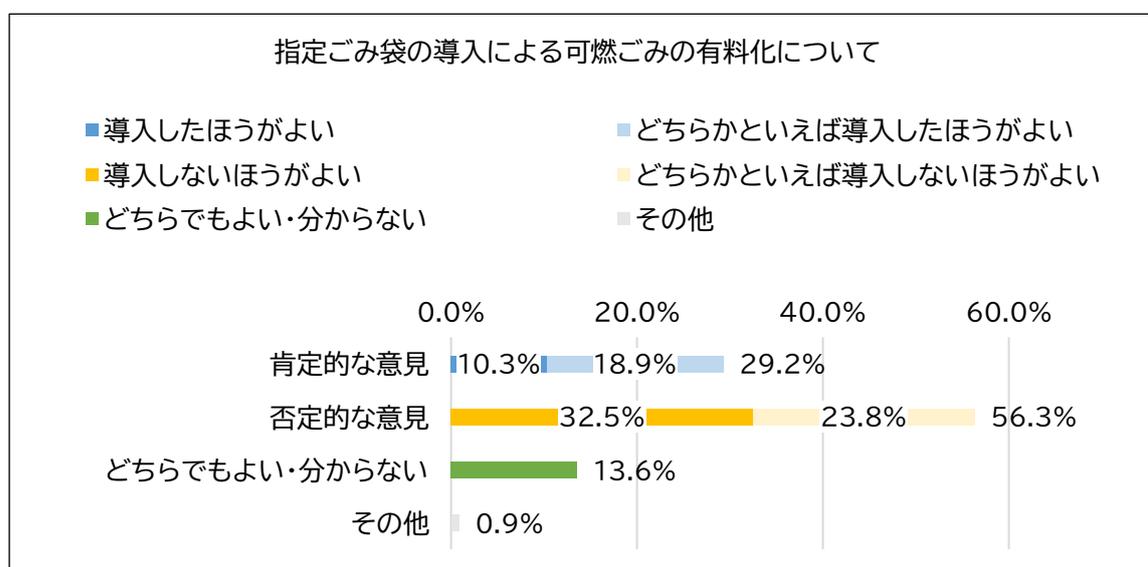
(3) ごみに関して困っていることや、問題だと感じていること

ごみに関する困りごとでは、「大型ごみ(タンク・ベッド等)の排出が困難」が1位となっており、いずれの年代でも回答者の4割近くが困りごととして回答しました。次いで、「プラスチック製包装容器の汚れをどの程度取り除かなければいけないか分からない」が多くなっています。



(4) 指定ごみ袋の導入による可燃ごみの有料化について

家庭系ごみの指定ごみ袋の導入による可燃ごみの有料化について、アンケートでは、「導入しないほうがよい」または「どちらかといえば導入しないほうがよい」の『否定的な意見』が半数以上を占めました。



「2 本市のごみ処理の評価」の結果をもとに、本計画期間中の主要課題として、以下の3項目を抽出しました。

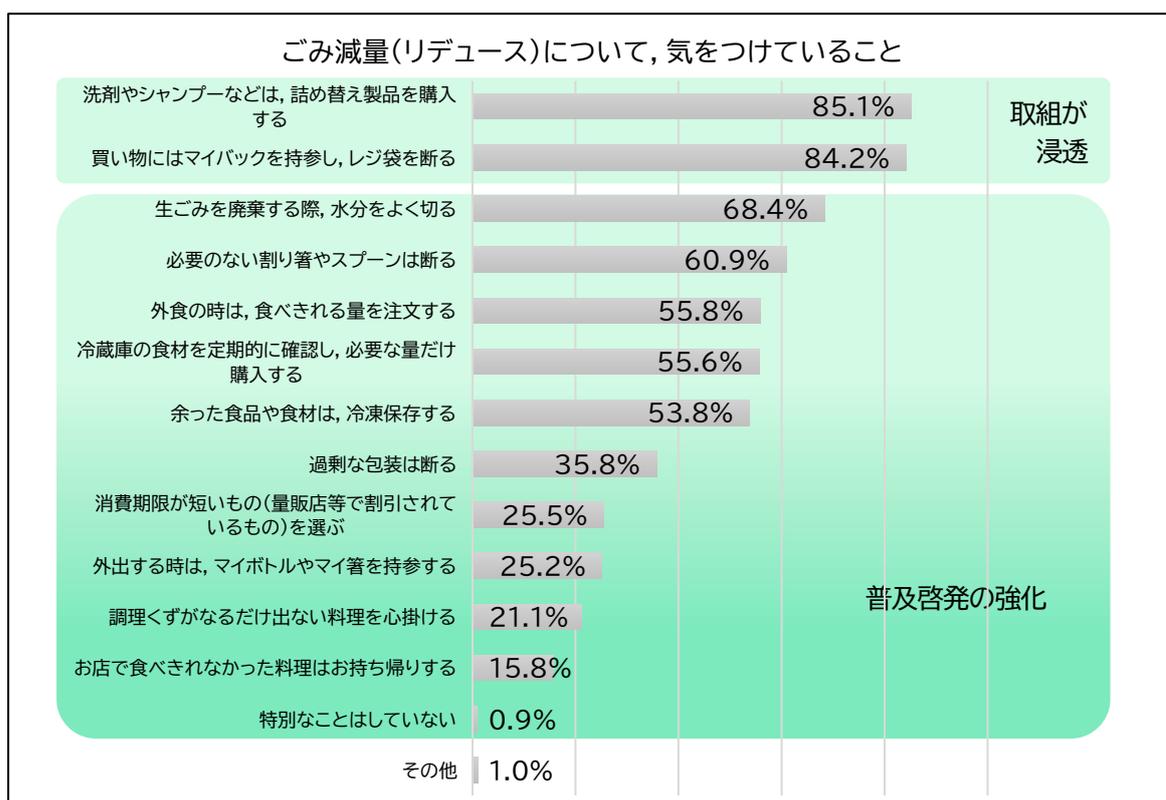
視点	主要課題
循環型社会形成	ごみ排出量の減量と資源回収率の向上について
地球温暖化防止	一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の削減について
公共サービス	市民満足度・市民サービスの向上について

主要課題1 ごみ排出量の減量と資源回収率の向上について

(1) 家庭系ごみの減量と資源回収率の向上について

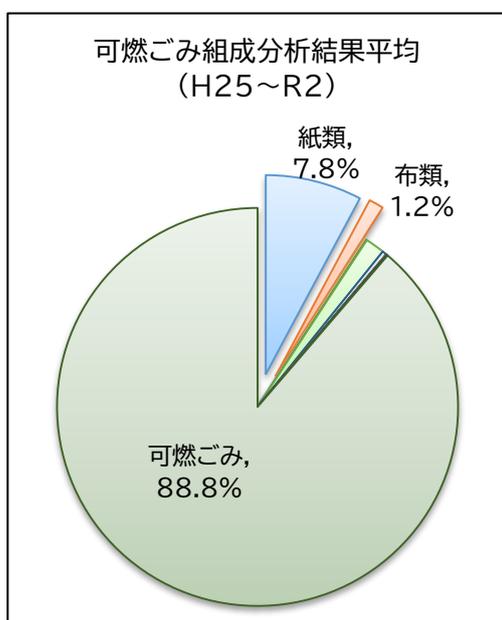
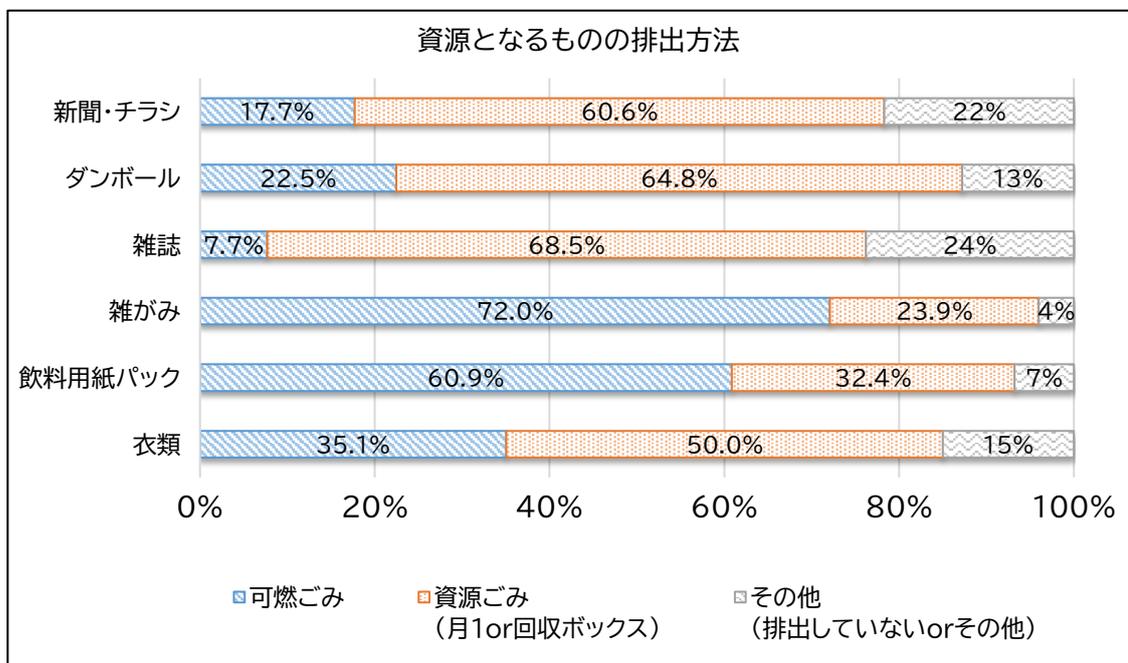
① 家庭系ごみの減量について

家庭ごみアンケート調査結果では、市民のごみ減量の取組について、「特別なことはしていない」は 0.9%となっており、ほとんどの方がグラフ中にあるような、家庭でできるごみ減量の取組を実施している結果となっています。個別の取組の中で、「詰め替え製品の購入」、「マイバックの持参」の割合が高い一方、「過剰な包装は断る」、「マイボトルやマイ箸の持参」、「調理くずがなるだけ出ない料理を心掛ける」などは取組が浸透しておらず、家庭系ごみの減量に向けて、取組が浸透していない事項を中心に、さらなる普及啓発が必要です。



② 家庭系ごみの資源回収率の向上について

家庭ごみアンケート調査結果では、資源となるものの排出方法について、可燃ごみとして排出しているとの回答が散見され、特に、雑がみ・飲料用紙パック等の紙及び衣類を、可燃ごみとして排出するとの回答割合が多い結果となっています。



2013(平成 25)年度から 2020(令和2)年度の可燃ごみステーションにおける組成分析の結果においても、排出された可燃ごみの約9%は、紙類・布類の資源となるものの混入であり、上記アンケート結果を裏付けるものとなりました。

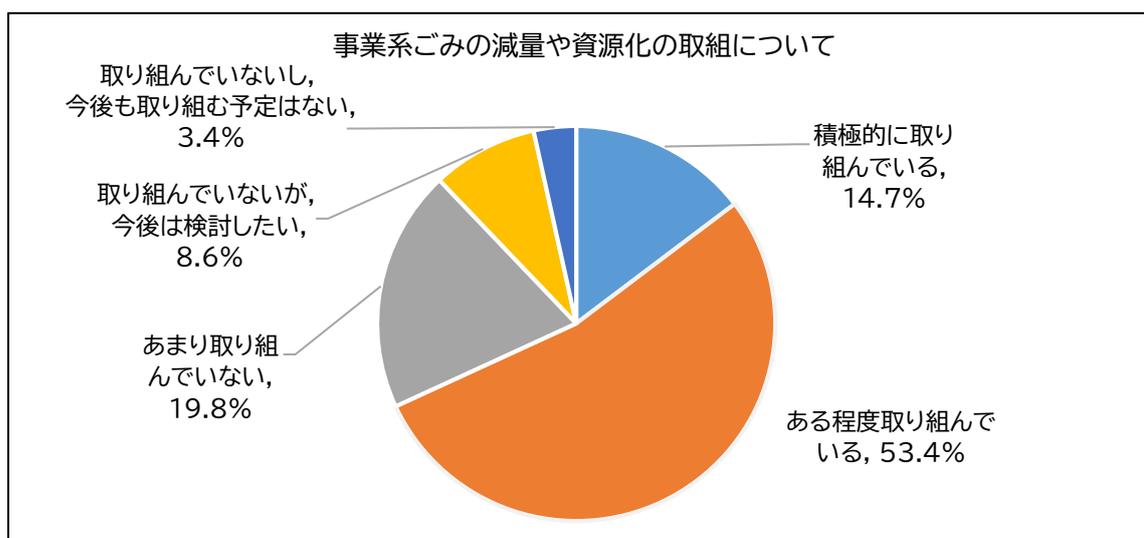
紙類・布類については、日常的に発生するものであり、月1回の収集まで分別して置くことが手間であることや、汚れているものは可燃ごみとして分別されることなどから、普段から週に2回の可燃ごみに多く排出されているものと思われます。布類・紙類について、適切な分別の啓発強化が課題となります。

(2) 事業系ごみの減量と資源回収率の向上について

① 事業系ごみの減量や資源化の取組について

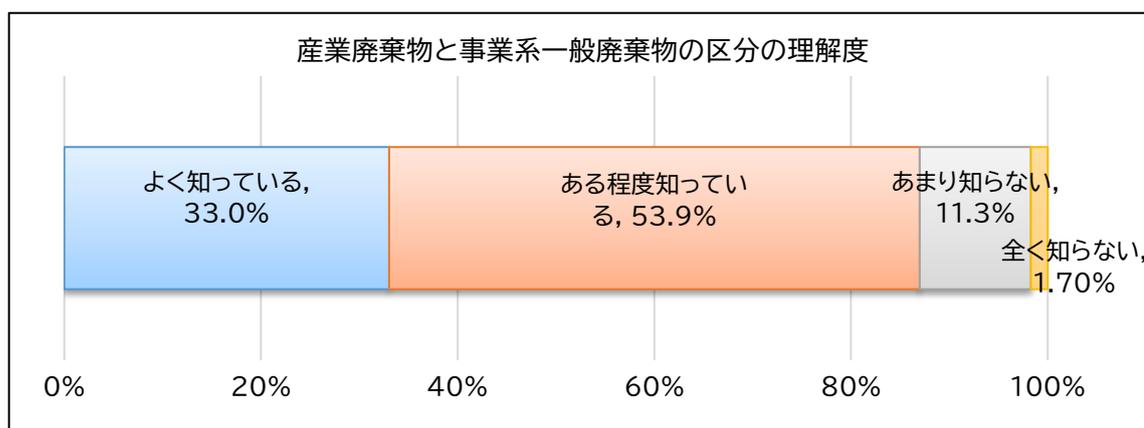
事業所ごみアンケート調査結果では、日頃からのごみの減量や資源化への取組について、「積極的に取り組んでいる」が 14.7%、「ある程度取り組んでいる」が 53.4%で、一定の取組をしている事業所が約 7 割となっています。

一方で、約 3 割の事業所では「あまり取り組んでいない」、「取り組んでいないが、今後は検討したい」、「取り組んでいないし、今後も取り組む予定はない」との回答となっています。

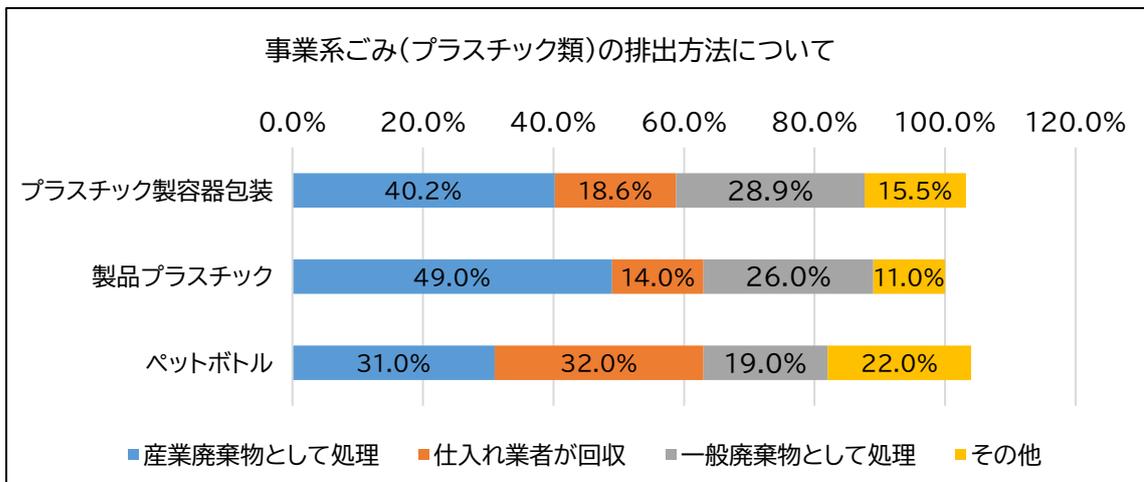


② 事業系ごみの排出方法について

事業所ごみに関するアンケート調査結果では、『産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区別の理解度』について、「ある程度知っている」、「よく知っている」が 86.9%となりました。

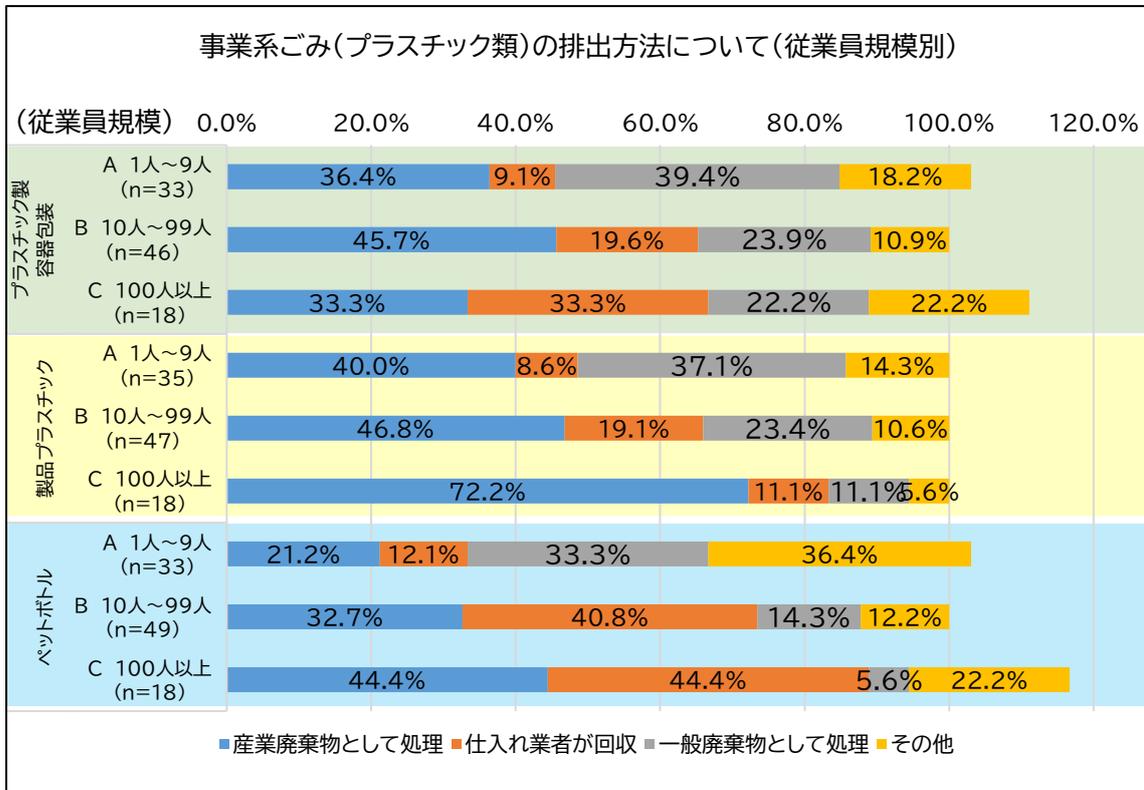


一方で、品目別の処理方法については、産業廃棄物として処理されるべきプラスチック類について、一般廃棄物として処理しているとの回答が2～3割程度となっています。



※複数回答有り(合計が100%を上回る場合があります。)

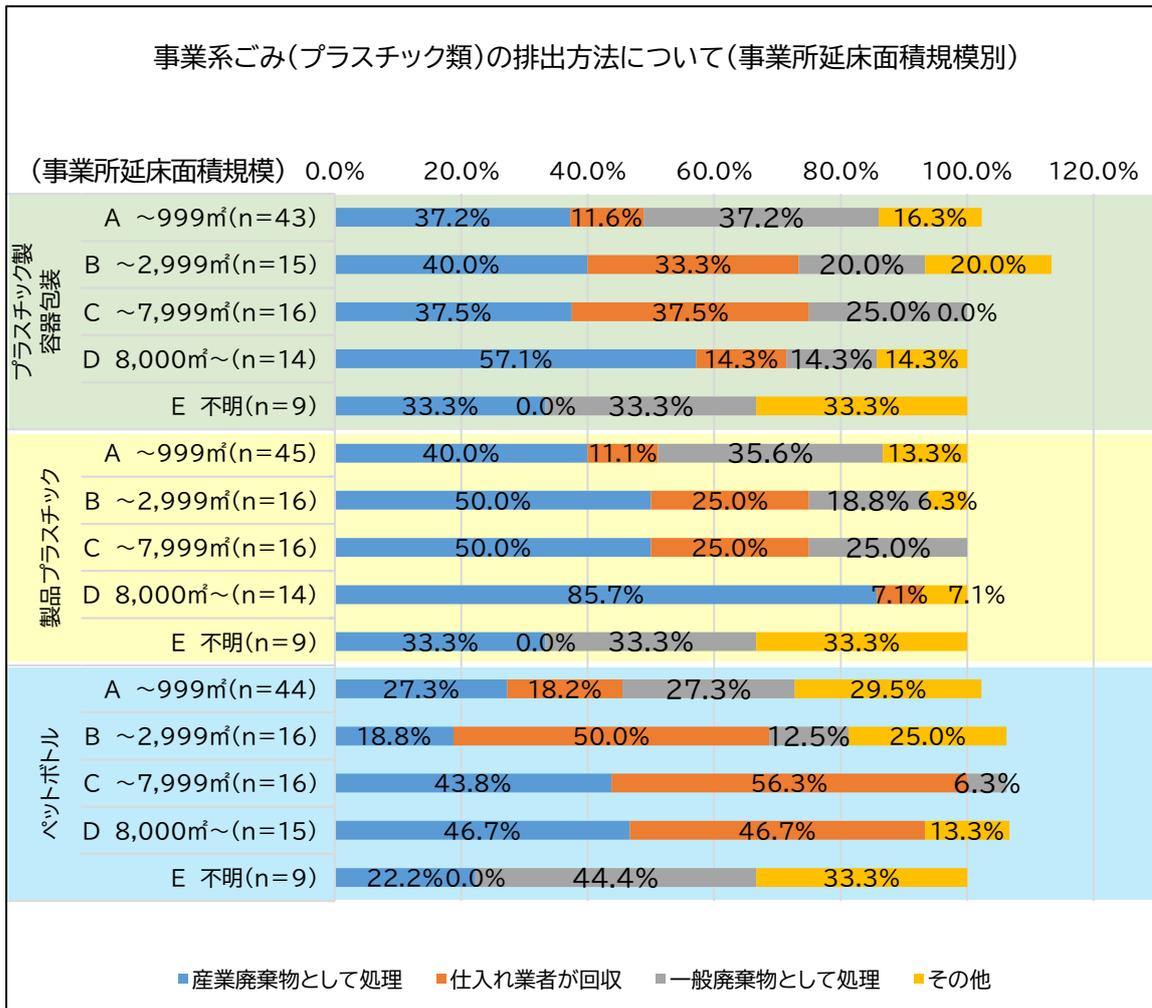
回答の割合について、『従業員数』と『事業所延床面積』の2つの視点で、規模別に見てみると、『従業員規模別』のグラフでは、従業員の少ない事業所ほど、その割合が高く、9名以下の事業所では『プラスチック製容器包装』は39.4%、『製品プラスチック』は37.1%、『ペットボトル』は33.3%が一般廃棄物として処理しているとの回答となっています。



※複数回答有り(合計が100%を上回る場合があります。)

『事業所延床面積規模別』に見たグラフでも同様の傾向が見られ、延床面積の小さい事業所ほど、一般廃棄物として処理の割合が高くなっており、999 m²以下の事業所では『プラスチック製容器包装』は37.2%、『製品プラスチック』は35.6%、『ペットボトル』は27.3%となりました。

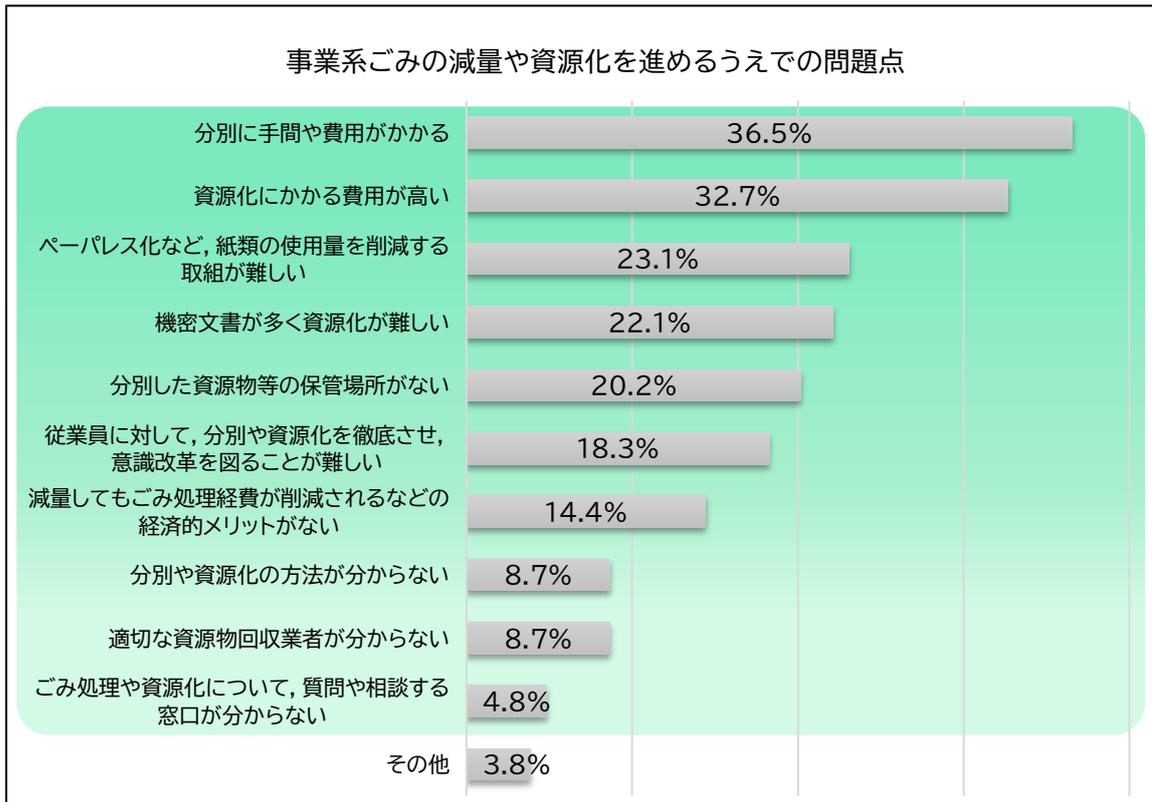
事業系ごみの排出については、大規模な事業所ほど、ごみの排出量が多くなることから、排出に関するルールや規定が明確に定められていると推測されます。反対に小規模な事業所は、家庭系ごみと事業系ごみの区分があいまいになっていると思われるため、適切な排出の指導や搬入指導の強化が求められます。



※複数回答有り(合計が100%を上回る場合があります。)

③ 事業系ごみの減量や資源化を進めるうえでの問題点について

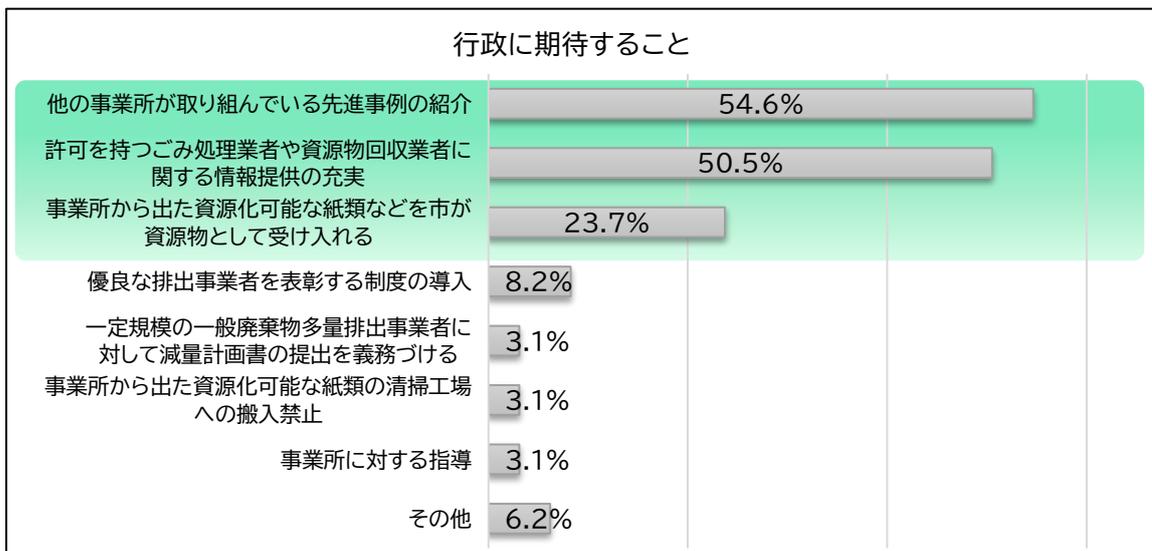
事業所ごみアンケート調査結果では、ごみの減量や資源化の取組を進めていくうえでの問題点について、「分別に手間や費用がかかる」が 36.5%と最も多く、次いで「資源化にかかる費用が高い」が 32.7%、「ペーパーレス化など、紙類の使用量を削減する取組が難しい」、「機密文書が多く資源化が難しい」、「分別した資源物等の保管場所がない」との回答が、それぞれ 20%程度となっています。



④ 事業所がごみ減量や資源化の取組を進めていくうえで行政に期待すること

事業所が、ごみ減量や資源化の取組を進めていくうえで行政に期待することは、「他の事業所が取り組んでいる先進的な事例の紹介」が 54.6%と最も多く、次いで「許可を持つごみ処理業者や資源物回収業者に関する情報提供の充実」が 50.5%となっており、主に行政からの情報発信への要望が強い結果となっています。

2022(令和4)年度から取組を開始した、多量排出事業者からの『事業系一般廃棄物減量等計画書』の情報の精査とともに、大規模事業所での取組状況・先進事例の収集を図り、各事業所が抱える問題点を踏まえた、情報発信の充実を図るなど、各事業所におけるごみ減量や資源化の取組を促進していくことが求められます。



主要課題2 一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の削減について

(1) プラスチック資源循環法への対応について

プラスチック資源循環法では、プラスチックの「①設計・製造段階」、「②販売・提供段階」、「③排出・回収・リサイクル段階」といったライフサイクル全体でプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置が講じられており、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進するために、消費者・事業者・行政のそれぞれの立場での取組が求められています。

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針(環境配慮設計指針)を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

②販売・提供段階



小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

使い捨てプラをリデュース

③排出・回収・リサイクル段階



あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

本市においても、市域の温室効果ガス削減に向けて、2021(令和3)年3月に『第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)』の改訂を行い、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で43%の削減、2050(令和32)年には実質ゼロとする目標を掲げるとともに、2021(令和3)年5月には「2050年ゼロカーボンシティ」の表明を行いました。

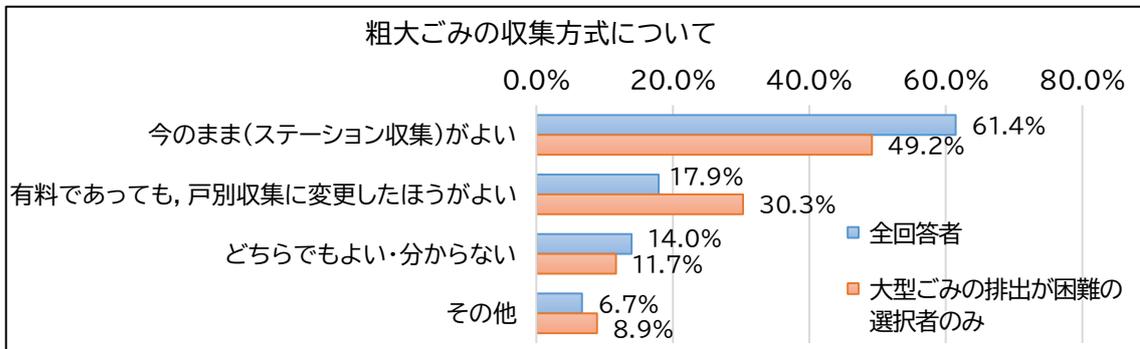
市域における対策として、「③排出・回収・リサイクル段階」では、効率的な再資源化処理を検討するとともに、「②販売・提供段階」においては、消費者である市民に対して、環境に配慮した製品の選択や、不要なプラスチック製品の削減についての普及啓発が求められます。

主要課題3 市民満足度・市民サービスの向上について

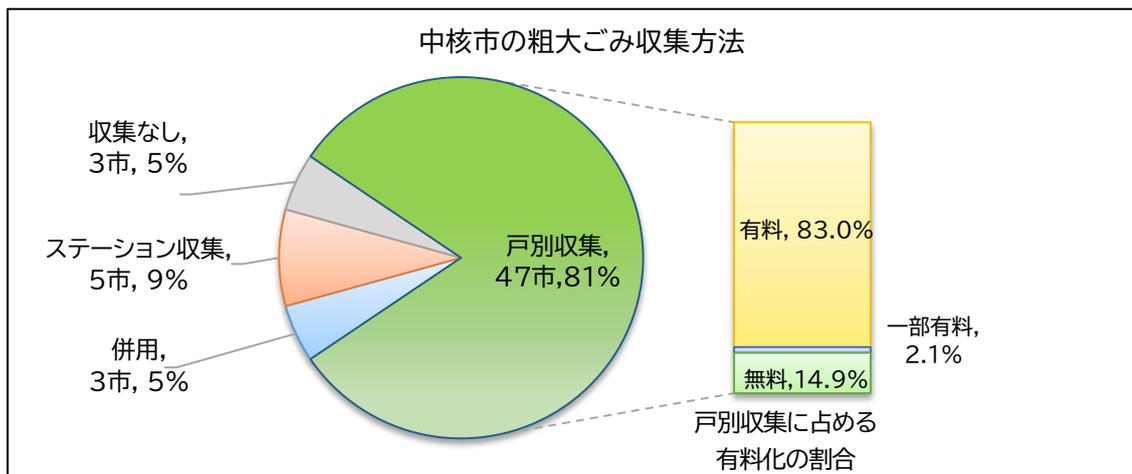
(1) 市民満足度・市民サービスの向上について

① 有料による粗大ごみの戸別収集の検討について

家庭ごみアンケート調査結果では、収集回数や分別区分についての不満は少ない結果でしたが、ごみに関する困りごとの1位は「大型ごみの排出が困難」という項目で、全年代で上位の困りごととなっています。粗大ごみの収集方式に関するアンケートでは、全回答者の17.9%が「有料であっても、戸別収集に変更したほうがよい」と回答し、大型ごみの排出が困難と回答した者のみで見ると、30.3%が有料であっても、戸別収集がよいと回答しました。

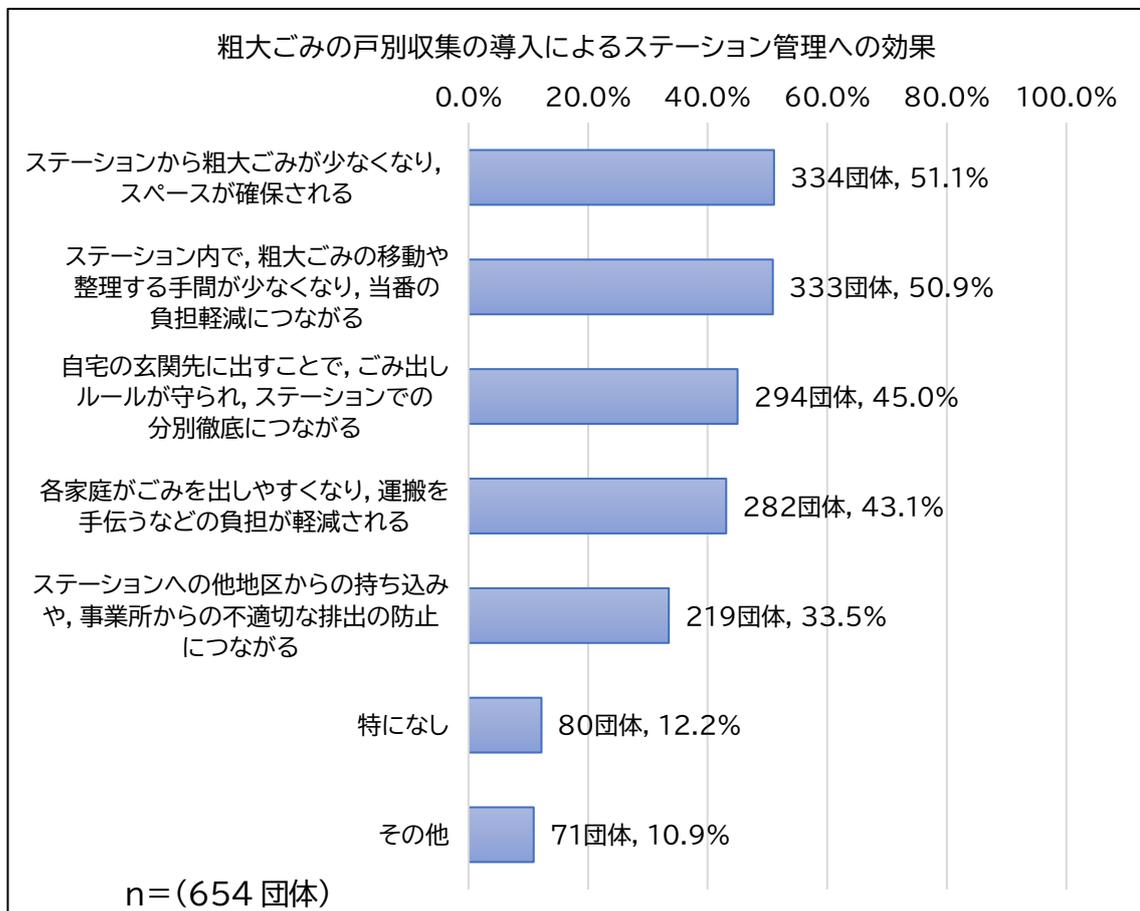


粗大ごみの収集方法として、すでに多くの自治体で、戸別収集が導入されています。環境省の一般廃棄物処理実態調査(令和元年度実績)によると、中核市58市中、50市で導入されており、導入している中核市の83.0%が有料での収集を行っています。



また、資源・不燃物ステーションを管理する登録団体を対象としたアンケート調査結果では、粗大ごみの戸別収集の導入によるステーション管理への効果について、「ステーションから粗大ごみが少なくなり、スペースが確保される」との回答が最も多く 334 団体、51.1%、次いで「ステーション内で、粗大ごみの移動や整理する手間が少なくなり、当番の負担軽減につながる」が 333 団体、50.9%、「自宅の玄関先に出すことで、ごみ出しルールが守られ、ステーションでの分別徹底につながる」が 294 団体、45.0%、「各家庭がごみを出しやすくなり、運搬を手伝うなどの負担が軽減される」が 282 団体、43.1%となりました。

粗大ごみの戸別収集は、ステーションのスペース確保や移動・整理の手間などステーション管理者への負担軽減の効果が期待されるとともに、副次的なものとして、不適正排出の防止や、分別排出の促進にも効果が期待されます。



※複数回答有り(1回答者あたり複数の回答があるため、累計(延数)が回答(実数)を上回ります。)

今後、高齢化が進行し、排出が困難な世帯の増加が予測されるため、排出者の利便性向上を目的に、ふれあい収集の品目拡充によるごみ出し困難者への支援とともに、粗大ごみについて全世帯向けの「戸別収集サービス」の導入を検討します。また、ステーションから粗大ごみを減らすことで、ステーションを管理する方々の整理・移動等の負担を軽減するなど、幅広い視点からの市民サービス向上を検討します。

② ごみの有料化の検討について

ごみ処理基本計画策定指針においては、ごみ排出抑制の施策として、一般廃棄物処理の有料化の推進を図ることとされており、廃棄物処理施設の施設整備に充てられる循環型社会形成推進交付金の要件にも「廃棄物の有料化の導入を検討すること」とされています。

家庭ごみアンケート結果では、半数以上が有料化に『否定的な意見』となりました。導入した場合の効果として「ごみの減量につながる」という意見が多い反面、導入に否定的な理由では、「ごみの減量効果があると思えない」との意見が半数程度ありました。また、不法投棄の増加による景観悪化を心配する声も多くありました。

■「肯定的な意見」の方の「可燃ごみの有料化を導入した場合の効果」

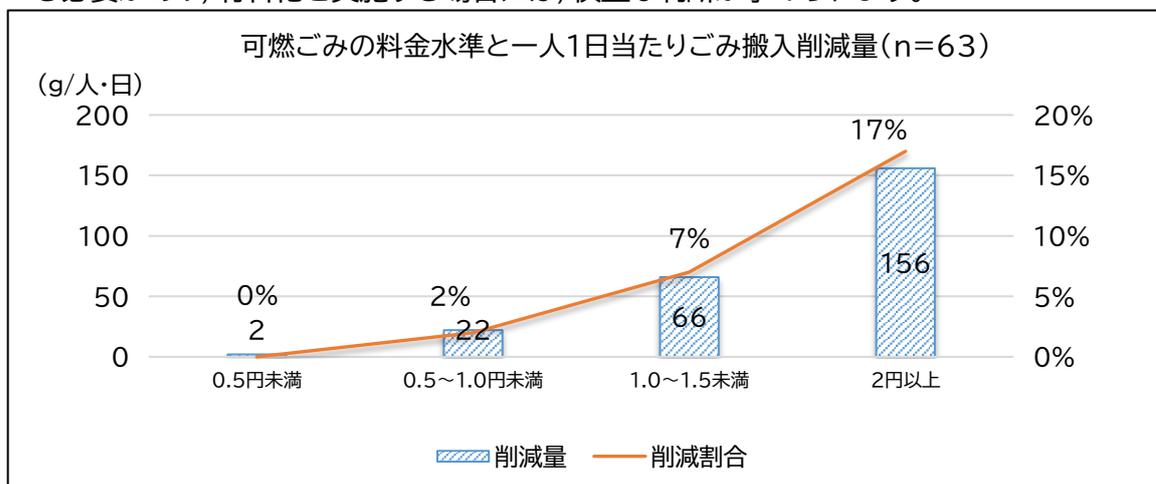
- ・「ごみの分別やごみを減らす努力が進み、ごみの減量につながる」 74.8%
- ・「ごみ問題に対する意識や関心が高まる」 69.1%
- ・「ごみの排出量に応じた費用負担となり、公平性が図られる」 49.0%
- ・「市町村のごみ処理費用の財源が確保される」 47.0%

■「否定的な意見」の方の「可燃ごみの有料化の導入に否定的な理由」

- ・「不法投棄が増え、周辺の環境や景観が悪化すると思うから」 70.3%
- ・「ごみの減量効果があると思えないから」 50.8%
- ・「ごみ処理費用は、これまでどおり税金(市の財源)でまかなうべきと思うから」 47.3%
- ・「製造業者等が製品の減量やリサイクルを進めるべきと思うから」 22.2%

環境省の『一般廃棄物処理有料化の手引き』(令和4年3月改訂)にある、料金水準と削減量の資料では、1L 当たりの料金設定が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られ、低い料金設定の場合は排出抑制効果がほとんど見られませんでした。

指定ごみ袋の導入による可燃ごみの有料化によって、大きな減量効果を得るためには、1Lあたり2円以上の料金水準の設定が求められ、45Lのごみ袋1枚であれば90円以上とする必要があり、有料化を実施する場合には、慎重な判断が求められます。



※資料：「一般廃棄物処理有料化の手引き」(令和4年3月改訂 環境省)

■本計画期間中の主要課題と取組の方向性

視点	主要課題	分析結果による取組の方向性
循環型 社会形成	ごみ排出量の減量と 資源回収率の向上 について	<p>〈家庭系〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減量の取組が浸透していない事項を中心に普及啓発の強化 ○紙類・布類の適切な分別の啓発強化 <p>〈事業系〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模事業所を中心に排出・搬入指導の強化 ○先行事例の横展開など、情報提供の充実による減量や資源化の取組の促進
地球 温暖化 防止	一般廃棄物の 焼却処理に伴う 温室効果ガス排出量の 削減について	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な再資源化処理体制の構築 ○市民への環境に配慮した製品の選択や、不要なプラスチック製品の削減の普及啓発
公共 サービス	市民満足度・市民サービスの向上について	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい収集の品目拡充 ○粗大ごみの戸別収集導入による排出者の利便性向上とステーション管理の負担軽減 ○指定ごみ袋の導入による可燃ごみの有料化については、引き続き慎重な検討

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

市民・事業者・行政の協働による 持続可能な循環型社会の形成



循環型社会とは、天然資源の消費が抑制され、資源を有効利用することによって、廃棄されるものを最小限に抑え、環境負荷が低減された社会です。

循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政の各主体が取組の方向性を共有し、製品の設計・製造段階、販売・提供段階、排出・回収・リサイクル段階といった様々な過程において、自らの役割を果たし、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を推進することが必要です。

市民は、日々の暮らしの中で、ごみの減量や分別に取り組み、事業者は、事業活動で発生するごみの減量・資源化及び適正処理に努めるとともに、行政は、市民・事業者が循環型社会の形成に向けた取組に参画できるように、必要な基盤やルールを整備し、参加と協働を促すことが重要です。

こうした取組への機運を高め、資源の循環はもとより、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物処理における温室効果ガス排出量が削減された、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。また、未来を生きる子どもたちに環境問題を知ってもらい、持続可能な社会づくりの担い手を育みます。

2 基本方針

本計画の基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本方針を掲げ、取組を推進します。

基本方針1では、「協働の基盤を創る取組の推進」を掲げ、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、協働で取組を進めていくための普及啓発活動・基盤創りを推進します。

基本方針1の普及啓発・協働によって、基本方針2「2R(リデュース・リユース)の推進」、基本方針3「リサイクルの推進」で掲げる、ごみの減量やリサイクル等の取組を推進します。

基本方針4では、安定的なごみ処理体制を引き続き確保するとともに、誰もが安心して暮らせる持続可能なごみ収集体制の構築に向けた取組を推進します。

基本方針1

協働の基盤を創る取組の推進

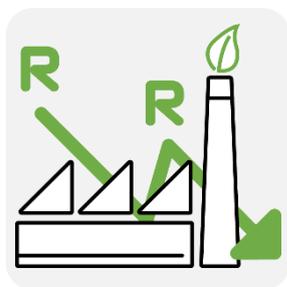


ごみの発生抑制やリサイクルを進めるためには、ごみの排出者である市民・事業者が環境負荷低減のためにできることを理解し、相互に連携・協働しながら、自らの役割を果たすことが重要です。

市民・事業者の環境に対する意識を高め、一体となって3Rの取組を推進するため、積極的な情報発信や、幼少期からの環境教育の充実など、様々な普及啓発活動と協働の基盤創りに取り組みます。

基本方針2

2R(リデュース・リユース)の推進



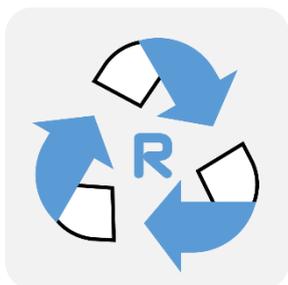
持続可能な循環型社会の形成に向けては、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の中でも優先順位の高い、2R(リデュース・リユース)の取組が重要です。

市民・事業者の各主体に求められる具体的な行動を周知・啓発し、ごみ減量や廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。特に食品ロスの削減や、ワンウェイプラスチックの削減など、可燃ごみの削減に向けた取組を推進します。

こうした取組が進むことで、将来的に建て替えが必要となる高知市清掃工場の施設規模の縮小を目指します。

基本方針3

リサイクルの推進



ごみの排出時には、循環資源としてリサイクルできるよう、分別して排出することが重要です。現在、可燃ごみの中には、紙類や布類などのリサイクル可能な品目や、廃プラスチック類を始めとする産業廃棄物等の不適物が混入している状況にあることから、市民・事業者に理解され、行動が実践されるよう普及啓発に努め、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正排出に向けて取組を進めます。

また、プラスチック類のさらなる再資源化を図るために、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに向け情報収集に努めるなど、積極的に取り組み、収集方法が決定した際には市民にわかりやすい広報活動に取り組みます。

基本方針4

安全安心なごみ処理の推進



安全で適正なごみ処理を推進するため、収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実を図ります。また、人口減少や高齢化社会の進行などの社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる持続可能なごみ収集体制の構築に取り組みます。

3 ごみ処理基本計画の計画目標

(1) 計画の評価指標と計画目標

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」における、標準的な評価項目のうち、本市における主要課題を設定した3つの視点毎に、抽出した課題の解決に向けた施策や取組の効果を評価するための評価指標を設定し、以下の計画目標を定め、計画の進捗管理を図ります。

また、目標達成に向けたスローガンとして、『3R 推進 ^{よさこい}こうち43COIプラン』を掲げます。

高知を代表する「よさこい祭り」のように、3R の取組についても、市民・事業者・行政の協働で明るく前向きに推進していく思いを込めています。



4 家庭からの可燃系ごみを1人1日 **490g** に減量

3 事業所からのごみを **39,000t** に減量

C **カーボンニュートラル**への貢献

O **環** (協働で取り組む 市民・事業者・行政の環(わ))

I **“I=私”** 1人ひとりの行動で未来に繋ごう

視点	主要課題	計画の評価指標	計画目標値(R14)
循環型社会 形成	ごみ排出量の減量と 資源回収率の 向上について	① 1人1日当たりごみ総排出量	976g/人・日
		② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源となるもの除く)	506g/人・日 (※うち可燃系ごみは493g/人・日)
		③ 事業系ごみ排出量	39,594t
		④ 資源回収率	20.1%
		⑤ 最終処分場の残余年数	残余年数 20年以上の維持
地球温暖化 防止	一般廃棄物の 焼却処理に伴う 温室効果ガス排出量の 削減について	⑥ 本市の一般廃棄物の焼却処理に 伴う温室効果ガス排出量	28,066 t-CO ₂
公共 サービス	市民満足度・ 市民サービスの 向上について	⑦ ごみ収集に関する市民満足度	満足している市民の割合 85%以上
		⑧ 3R への市民の参加度・協力度	取組の割合 80%以上

日々の暮らしで1人ひとりができること



家庭からの可燃系ごみを1人1日493gに減らすために、みんなの取組が大切だよ！明日からチャレンジしてみよう！



●1人ひとりの取組の例と減量効果(目安)

<p>生ごみの水切り</p> <p>生ごみを捨てる前に、ひとしぼり</p> <p>-17g ▼</p>	<p>使い捨て商品の削減</p> <p>割りばしや使い捨てフォークを断る</p> <p>-6g ▼</p>	<p>雑がみの分別 Part1</p> <p>お菓子の箱を分別してリサイクル</p> <p>-15g ▼</p>
<p>食品ロスの削減</p> <p>冷蔵庫の食材の確認と買いつぎの防止</p> <p>-40g ▼</p>	<p>食材の冷凍保存と、残さず食べきり</p> <p>-10g ▼</p>	<p>雑がみの分別 Part2</p> <p>お土産の箱と包装紙を分別してリサイクル</p> <p>-130g ▼</p>

※取組による減量効果(目安)は、各種分析結果や実際の重量から、算出しています。



事業所からのごみを39,594tに減らすために、事業者を中心に各業種に応じた取組が必要だね！



<p>飲食店</p> <p>Restaurant</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小盛メニューの提供 ・お持ち帰りへの協力 	<p>スーパー等の小売店</p> <p>Super Market</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の推進 ・仕入れ量の最適化 	<p>オフィス等</p> <p>OFFICE</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OA用紙の再資源化 	<p>ホテル等</p> <p>HOTEL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てアメニティ等の削減 ・会食、宴会での食べ残しを減らす工夫
--	---	--	--

一般廃棄物・産業廃棄物などの適正な分別排出について、事業者・従業員が一丸となって取り組む

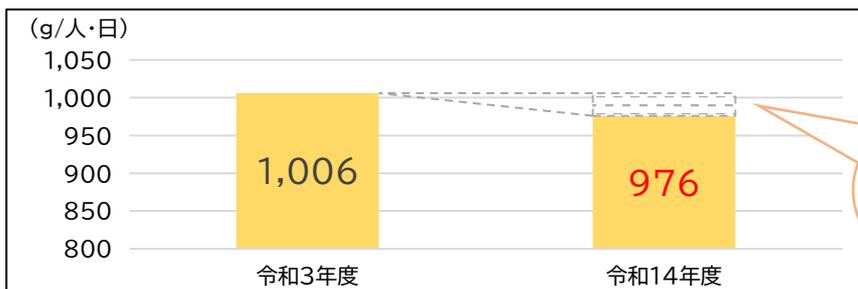
循環型 社会形成

- ① 1人1日当たりごみ総排出量
- ② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源となるものを除く)

計画の目標値

① 1人1日当たりごみ総排出量

2032(令和14)年度の1人1日当たりごみ総排出量を2021(令和3)年度比で30g削減します。

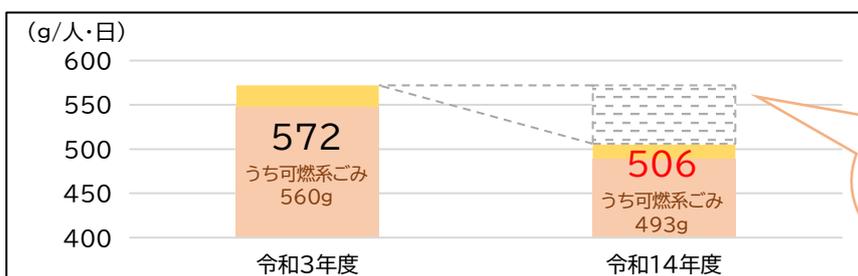


1人1日当たりの削減目標30gは、板チョコ1/2枚と同じくらいの重さ



② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源となるものを除く)

2032(令和14)年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量を2021(令和3)年度比で66g削減します。



1人1日当たりの削減目標66gは、板チョコ1枚と同じくらいの重さ



評価指標の設定の考え方

市域全体及び、家庭における、ごみ減量の評価指標として、人口減少による影響を受けない『1人1日当たり排出量』を用い、①1人1日当たりごみ総排出量と、②1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源となるものを除く)の2つを設定します。

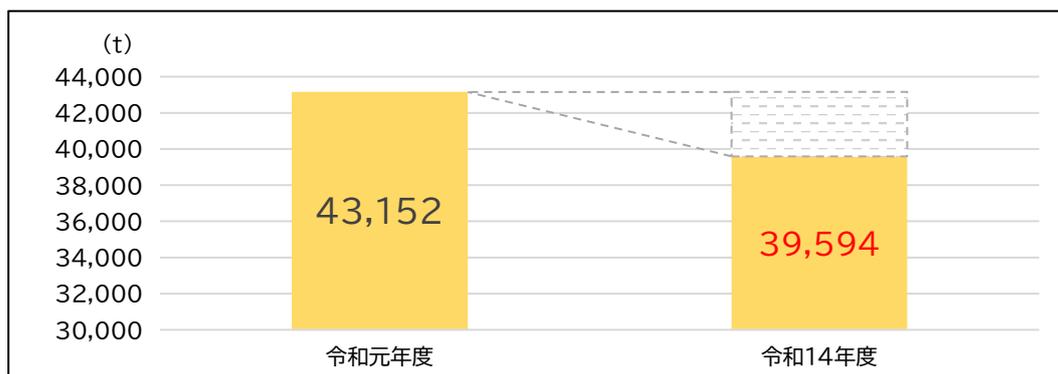
目標値の算出(設定)方法

市民1人ひとりが、減量や分別に取り組むことで、さらなる、ごみの減量や再資源化が可能と見込まれる「削減ポテンシャル」の算出を行い、具体的な数値の積み上げにより、目標値を算出しました。

計画の目標値

③事業系ごみ排出量

2032(令和14)年度の事業系ごみ排出量を2019(令和元)年度比で3,558t削減します。



評価指標の設定の考え方

事業者における、ごみ減量の評価指標として、事業系ごみ排出量を設定します。なお、事業系ごみについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業活動の縮小により、2020(令和2)～2021(令和3)年度については、排出量が著しく減少しているため、2019(令和元)年度を基準年度とします。

目標値の算出(設定)方法

2022(令和4)年度に、多量排出事業者から提出された減量化等計画書から抽出した減量率の平均値(-6%)を基に、事業者の掲げる目標を、本市全体の目標として、目標値を算出しました。

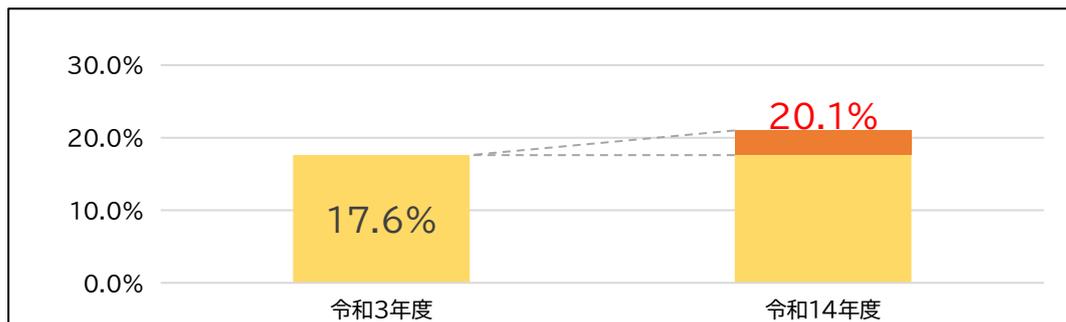
循環型 社会形成

- ④資源回収率
- ⑤最終処分場の残余年数

計画の目標値

④資源回収率

2032(令和14)年度の資源回収率を、2021(令和3)年度比で2.5ポイント向上します。



⑤最終処分場の残余年数

2032(令和14)年度時点で、最終処分場の残余年数20年以上を維持します。

年度 基準年度	2019 (令和元)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2032 (令和14)	2042 (令和24)	2052 (令和34)	2054 (令和36)	...
2019 (令和元)	現状							
2032 (令和14)				残余年数20年以上の維持				

評価指標の設定の考え方

資源回収率の向上について、評価する指標として、資源回収率を設定します。また、最終処分量の低減を評価する指標として、最終処分場の残余年数を設定します。

目標値の算出(設定)方法

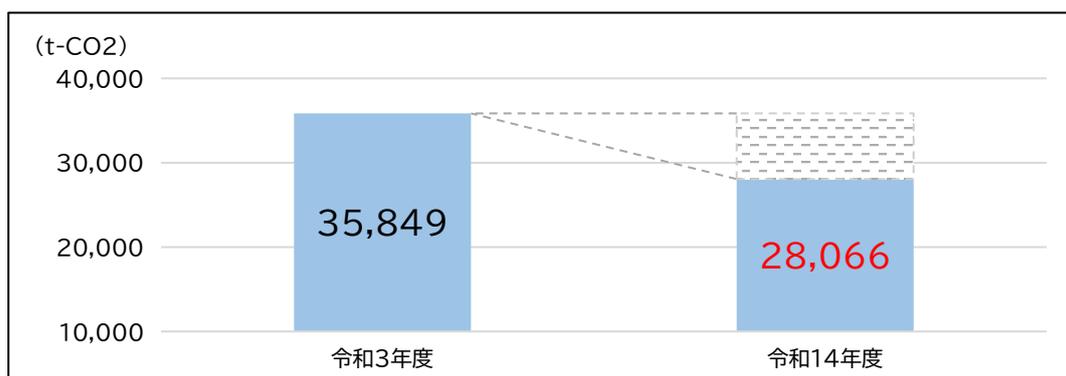
家庭系ごみ及び事業系ごみの減量の取組や、分別排出等による再資源化の取組の効果等を踏まえて、算出しました。

⑥本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量

計画の目標値

⑥本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量

2032(令和 14)年度の本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量を, 2021(令和3)年度比で, 7,783t-CO2削減します。



評価指標の設定の考え方

一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の削減を評価する指標として設定します。

なお, 本市の事務事業における廃棄物処理を指標の範囲としており, 民間事業者における廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量は含まれていません。

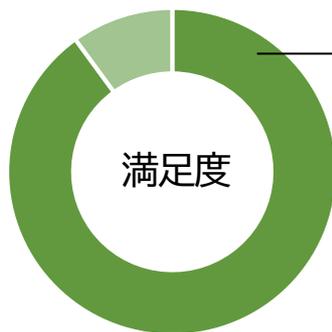
目標値の算出(設定)方法

家庭系ごみ及び事業系ごみの減量の取組や, 分別排出等による再資源化の取組の効果等を踏まえて, 算出しました。第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(事務事業編)と整合性をとり, 同計画の目標年度である 2030(令和 12)年度までには, プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を開始していることを想定し, 一般廃棄物の焼却処理量に占めるプラスチック類の組成率についても, 同計画と同条件で算出しました。

計画の目標値

⑦ごみ収集に関する市民満足度

2032(令和 14)年度における、ごみ収集の頻度及び分別区分に関する市民満足度について、本計画における3R の取組推進後も、満足している市民の割合を 85%以上で維持します。



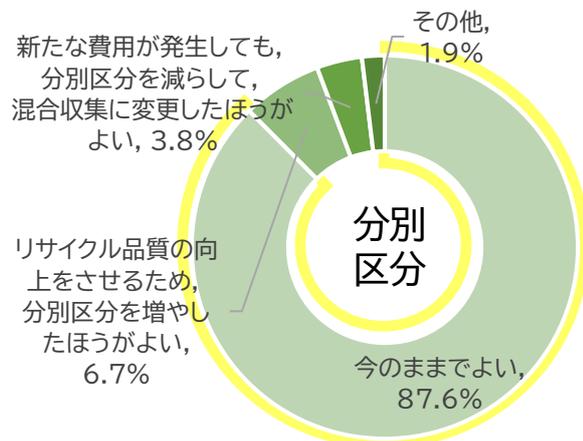
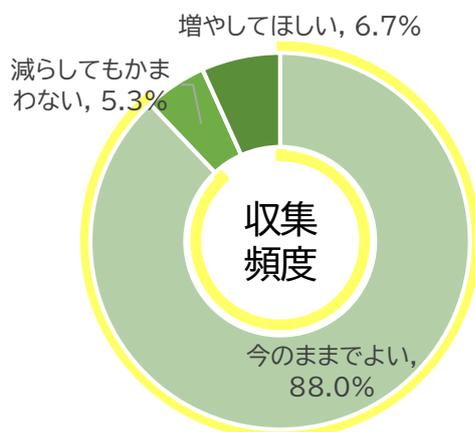
3R の取組推進後も、満足している市民の割合を **85%以上**で維持

評価指標の設定の考え方

本計画で掲げる3R の取組の推進に当たって、施策効果のみではなく、市民の満足度の向上も重要であるため、ごみ収集の頻度や分別区分に関する市民満足度を評価する指標として設定します。

目標値の算出(設定)方法

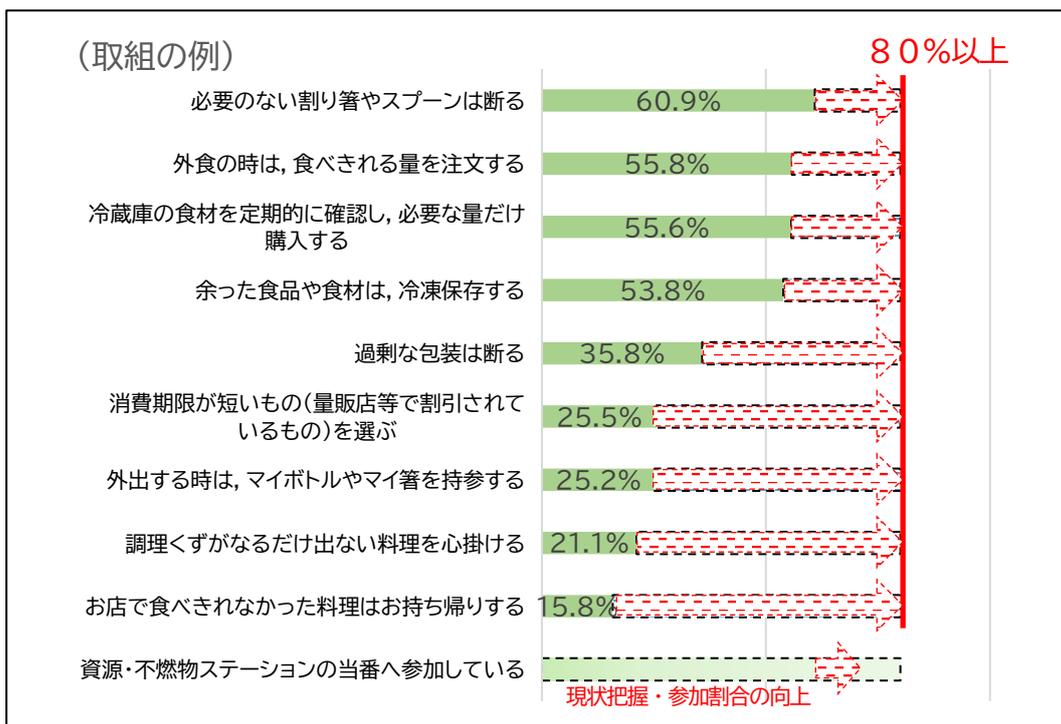
2021(令和3)年度に実施した家庭ごみアンケート調査結果では、ステーション収集をしている品目の収集頻度に関して、全ての品目で「今のままでよい」が 85%を超えており、「減らしてもかまわない」を加えると、90%を超え、満足度が高い結果となっています。また、ごみの分別区分についても、「今のままでよい」との回答が 87.6%で満足度が高い結果であることから、次期計画期間中においても現在の満足度を維持するものとなりました。



計画の目標値

⑧3R への市民の参加度・協力度

2032(令和 14)年度における, 3R に取り組んでいる市民の割合について, それぞれの取組で 80%以上を目指します。また, 資源・不燃物ステーションの当番に参加している市民の割合を把握するとともに, 参加割合の向上を目指します。



評価指標の設定の考え方

本計画の基本理念に掲げる“協働”に焦点を当て, 各取組への参加度・協力度の指標を設定します。

目標値の算出(設定)方法

2021(令和3)年度に実施した家庭ごみアンケート調査結果で, 浸透していなかった取組について普及啓発を強化し, 3R に取り組んでいる市民の割合“80%以上”を目標に設定しました。また, 資源・不燃物ステーションの当番へ参加している市民の割合は, 現状把握及び向上を目標としました。

4 施策体系

基本理念

市民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の形成



基本方針 1

協働の基盤を創る取組の推進

基本施策1 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進

基本施策2 協力・連携のための取組の推進

個別施策

- ・市民ニーズに応じた情報発信の充実
- ・市民への啓発活動の推進
- ・幼少期からの総合的な環境学習の充実
- ・事業者への啓発活動の推進
- ・清掃施設での搬入指導の強化
- ・市民との協力・連携による取組の推進
- ・事業者との協力・連携による取組の推進



基本方針 2

2R(リデュース・リユース)の推進

基本施策3 ごみの発生抑制の取組の促進

基本施策4 再使用の取組の促進

個別施策

- ・食品ロスの削減と生ごみ減量の促進
- ・プラスチックごみの減量の促進
- ・適正な受益者負担の検討
- ・リユースの促進



基本方針 3

リサイクルの推進

基本施策5 適正な分別排出の促進

個別施策

- ・資源物の適正排出の促進
- ・プラスチックごみの適正排出の促進
- ・その他適正排出の促進



基本方針 4

安全安心なごみ処理の推進

基本施策6 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築

基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築

基本施策8 その他適正処理の推進

個別施策

- ・市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制の構築
- ・収集車両基地等の適切な維持管理, 整備
- ・再資源化処理の推進
- ・焼却施設の適切な維持管理, 整備
- ・減容施設の適切な維持管理, 整備
- ・再資源化施設の適切な維持管理, 整備
- ・最終処分場の適切な維持管理, 整備
- ・一般廃棄物収集・運搬業に関する適正な許可の運用
- ・処理困難物への対応
- ・不法投棄対策の強化
- ・災害廃棄物への対応

5 目標達成に向けた個別施策と取組



基本方針1 協働の基盤を創る取組の推進

基本施策1 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進

個別施策1 市民ニーズに応じた情報発信の充実

3Rの促進やごみ排出マナーの向上を目的に、様々な情報発信に取り組めます。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 市の広報やLINE, ホームページを始め, テレビ, ラジオ等, 様々な媒体を活用した情報発信
- 市民の実践行動に結びつくような, 分別チラシや家庭ごみ辞典等の普及啓発用冊子の充実
- 転入・転居時など機会を捉えた情報発信



コラム

高知市 LINE 公式アカウントでできること ~ごみの分別辞典~

高知市 LINE 公式アカウントをご存知ですか? 「友だち追加」すると, 防災や子育て, イベントなど高知市からの様々な情報が受け取れます。

中でも便利なのが“ごみ出しメニュー”, ごみの収集日の前日にお知らせする機能や, 分別に迷ったときに, ごみの分別辞典として活用することができます。

例えば, 「菓子箱」の分別に迷ったときは,

「菓子箱」と入力



「菓子箱(紙)」

は【資源物 雑がみ】になります。



のように簡単に調べることができます。

ぜひ, 右のQRコードから「友だち追加」をしてみてくださいね。

個別施策2 市民への啓発活動の推進

3Rについて啓発を行う各種取組を展開し、市民意識の高揚を図ります。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 地域、学校等からの要望に応じた、3Rに関する出前講座
- 各種イベントや庁舎等での3Rに関するパネル展示
- 市民モニターを活用したごみ減量等の体験型取組



個別施策3 幼少期からの総合的な環境学習の充実

幼少期から環境問題に触れ、3Rについての教育を充実するために学習資料の整備や学習機会の拡充を図ります。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 小学生用副読本の作成及び配布
- 環境標語の募集や優秀作品のごみ収集車への掲示
- 環境選隊クリーンレンジャーショー等による環境学習
- 小学生と保護者を始めとする市民を対象とした清掃施設の見学会



コラム

環境選隊クリーンレンジャー ～ きれいな高知市を守る正義の味方 ～

楽しく体験して学べる分別クイズや寸劇、ごみ収集の実演、体験乗車などを通して、ごみに興味を持ってもらうために活動しているクリーンレンジャー。

子どもたちに、環境問題に興味をもってもらう楽しい取組をしたいという思いから結成しました。

悪の組織ブラックダスターの暗躍により、ごみだらけになった高知の街を救うために、「環境選隊クリーンレンジャー」は平成19年に産声を上げました。

その後、様々なイベント会場や市内の保育園などで任務を遂行し、延べ115回の出勤実績となっています。

いつもは、レッド・グリーン・ブルー・ピンク、そして見習いのイエローが任務に当たっていますが、過去にはブラックレンジャーが助けに来てくれたことも！？



個別施策4 事業者への啓発活動の推進

事業者に対して、適切な排出に関する啓発指導を行うとともに、自主的なごみの減量と再資源化を促進します。

◆ 主な取組の内容 ◆

〈多量排出事業者〉

- 廃棄物管理責任者の選任や、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出の依頼
- 優良事例等の収集と他の事業者への情報提供

〈小規模事業所〉

- 分別排出の徹底や家庭系ごみステーションへの排出防止などの啓発及び指導
- 各種業界団体を通じた事業系ごみの出し方手引きやチラシなどの配布

個別施策5 清掃施設での搬入指導の強化

各清掃施設への搬入時に、不適切な搬入物に対する指導、展開検査を実施するなど、排出者・搬入者の意識高揚を図ります。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 不適切な搬入物に対する指導、展開検査の実施



コラム

事業系一般廃棄物減量化等計画書ってなんのこと？

高知市のごみの減量を進めていくには、家庭から出るごみと事業所から出るごみの両方で、減量に向けた取組が必要です。

『事業系一般廃棄物減量化等計画書』は、業種ごとに一定規模以上の面積を超える“多量排出事業者”を対象に、ごみの量やごみを減らすための具体的な方策についての計画書を提出していただくことで、減量や再資源化に向けた意識喚起をすることを目的としています。令和4年度は、初年度として一部店舗に限定し提出をお願いしました。令和5年度以降は、対象をすべての多量排出事業者に拡大していく予定です。





基本方針1 協働の基盤を創る取組の推進

基本施策2 協力・連携のための取組の推進

個別施策6 市民との協力・連携による取組の推進

市民との協力・連携による取組を推進するとともに、協働の基盤となる仕組みを検討します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 登録団体と協力・連携した資源・不燃物の分別収集
- 廃棄物減量等推進員と協力・連携した3Rの推進
- 市民との意見交換等を行う場として、廃棄物行政地区説明会（ごみ懇談会）の開催



個別施策7 事業者との協力・連携による取組の推進

事業者と協力・連携し、3Rの推進に向けた取組を展開します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 量販店等との協力・連携によるペットボトルの拠点回収の継続
- 他の資源物の拠点回収の可能性の検討
- 量販店等の独自回収量も含めたりサイクルの取組の実態把握
- 事業者と協力・連携した、食品ロス削減の取組の推進

コラム

市民・事業者・行政の協働による取組 ～初夏のまちを美しくする運動～

高知市では、毎年6月に「初夏のまちを美しくする運動」として、市と市民憲章推進協議会の主催で、環境美化重点地域の早朝一斉清掃を行っているよ。この活動では、市民・各種団体・事業所の方をはじめとする、1,000人近く参加者が集まって、毎回100～300kgのごみが収集されているんだって。

他にも、学生が主体となったスポーツごみ拾い（通称スポGOMI）の活動など通じて、みんなの環境意識を高めたり、みんなでやっぺいこう！という“環(わ)”を広げる取組が行われているんだ。みんなもぜひ参加してみてね！





基本方針2 2R(リデュース・リユース)の推進

基本施策3 ごみの発生抑制の取組の促進

個別施策8 食品ロスの削減と生ごみ減量の促進

家庭や事業所における食品ロスの削減に向けて普及啓発を図ります。

また、可燃ごみの約40%を占めると言われる生ごみの減量を図るため、排出時の水切り等の取組を促進します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 家庭における食品ロス削減の取組の促進
- 事業所における食品ロス削減の取組の促進
- 生ごみの減量に向けた水切りの普及啓発



コラム

生ごみのほとんどは水分！？

～捨てる前の水切りのひと手間で、効果絶大！～

一般的に焼却処理される廃棄物の約40%は、“生ごみ”と言われ、その生ごみの約80%は水分と言われているよ。これを高知市(R3実績)に当てはめると、

$$\text{(年間)}62,184\text{t} \times 40\% \times 80\% \doteq 19,900\text{t}$$

1年間で、なんと約19,900tの水分を、ごみとして燃やしていることになるんだって！

生ごみを捨てる前に、ギュッと水気を切ることで10%程度減量ができるよ。捨てる前のたったひと手間にみんなで取り組めば、年間2,000t近くの可燃ごみを減らすことができるね。

台所でできるSDGsな取組、明日からチャレンジしてみよう！



個別施策9 プラスチックごみの減量の促進

プラスチックごみの削減に向けて、提供者である事業所への普及啓発や、消費者である市民への普及啓発など、リデュースの取組を促進します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- スーパーやコンビニ等で無償提供される、使い捨てスプーン等のワンウェイプラスチックの削減の促進
- レジ袋の削減に向けたマイバッグ持参の促進



コラム

リデュース・リユース・リサイクル 3Rってなんのこと？



「3R」(スリーアール)は環境にやさしい社会を目指して、ごみを減らし、資源を有効活用するための取組のことです。

最優先は、できるだけごみを出さないこと(リデュース:発生抑制)と、物を大切にしてお使いし繰り返し使うこと(リユース:再使用)、それでも捨てるしかないごみは、しっかり分別して、もう一度資源として活用(リサイクル:再資源化)するという3つの取組を3Rといいます。

コラム

2050年、海の中のプラスチックが魚の量を超える！？

～ 海洋プラスチック問題 ～



最近、よく耳にする海洋プラスチックごみやマイクロプラスチック。台風で飛んだビニールや、ポイ捨てされたペットボトルの多くは、最終的に海にたどり着き、海洋プラスチックごみとなります。それらは、ウミガメやクジラをはじめとする、多くの海洋生物に悪影響を及ぼします。

また、時間をかけて細かく砕けたプラスチックや、歯磨き粉等に含まれるスクラブ剤はマイクロプラスチック(5ミル以下)と呼ばれ、小さな魚の体内に蓄積され、魚や貝を食べることで人体に入り込み、健康被害が懸念されています。

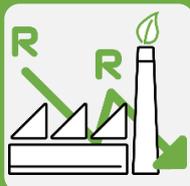
試算では、2050年に、海洋中の魚の量よりも、これらの海洋プラスチックごみの量が多くなると言われています。そんな、海にしないためにも、①使い捨てプラスチックはできるだけ使用しない。②プラスチックを捨てる時は、しっかり分別する。日々の小さな行動が重要です。

個別施策10 適正な受益者負担の検討

国が推進する一般廃棄物処理の有料化について、家庭ごみ有料化の導入により期待できる効果を研究するなど、引き続き慎重な検討を実施するとともに、事業系一般廃棄物のごみ処理手数料について、適正な受益者負担の在り方を検討します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 家庭系ごみの指定袋や有料化の導入により期待できる効果の研究
- 事業系一般廃棄物のごみ処理手数料の適正な受益者負担の在り方の検討



基本方針2 2R(リデュース・リユース)の推進

基本施策4 再使用の取組の促進

個別施策11 リユースの促進

ごみの減量を図るために、リユースの取組を促進します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 民間のリサイクルショップ、リペアショップの活用など、リユースの普及啓発
- 繰り返し使えるマイボトル、マイ箸等の普及啓発



基本方針3 リサイクルの推進

基本施策5 適正な分別排出の促進

個別施策 12 資源物の適正排出の促進

適正な再資源化処理と市民によるステーション管理の負担軽減を図るため、本市の分別区分や排出ルールに沿った排出を促進します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 資源物の分別排出の普及啓発
- 可燃ごみに、多く混入が見られる紙類・布類の分別排出の啓発強化
- 資源物の排出ルールに関する普及啓発



コラム

雑がみだって大切な資源

～燃やせるからって、可燃ごみに出したらダメだよ！～



家庭ごみアンケート調査結果で、可燃ごみに捨てている割合が高かった、『雑がみ』。お菓子やティッシュの箱、トイレトーパーの芯、紙袋など、普段の暮らしで、よく捨てているもの。だからこそ可燃ごみでなく、資源ごみに分別してリサイクルすることが大切なんだ。普段捨てているものがどれくらいの重さか、量ってみたよ。

トイレトーパーの芯	5 g	カレールーの箱	19 g
3連ゼリー 底紙	6 g	お菓子の箱	7～27g
タバコ 1箱	7 g	ティッシュの箱	33 g
封筒(長形3)	7 g	マスクの箱	42 g
封筒(角形2)	19 g	お土産(菓子)の箱と包装紙	100g以上

この計画の目標は、1人1日あたり約60gの可燃系ごみを減らすこと(P60)なんだ。分別がまだまだできる『雑がみ』だからこそ、みんなが意識して生活すれば、目標達成に大きく近づくことができるよ。

まずは、今日おやつに食べたお菓子の箱から！
雑がみの分別にチャレンジしてみてね。

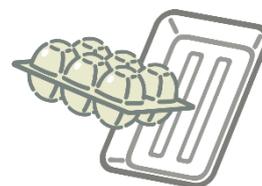


個別施策 13 プラスチックごみの適正排出の促進

プラスチックごみの再資源化を図るため、水曜日に回収しているプラスチック製容器包装の適正な排出を促進します。また、プラスチック資源循環法に対応し、プラスチック類のさらなる再資源化を図るために、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに向けた情報収集に積極的に取り組み、収集方法が決定した際には市民にわかりやすい広報活動に取り組みます。

◆ 主な取組の内容 ◆

- プラスチック製容器包装の適正な分別排出のさらなる周知啓発
- 製品プラスチックの分別区分変更時の広報活動の実施



コラム

地球の未来のために、リサイクルの最初の一步 ～プラスチック製容器包装の分別～

高知市全域で、水曜日に収集している『プラスチック製容器包装』。一般的には、水プラやプラごみと呼ばれているよ。『プラスチック製容器包装』として、回収するものは、プラスチック素材のものすべてではなく、プラマークと呼ばれるマークが付いているものに限られているんだ。

例えば、ビニール袋やお菓子の袋、お惣菜の入っていた容器、ペットボトルのラベルとキャップなどなど。それぞれの商品に記載されているプラマークを目印に分別して、毎週水曜日にいつものゴミステーションへ排出すればいいのでとっても簡単だよ。

プラスチック製容器包装はリサイクルできる資源物だけど、可燃ごみとして、排出されていることが多く見られるんだ。分別せず、可燃ごみとして焼却してしまうと、多くの温室効果ガスを排出してしまうことになってしまうよ。

未来のために、まずは水プラの分別を
再確認してみてね！！



このマークが目印だよ

個別施策 14 その他適正排出の促進

市が収集していないごみの排出方法や、可燃ごみ等への混入により、車両火災・作業員の怪我等の危険がある品目について、適正排出に向けたさらなる普及啓発を図ります。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 家電リサイクル法対象機器の排出方法の普及啓発
- パソコンの適正処理の普及啓発
- 処理困難物の排出方法についての情報提供
- 関連団体や利用者を対象とした在宅医療廃棄物の排出方法の普及啓発
- 発火等の防止に向けた、発火器具・リチウムイオンバッテリーの排出方法の普及啓発
- その他、収集作業時等の安全性確保に向けた啓発

コラム

プラスチック減容工場での不適物除去

～「どうせ、分けてくれるから…」軽い気持ちで、一緒に入れていませんか？～

水曜日に収集している「プラスチック製容器包装」は、不適物(他のごみ)が混ざっているとリサイクルが出来ません。そのため、高知市菖蒲谷プラスチック減容工場では、家庭から収集してきたごみ袋を開いて、不適物を取り除く作業を行っています。

作業の中で取り除かれるものには、可燃ごみの他に、カミソリ・包丁等の刃物、注射器等の在宅医療廃棄物、モバイルバッテリーを始めとするのリチウムイオン電池等、様々なものが含まれています。これらは手作業で取り除いているため、刃物や注射針などが含まれていると作業員の怪我、様々な感染症等の危険があります。また、リチウムイオン電池は外から力がかかると発火するため、燃えやすいプラスチックに引火し、大火事になるかもしれません。

カミソリ・包丁等



注射針・在宅医療廃棄物



リチウムイオン電池
(スマートフォン等)



捨てる時は、ほんのひと手間の分別ですが、一度、混ぜてしまうと、取り出すための大きな労力と危険が生じます。作業員の安全のためにも、適正な分別にご協力をお願いいたします。



基本方針4 安全安心なごみ処理の推進

基本施策6 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築

個別施策15 市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制の構築

市民によるステーション管理に対する支援や、排出の利便性及び収集・運搬の効率性の向上等に向け、より良い収集方法等を検討します。

◆ 主な取組の内容 ◆

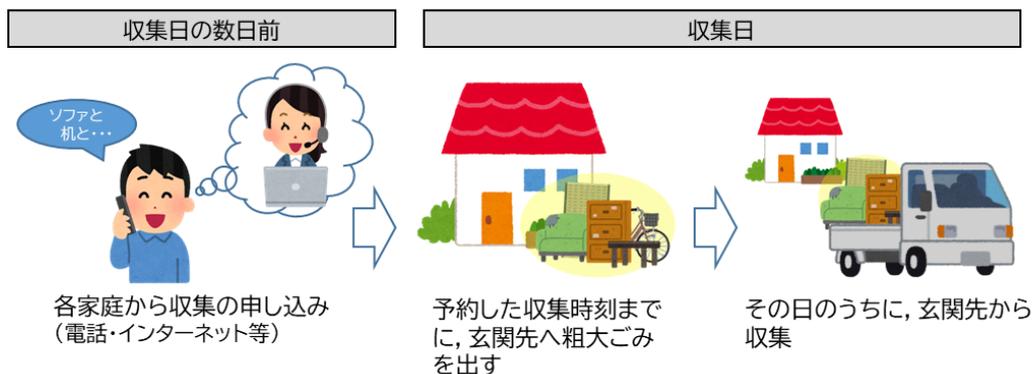
〈ステーション管理への支援〉

- 収集日における適正排出・分別指導の実施
- 資源物の持ち去り行為防止に向けた取組
- 啓発用看板やカラス対策(対策用ネット等)
- 市民による自主的なステーション管理への支援・協力

〈市民サービスの向上〉

- 収集回数の均衡を図るための祝日収集等の継続実施
- 高齢者や障がい者に対するふれあい収集の対象品目の拡充
- 粗大ごみの戸別収集の導入の検討

戸別収集のイメージ（すでに導入している他市の例）



コラム

高知市ふれあい収集

～住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり～

本市では、高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行っています。

また、対象世帯のうち希望者には、収集時のお声がけすることで安否確認も行っています。

地域共生社会の実現に向けて、まずは、地域の助け合いによるごみ排出のサポートを優先し、そういった地域の手が届かない方に、「ふれあい収集」を実施しています。

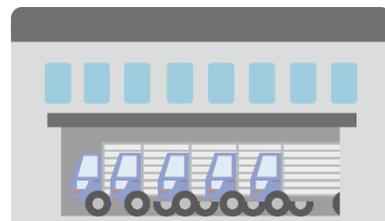


個別施策 16 収集車両基地等の適切な維持管理・整備

収集車両基地である高知市クリーンセンターは、平成 27 年 3 月に長浜宮田に移転しました。引き続き、安定的な一般廃棄物収集体制を維持するため、計画的なごみ収集車の更新や災害時の収集体制の確保に努めます。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 国の排出ガス基準に沿った低公害車への買換えなど、計画的なごみ収集車の更新
- さらなる環境負荷の低減に向けた、電気自動車等の導入の検討
- 燃料備蓄設備による、災害時の収集車両の燃料確保の継続





基本方針4 安全安心なごみ処理の推進

基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築

個別施策17 再資源化処理の推進

容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づく再資源化を継続するなど、各種リサイクル法の目的に沿った処理を推進します。また、プラスチック資源循環法に基づく、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に向けた取組を推進します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 各種リサイクル法の目的に沿った処理の継続
- 市内一部地域において、プラスチック製容器包装とそれ以外の製品プラスチックを一括回収する実証事業の実施

コラム

プラスチック資源循環法で何が変わるの??
～プラスチックごみの減量に向けて～



プラスチックごみは、大きく2つに分類され、お菓子の袋や食品トレーなどの「プラスチック製容器包装」と、バケツやおもちゃなどの「製品プラスチック」に分けられるよ。

現在、本市では、毎週水曜日に「プラスチック製容器包装」を収集し、リサイクルしているけど、「製品プラスチック」は、週2回の可燃ごみとして高知市清掃工場で焼却処理しているんだ。

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法では、これまで可燃ごみ等として処理されてきた「製品プラスチック」についても、各自治体で効率的な分別・回収・リサイクルを進める仕組みが設けられたんだ。

「製品プラスチック」を分別回収し、資源としてリサイクルすることで、新たな製品として生まれ変わり、焼却処理されるプラスチックごみを削減することができるんだね。



プラスチック製容器包装



製品プラスチック

個別施策 18 焼却施設の適切な維持管理・整備

焼却施設である高知市清掃工場について、長寿命化工事を実施し、2046(令和 28)年度までの稼働を目指すとともに、今後も安全に安定した処理を実施するために、適切な維持管理・整備を行います。

また、ごみ焼却時に発生する熱を利用した発電や余熱利用施設「ヨネツツこうち」での利用を継続するとともに、焼却後の焼却灰・飛灰については、引き続きセメント資源化を行い、最終処分量の低減に努めます。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 高知市清掃工場長寿命化工事の実施
- 排ガス、排水、悪臭、騒音及び振動等、法令の基準の遵守及び維持管理の状況に関する市民への情報提供の実施
- 焼却時の熱回収による発電及び、発電した電力の市庁舎等での有効活用
- 焼却灰・飛灰のセメント資源化の継続実施

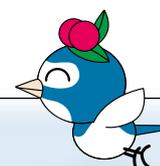
コラム

煙突から出ている真っ白い煙はなに??

高知市清掃工場の煙突から白い煙が出ているよ。実は、この白い煙は、水蒸気が白く見えているだけ！清掃工場では、ごみを燃やしたときに出る灰や有害な物質を、処理装置で集めたり、分解したりしているんだ。だから、煙突から出ている排ガスのほとんどが、水分なんだって。

排ガスは、とても高温だから、外気で急激に冷やされると真っ白く見えるんだって。寒い朝に、みんなの息が白く見える現象と同じだね。

ちなみに、煙突の出口付近が、透明に見えて、白い煙が離れて見えるのが水蒸気の特徴だよ。



個別施策 19 減容施設の適切な維持管理・整備

プラスチック製容器包装等の中間処理施設である高知市菖蒲谷プラスチック減容工場について、プラスチック製容器包装等の安定的・効率的な適正処理を継続するため、適切な維持管理に努めるほか、施設の老朽化対策や BCP 対策等、今後の施設の整備方針等を検討します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場の適切な維持管理
- 今後の整備方針等の検討



個別施策 20 再資源化施設の適切な維持管理・整備

再資源化施設である高知市再生資源処理センターについて、資源物等の安定的・効率的な適正処理を継続するため、適切な維持管理に努めるほか、施設の老朽化対策や BCP 対策等、今後の施設の整備方針等を検討します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 高知市再生資源処理センターの適切な維持管理
- 今後の整備方針等の検討



個別施策 21 最終処分場の適切な維持管理・整備

最終処分場である高知市三里最終処分場の残余容量は、2021(令和3)年度末で120,561 m³となっており、覆土を考慮しても今後 30 年以上の容量は十分に確保できています。臭気や発生ガス対策を行うなど、適切な維持管理に努めます。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 三里最終処分場の適切な維持管理





基本方針4 安全安心なごみ処理の推進

基本施策8 その他適正処理の推進

個別施策 22 一般廃棄物収集・運搬業に関する適正な許可の運用

収集・運搬業の許可等については、関係法令や許可基準に基づき実施するとともに、ごみ排出量の見込みに対応した適正規模の収集・運搬体制を確保するため、本計画期間中も現在の規模を維持することを基本とします。

◆ 主な取組の内容 ◆

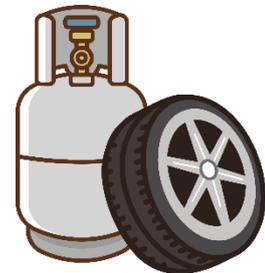
- 一般廃棄物収集・運搬業の適正な許可の運用

個別施策23 処理困難物への対応

自動車廃タイヤやプロパンガス、薬品等、市による適正な処理が困難なごみについて、事業者による回収が確立されるよう関係機関等を通じて要請します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 市民への処理困難物の排出方法に関する周知
- 新素材・新技術を使用した製品の排出方法の検討



個別施策 24 不法投棄対策の強化

定期的なパトロールや啓発及び指導、不法投棄が多発する場所への防犯カメラの設置を行うとともに、警察等関係機関と連携して、不法投棄の根絶を目指します。

◆ 主な取組の内容 ◆

- 定期的なパトロールと啓発及び指導
- 不法投棄が多発する場所への防犯カメラの設置

個別施策 25 災害廃棄物への対応

災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、高知市災害廃棄物処理計画に基づき、適正な対策・処理を進めます。

◆ 主な取組の内容 ◆

○高知市災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進

コラム

災害廃棄物処理計画ってなに??

～早期復興に向けた迅速な処理のために～

台風や地震、津波などの災害により発生するごみを『災害廃棄物』と呼びます。過去の事例では、大規模な災害が起きると、通常の年間処理量を大きく上回る廃棄物が、一度に発生しています。

また、水害や地震によって発生するごみは、通常の可燃ごみに加え、タンスなどの大型家具や、泥で汚れた布団・畳、壊れた家電、がれきなど多種多様です。これらのごみが混合状態で排出されてしまうと、その後の処理に多大な時間と労力を要するため、早期の復旧・復興への妨げとなってしまいます。

そのため、被災時における、多量の災害廃棄物を分別し、一時的に保管するための仮置場の設置やその後の処理方法などについて、平時のうちに検討しておく必要があります。

災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物処理を迅速かつ適正に行うための、平時の備えや災害応急対策に必要な事項等を取りまとめています。

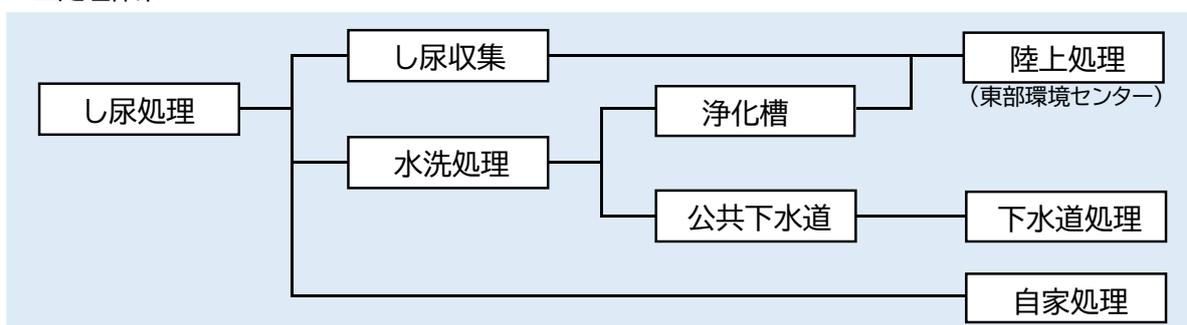
第3編 し尿処理基本計画編

第1章 し尿処理の現状

1 し尿処理の概要

本市のし尿処理は、以下の処理体系に示すようになってきています。し尿処理人口の内訳では、公共下水道人口が増加しているのに対して、くみ取りによるし尿収集人口や浄化槽人口は年々減少しています。

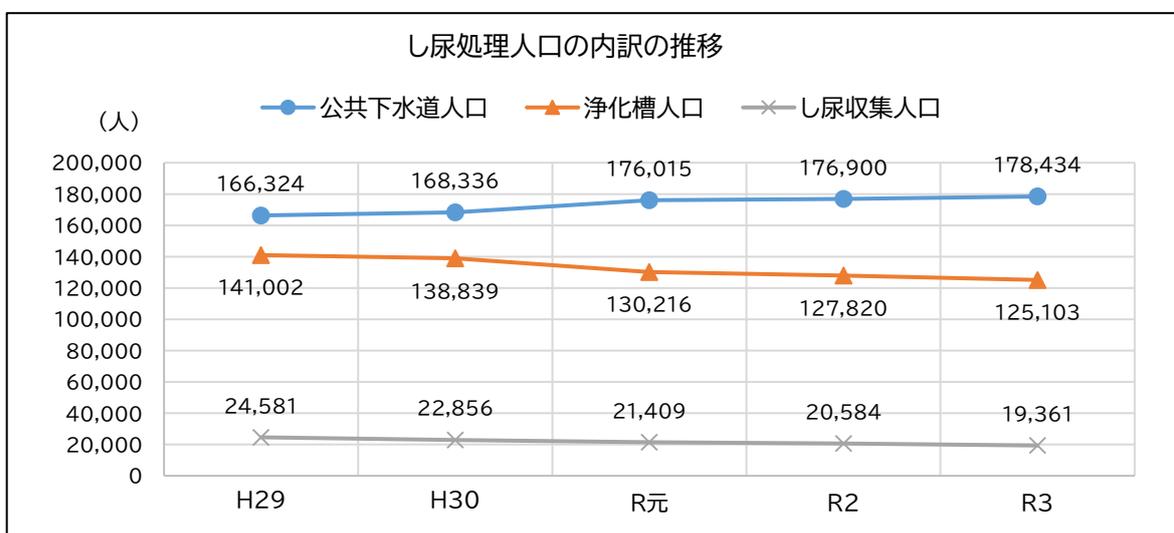
■処理体系



■し尿処理人口の内訳の推移

(単位:人)

	H29	H30	R元	R2	R3
行政区域内人口	332,387	330,471	328,040	325,664	323,218
公共下水道人口	166,324	168,336	176,015	176,900	178,434
陸上処理人口	165,583	161,695	151,625	148,404	144,464
し尿収集人口	24,581	22,856	21,409	20,584	19,361
浄化槽人口	141,002	138,839	130,216	127,820	125,103
自家処理人口	480	440	400	360	320



2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処理

現在、本市のし尿・浄化槽汚泥については、本市の許可業者が収集・運搬し、市内で唯一のし尿処理施設である高知市東部環境センターにて処理を行っています。また、2019(平成31)年4月から嶺北広域行政事務組合(大豊町・本山町・土佐町・大川村)のし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る事務を本市が受託し、高知市東部環境センターにて処理を開始しました。

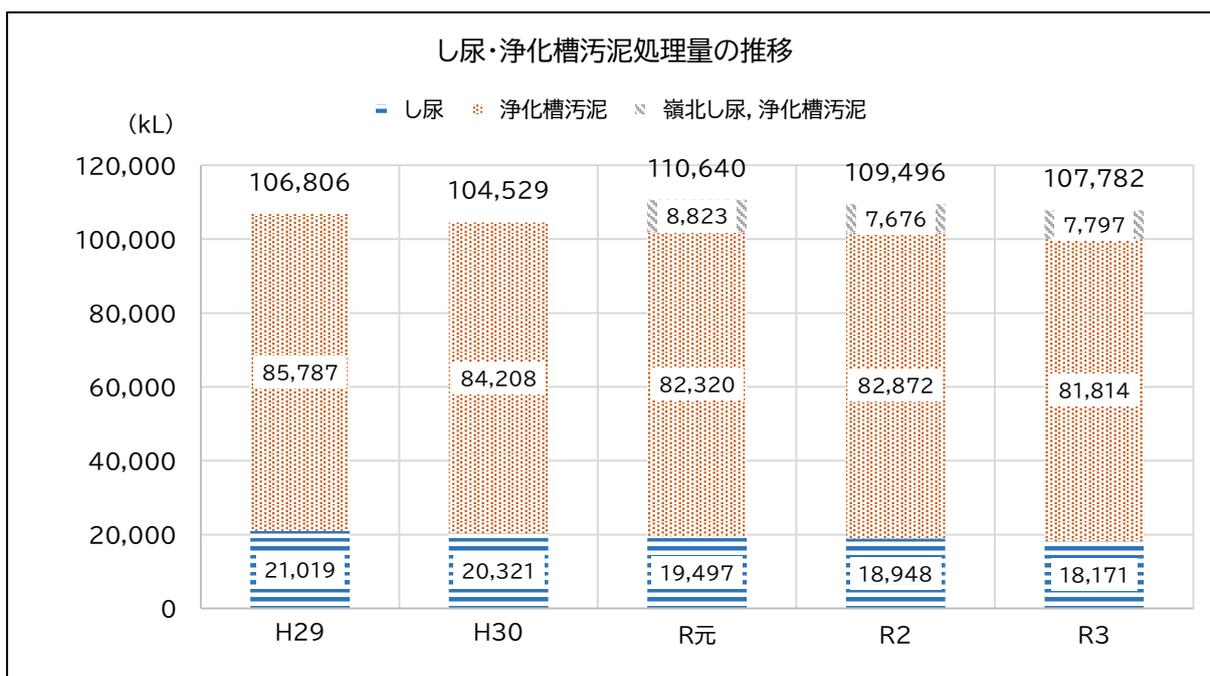
今後、人口減少の進行と併せて、公共下水道及び浄化槽の普及により、し尿収集人口は減少していくことが予想されます。さらに浄化槽人口についても、下水道整備の進捗により、減少することが予測されます。そのため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の動向に十分留意しつつ、効率的な処理体制の整備を図っていくことが必要です。

また、し尿処理施設は、1984(昭和59)年7月から稼働しており、老朽化が進んでいたことから、今後も長期間(約20年)にわたり安定的な処理ができ、また大規模な災害時にも対応できるように、2019(令和元)年度から4か年の計画で施設整備を行いました。

■し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位:kL)

	H29	H30	R元	R2	R3
総処理量	106,806	104,529	110,640	109,496	107,782
し尿	21,019	20,321	19,497	18,948	18,171
浄化槽汚泥	85,787	84,208	82,320	82,872	81,814
嶺北し尿, 浄化槽汚泥	-	-	8,823	7,676	7,797



■高知市東部環境センターの概要

所在地	高知市介良丙 1200 番地																								
着工	昭和 56 年 10 月 7 日																								
竣工	昭和 59 年 6 月 27 日																								
本格運転	昭和 59 年 7 月 1 日																								
敷地面積	43,000 m ²																								
施設構造	RC造全建屋方式																								
建物延面積	処理棟 8,314 m ² (地上2F, 地下1F)管理棟 1,950 m ² (2F)																								
処理方式	低希釈二段活性汚泥法+凝集沈殿+オゾン+砂ろ過+活性炭吸着																								
処理能力	390 kl/日(195 kl/日×2系列)																								
希釈用水	10 倍希釈 3,510 m ³ /日以下(地下水及び工業用水)																								
汚泥処理	遠心脱水→高知市清掃工場等へ搬出																								
臭気処理	生物脱臭+薬液脱臭																								
建設費	8,213,000 千円	<table border="0"> <tr> <td rowspan="5">}</td> <td>本体工事費</td> <td>4,788,000 千円</td> <td rowspan="5">}</td> <td>国庫補助金</td> <td>1,676,307 千円</td> </tr> <tr> <td>付帯工事費</td> <td>1,561,685 千円</td> <td>県補助金</td> <td>37,438 千円</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>1,440,652 千円</td> <td>起債</td> <td>4,856,000 千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td>57,921 千円</td> <td>一般財源</td> <td>1,643,255 千円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>364,742 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	}	本体工事費	4,788,000 千円	}	国庫補助金	1,676,307 千円	付帯工事費	1,561,685 千円	県補助金	37,438 千円	用地費	1,440,652 千円	起債	4,856,000 千円	調査費	57,921 千円	一般財源	1,643,255 千円	事務費	364,742 千円			
}	本体工事費	4,788,000 千円		}	国庫補助金		1,676,307 千円																		
	付帯工事費	1,561,685 千円			県補助金		37,438 千円																		
	用地費	1,440,652 千円			起債		4,856,000 千円																		
	調査費	57,921 千円			一般財源		1,643,255 千円																		
	事務費	364,742 千円																							
性能保証値 日間平均	PH	5.8~8.6	(5.8~8.6)																						
	BOD	10 mg/ℓ以下	(20 mg/ℓ)																						
	SS	10 mg/ℓ以下	(50 mg/ℓ)																						
	COD	15 mg/ℓ以下	(該当なし)																						
	T-N	10 mg/ℓ以下	(日間平均 60 mg/ℓ, 日最大 120mg/ℓ)																						
	T-P	1mg/ℓ以下	(日間平均 8 mg/ℓ, 日最大 16mg/ℓ)																						
	色度	15 度以下	(該当なし)																						
	大腸菌群数	0個/ml	(3,000 個/ml)																						

※()内は規制基準値

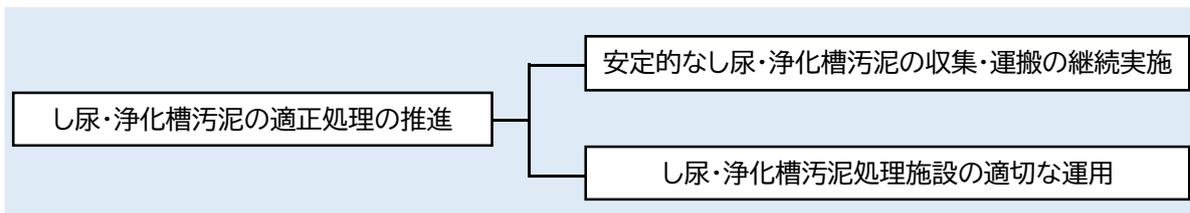
第2章 し尿処理基本計画

1 計画の施策

公共下水道の整備と未整備地区での浄化槽の普及により、し尿収集人口は減少傾向で推移し、また、収集区域の点在化が進むことが予測されます。今後とも、安定的な収集・運搬及び処理を継続するため、必要な施策を実施します。

し尿処理施設については、適切な維持管理による安定的な処理を行い、処理後の汚泥や放流水の有効利用を図ります。

■施策体系



(1) 安定的なし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の継続実施に関する施策について

① 安定的かつ効率的なし尿・浄化槽汚泥の収集の実施と検討

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、収集運搬許可業者が担うことを原則とします。

現在の収集運搬許可業者数と許可車両台数をもって、適正かつ十分に収集運搬できる能力があることと、し尿・浄化槽汚泥処理量は年々減少することが想定されるため、許可業者数が増えるような新規許可は行わず、許可車両の増車も行いません。

また、高知市区域内(春野町を除く)のし尿収集を行っている(公財)高知市環境事業公社に対して、収集効率が低い地区の安定したし尿収集を確保するための補助を継続し、し尿収集量の推移に合わせた効率的な収集体制や業務形態等の構築に向けた支援を行います。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理施設の適切な運用に関する施策について

① 処理施設の適切な維持管理の実施

高知市東部環境センターの長期活用を図るため、処理量・処理水質に合わせた設備の更新を行います。

② 処理後の汚泥、放流水の有効利用

処理後の汚泥は、一部堆肥の原料として有効利用を図ります。また、放流水については、引き続き農業用水等に利用します。

第4編 計画の推進体制

1 市民・事業者・行政の役割

本計画で掲げる目標の達成には、市民・事業者・行政の各主体が取組の方向性及び、それぞれに求められる役割を理解し、行動に移すことが必要です。また、各主体の連携による、協働の取組における役割を果たすことも重要となります。

市民の役割

●1人ひとりの役割



●協働の役割

- ・日々の暮らしの中で、ごみ減量や分別に取り組みます。
- ・使い捨て製品を削減し、繰り返し使用可能な商品を選択するなど、再使用に努めます。

- ・地域の一員として、ステーションの管理や町内の美化活動等へ積極的に参加します。

事業者の役割

●生産者、排出者としての役割



●協働の役割

- ・生産者(販売者)として環境負荷の少ない生産・流通に努めます。
- ・事業活動に伴うごみの減量・資源化及び適正処理に努めます。

- ・地域の一員として、地域活動への積極的な参加とともに、行政と協力し、取組の仕組み作りを行います。

行政の役割

●施策・取組の推進



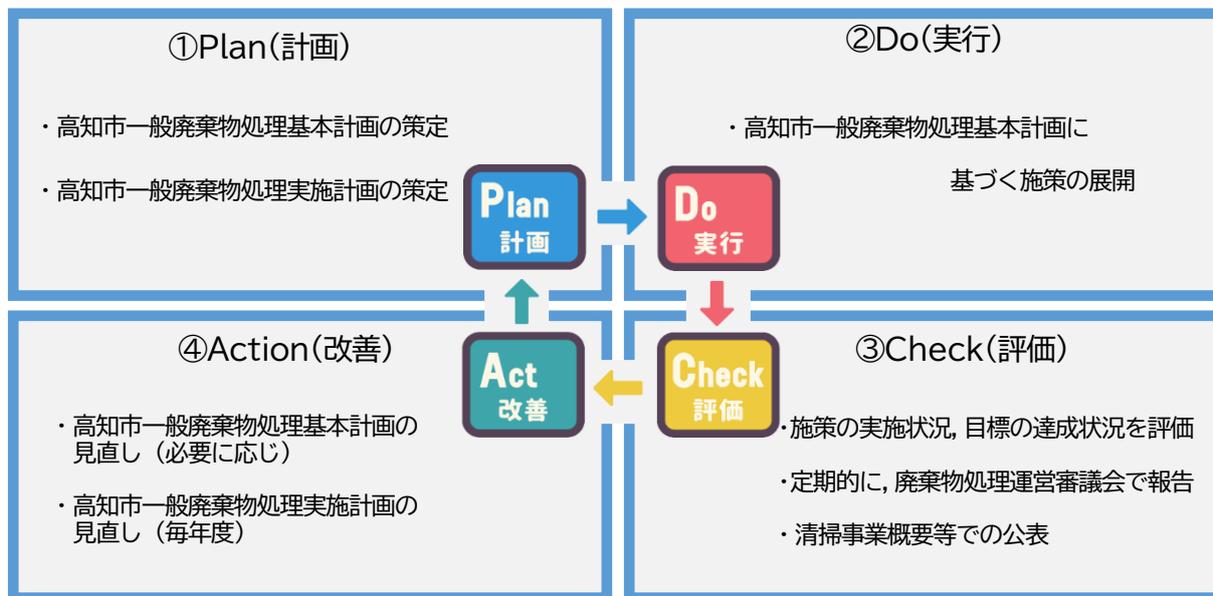
●協働の役割

- ・市民や事業者に対する、普及啓発や情報発信を行います。
- ・環境教育を通じ、持続可能な社会の担い手を育みます。
- ・社会状況の変化に応じ、必要な公共サービスを提供します。
- ・収集運搬・中間処理・最終処分の安定的な体制を整備します。

- ・市民・事業者が循環型社会の形成に向けた取組に参画できるよう必要な基盤とルールを整備します。

2 PDCA サイクルによる計画の進行管理

本計画で掲げた施策を効果的に推進するために、“PDCA サイクル”に基づき計画の進行管理を行います。各個別施策の取組状況を毎年度、把握し、進捗管理を行うとともに、概ね5年を目途に、評価指標による計画の評価を行います。



■PDCA サイクルの内容

	毎年度の進捗管理	中間評価
把握内容	<p>【評価指標の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1人1日当たり総排出量 ② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源となるもの除く） ③ 事業系ごみ排出量 ④ 資源回収率 ⑥ 本市の一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量 <p>【施策の取組状況】</p> <p>個別施策の取組状況を把握</p>	<p>【計画目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1人1日当たり総排出量 ② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源となるもの除く） ③ 事業系ごみ排出量 ④ 資源回収率 ⑤ 最終処分場の残余年数 ⑥ 本市の一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量 ⑦ ごみ処理に関する市民満足度 ⑧ 3Rへの市民の参加度・協力度
評価方法	施策の取組状況及び評価指標の状況を把握	概ね5年に1回を目途に、計画目標に対する評価指標の達成状況を評価（組成分析や市民アンケート調査等を実施）
改善方法	施策の見直しの検討（必要に応じて基本計画の改定を検討）	
取組状況の公表	清掃事業概要・ホームページ等での公表 定期的に廃棄物処理運営審議会で報告	

第5編 参考資料

1 本計画目標に関連する国及び県の目標

指標	項目	基準年度 R3実績	計画目標 【R14】 (基準年度比)	国 【R7目標】	県 【R7目標】
①1人1日当たり ごみ総排出量		1,006g/人・日	976g/人・日 (-3.0%減)	約 850g/人・日	—
②1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源となるものを除く)		572g/人・日 うち可燃系ごみ 560g/人・日	506g/人・日 (-11.5%減) うち可燃系ごみ 493g/人・日	約 440g/人・日	537g/人・日
③事業系ごみ排出量		43,152t ※(R元実績)	39,594t (-8.5%減)	約 1,100 万t	—
④資源回収率		17.6%	20.1% (+2.5 ポイント)	約 28%	25%
⑤最終処分場の 残余年数		R36 年度まで (残余年数 30 年以上)	残余年数 20 年以上の維持	R24年度まで (R4年度に 20 年分を 維持)	—
⑥本市の一般廃棄物の 焼却処理に伴う温室効 果ガス排出量		35,849t-CO2	28,066t-CO2 (-21.7%)	—	—
⑦ごみ収集に関する 市民満足度		R3 アンケート結果 (収集・分別区分の満足 度は高い)	3R の取組推進後も、満 足している市民の割合 を 85%以上で維持	—	—
⑧3R への市民の 参加度・協力度		R3 アンケート結果 (取組が浸透していない ものが多い)	3R に取り組んでいる 市民の割合 80%	具体的な3R 行動の 実施率 H24 年度の世論調査 から 20%上昇	—

※③事業系ごみ排出量について、R2～R3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を顕著に受けていたため、影響前のR元年度を基準年度とする。

2 本計画と関連する主なSDGsのゴールとターゲット



ゴール		ターゲット	関連する基本施策等
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	(4.7)2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	基本施策1 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	(6.3)2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	し尿処理基本計画
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	(7.2)2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	(11.6)2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	基本施策6 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築 基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築 基本施策8 その他適正処理の推進
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な消費生産形態を確保する	(12.2)2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	基本施策3 ごみの発生抑制の取組の促進
		(12.3)2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	基本施策4 再使用の取組の促進
		(12.5)2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	基本施策5 適正な分別排出の促進
<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	(14.1)2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	基本施策3 ごみの発生抑制の取組の促進
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	(17.17)さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	基本施策2 協力・連携のための取組の推進

3 前計画期間中のごみ排出量等の実績

■ ごみ処理実績の推移

単位：t

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
行政区内人口(人)	339,025	337,524	336,298	334,334	332,387	330,471	328,040	325,664	323,218
総搬入量	126,090	126,212	124,328	122,836	123,952	122,836	123,106	119,469	118,638
可燃ごみ	106,199	107,530	106,314	105,736	107,459	106,478	106,901	102,928	102,978
家庭系ごみ	64,575	65,030	63,751	62,900	62,964	62,742	63,749	63,031	62,184
直営収集	63,127	63,789	62,626	61,613	61,720	61,291	62,194	61,401	60,416
自己搬入 (家庭系)	1,448	1,241	1,125	1,287	1,244	1,451	1,555	1,630	1,768
事業系ごみ	41,623	42,500	42,563	42,836	44,495	43,736	43,152	39,897	40,794
許可業者収集	33,803	33,992	33,949	33,965	35,999	36,013	35,760	32,484	33,673
自己搬入 (事業系)	7,820	8,508	8,614	8,871	8,496	7,723	7,392	7,413	7,121
不燃ごみ	1,308	1,217	1,132	1,112	1,117	1,201	1,257	1,342	1,283
可燃粗大ごみ	4,863	4,707	4,536	4,333	4,172	4,034	3,878	4,145	3,918
資源物	9,729	9,233	8,896	8,464	8,163	7,551	7,190	7,153	6,743
ビン	1,880	1,815	1,789	1,708	1,678	1,624	1,590	1,627	1,530
カン・金属類	2,452	2,350	2,361	2,292	2,319	2,209	2,090	2,231	2,086
紙類	4,916	4,554	4,259	4,090	3,712	3,314	3,111	2,915	2,813
布類	481	514	487	374	454	404	399	380	314
ペットボトル	200	162	183	160	161	148	147	143	148
プラスチック製容器包装	3,113	2,888	2,849	2,684	2,611	2,637	2,576	2,602	2,545
家電品	0	0	0	0	0	374	775	840	759
水銀含有廃棄物	116	115	111	108	108	107	107	114	109
美化ごみ・災害廃棄物	562	360	307	239	161	306	275	202	155
1日当たり排出量	345	346	340	337	340	337	336	327	325
1人1日当たり排出量(g)	1,019	1,024	1,010	1,007	1,022	1,018	1,025	1,005	1,006
#(資源物除く)(g)	940	950	938	937	954	956	965	945	948
#(資源となる物を除く)(g)	914	925	913	914	932	930	935	914	918
【家庭系】 1人1日当たり排出量(g)	683	680	664	656	655	656	666	669	660
#(資源となる物を除く)(g)	576	579	566	562	564	566	576	578	572
#(可燃系ごみ)(g)	561	566	555	551	553	554	563	565	560
【事業系】 1日当たり排出量	114	116	116	117	122	120	118	109	112
資源回収率(%)	19.3	18.7	18.4	18.1	17.6	17.3	17.7	18.2	17.6

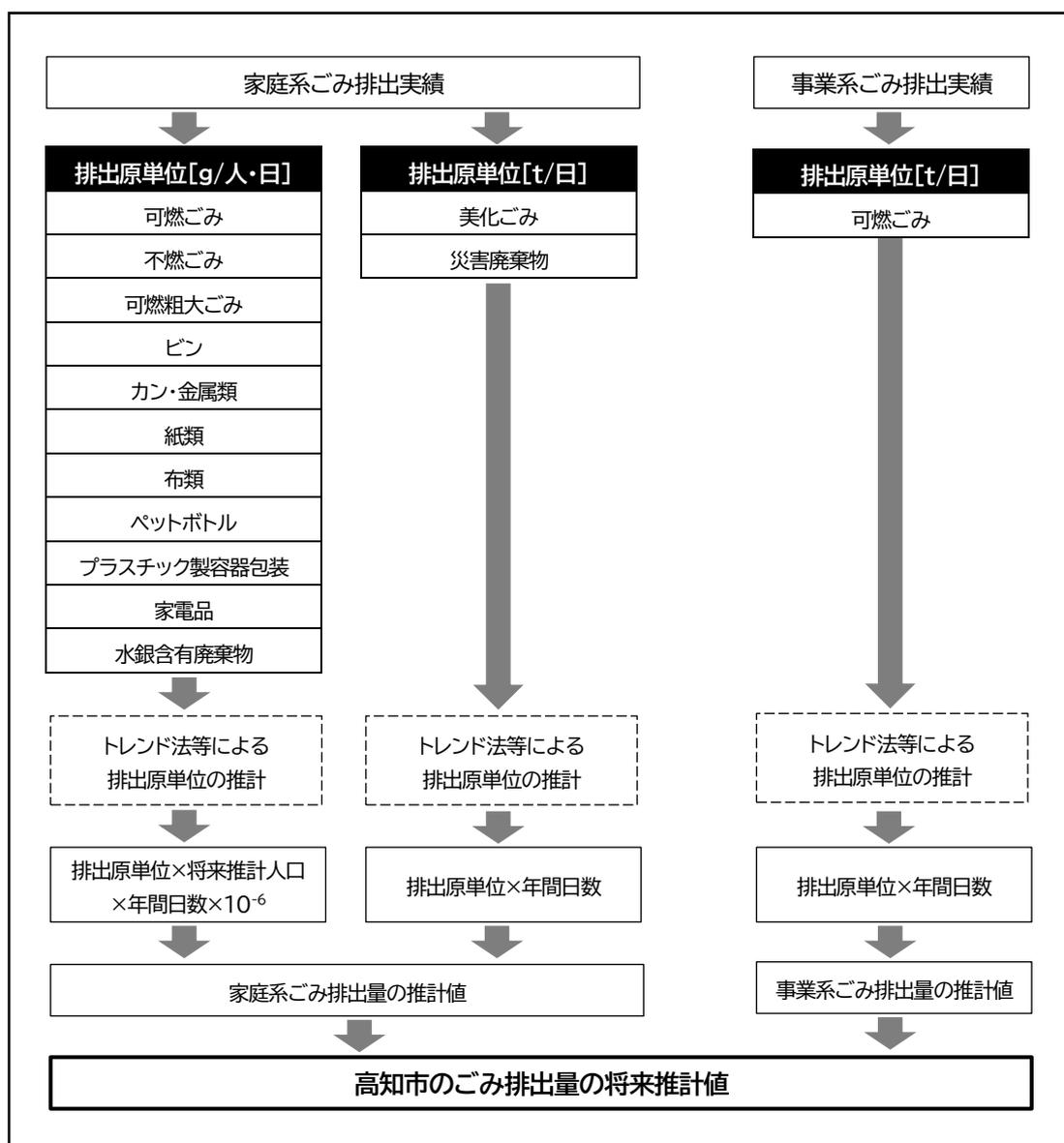
4 ごみ排出量等の将来予測データ

(1) 将来推計の手順

ごみ排出量の将来推計は、策定指針を参考に、過去の実績から区分別に排出原単位を算出し、トレンド法等を用いて排出原単位の将来推計した上で、将来推計人口を乗じて排出量を予測しました。

家庭系ごみの排出量は、人口の増減に伴う影響を受けるため、基本的に「1人1日当たり排出量(g/人・日)」を排出原単位に用いましたが、美化ごみ及び災害廃棄物は、人口に連動するものではないため、「1日当たり排出量(t/日)」を排出原単位としました。また、事業系ごみについても、人口に連動するものではないため、「1日当たり排出量」を排出原単位としました。

■ ごみ排出量の将来推計の手順



■ 排出原単位の推計に用いた推計式

推計式の名称	式	説明	使用した原単位
直線式	$y=ax+b$	実績値を直線に置き換えた場合の推計式。増減の傾向を直線でそのまま反映。	—
二次関数式	$y=ax^2+bx+c$	実績値を放物線に置き換えた場合の推計式。変動傾向を極端に反映した予測になりやすい。	—
指数式	$y=ab^x$	実績値の増減率を一定の比率で増加または減少させる推計式。	・紙類(新聞)
べき乗式	$y=ax^b$	実績値の増減率を経年とともに徐々に増加させる推計式。	・可燃ごみ(家庭系) ・不燃ごみ ・布類
対数式	$y=a\log x+b$	実績値の増減率を一定の比率で減少させる推計式。	・可燃ごみ(事業系) ・可燃粗大ごみ ・ビン類 ・紙類(雑誌・雑がみ)
ロジスティック式	$y= k \frac{1}{1+e^{(a-bx)}}$	実績値の増減率を徐々に増加させた後、徐々に減少させ一定の値に近づく推計式。	—

※その他の原単位は、実績平均または直近実績を推計値としている。

(2) 将来推計人口

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)が5年ごとに公表している地域別将来推計人口(2018(平成30)年3月推計)を用いました。

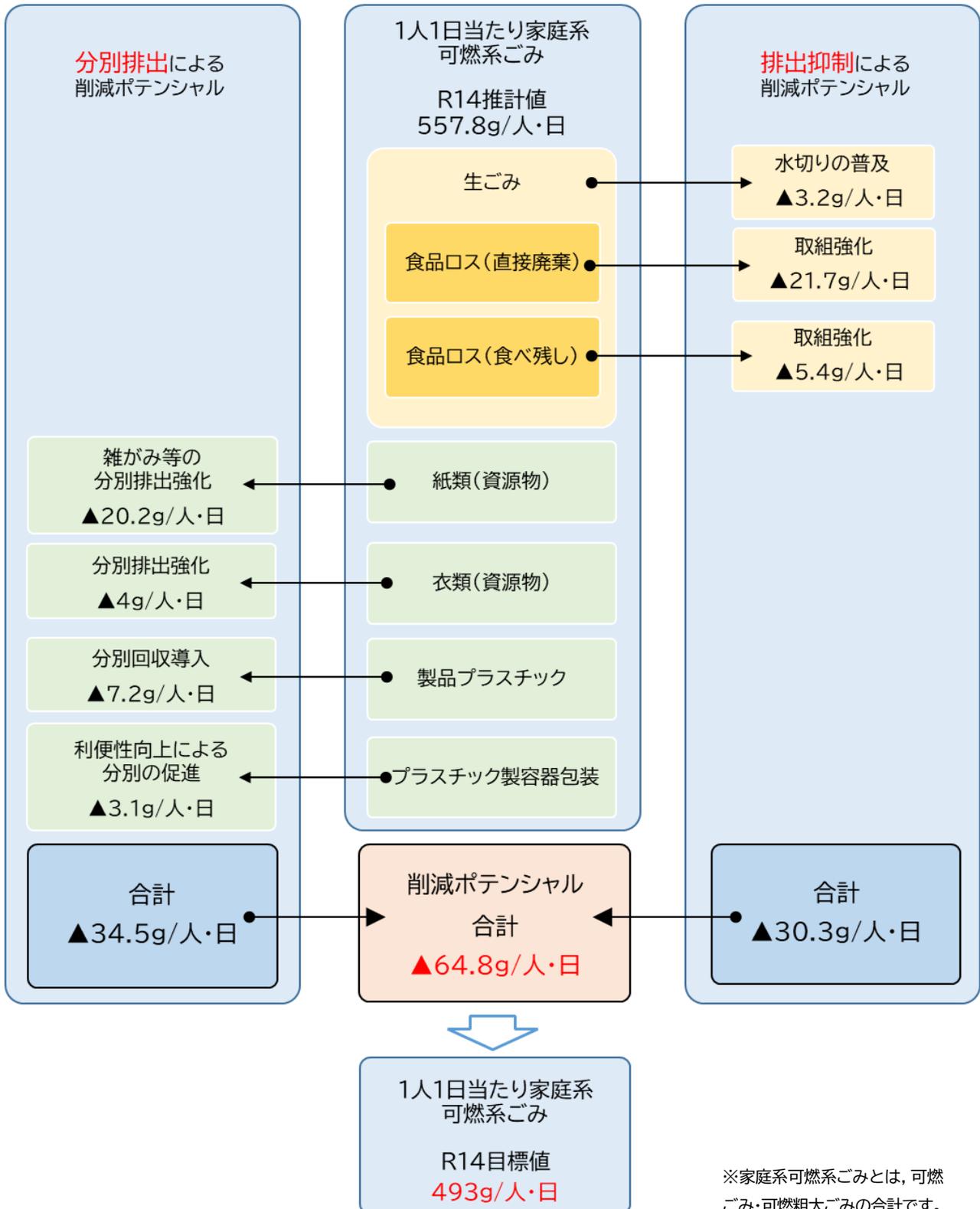
■ 将来推計人口

単位：人

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
将来推計人口	321,444	320,557	319,668	317,517	315,366	313,215	311,064	308,913	306,535	304,157
2018 社人研	—	—	319,668	—	—	—	—	308,913	—	—

(3) 削減ポテンシャル

市民1人ひとりが、減量や分別に取り組むことで、さらなる、ごみの減量や再資源化が可能と見込まれる「削減ポテンシャル」について、組成分析や各種アンケート調査結果等から具体的な数値を算出しました。



(4) ごみ排出量等の将来予測データ

■ ごみ排出量等の現状推計

単位：t

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口(人)	321,444	320,557	319,668	317,517	315,366	313,215	311,064	308,913	306,535	304,157
総搬入量	119,640	118,918	118,609	117,989	117,666	116,752	116,149	115,589	115,236	114,279
可燃ごみ	104,206	103,738	103,590	103,200	103,055	102,384	101,981	101,590	101,384	100,660
家庭系ごみ	61,860	61,544	61,396	61,006	60,782	60,226	59,823	59,432	59,148	58,539
事業系ごみ	42,346	42,194	42,194	42,194	42,273	42,158	42,158	42,158	42,236	42,121
不燃ごみ	1,212	1,205	1,213	1,205	1,200	1,189	1,181	1,184	1,178	1,166
可燃粗大ごみ	3,812	3,756	3,710	3,662	3,624	3,567	3,520	3,484	3,444	3,386
資源物	6,529	6,358	6,244	6,094	5,973	5,832	5,711	5,599	5,515	5,388
ビン	1,529	1,509	1,505	1,483	1,466	1,452	1,431	1,409	1,402	1,377
カン・金属類	2,071	2,059	2,054	2,040	2,031	2,012	1,998	1,984	1,975	1,954
紙類	2,577	2,445	2,345	2,237	2,147	2,046	1,964	1,894	1,829	1,754
布類	352	345	340	334	329	322	318	312	309	303
ペットボトル	148	147	147	146	145	144	143	142	141	140
プラスチック製容器包装	2,553	2,539	2,532	2,515	2,505	2,481	2,464	2,447	2,435	2,409
家電品	782	778	776	771	768	760	755	750	746	738
水銀含有廃棄物	106	105	105	104	104	103	102	101	101	100
美化ごみ・災害廃棄物	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292
1日当たり排出量	327	326	325	323	321	320	318	317	315	313
1人1日当たり排出量(g)	1,017	1,016	1,017	1,018	1,019	1,021	1,023	1,025	1,027	1,029
(資源物除く)(g)	961	962	963	965	968	970	973	975	978	981
(資源となる物を除く)(g)	931	932	933	935	937	940	942	945	947	950
【家庭系】 1人1日当たり排出量(g)	657	656	655	654	653	652	652	651	651	650
(資源となる物を除く)(g)	571	571	571	571	571	571	571	571	571	571
(可燃系ごみ)(g)	558	558	558	558	558	558	558	558	558	558
【事業系】 1日当たり排出量	116	116	116	116	116	116	116	116	115	115
資源回収率(%)	17.4%	17.3%	17.2%	17.1%	17.0%	16.9%	16.9%	16.8%	16.7%	16.6%

■ ごみ排出量等の目標値

単位：t

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口(人)	321,444	320,557	319,668	317,517	315,366	313,215	311,064	308,913	306,535	304,157
総搬入量	119,030	117,705	116,791	115,572	114,652	113,157	111,973	110,834	109,895	108,389
可燃ごみ	103,190	101,716	100,564	99,185	98,049	96,422	95,061	93,723	92,560	90,940
家庭系ごみ	61,097	60,027	59,128	58,002	57,043	55,781	54,673	53,587	52,604	51,346
事業系ごみ	42,093	41,689	41,436	41,183	41,006	40,641	40,388	40,136	39,956	39,594
不燃ごみ	1,212	1,205	1,213	1,205	1,200	1,189	1,181	1,184	1,178	1,166
可燃粗大ごみ	3,812	3,756	3,710	3,662	3,624	3,567	3,520	3,484	3,444	3,386
資源物	6,813	6,925	7,091	7,215	7,370	7,493	7,635	7,782	7,957	8,075
ビン	1,529	1,509	1,505	1,483	1,466	1,452	1,431	1,409	1,402	1,377
カン・金属類	2,071	2,059	2,054	2,040	2,031	2,012	1,998	1,984	1,975	1,954
紙類	2,814	2,918	3,052	3,173	3,313	3,432	3,570	3,716	3,868	3,997
布類	399	439	480	519	560	597	636	673	712	747
ペットボトル	162	174	187	198	211	221	233	244	255	265
プラスチック製容器包装	2,661	2,754	2,853	2,940	3,034	3,110	3,193	3,274	3,361	3,427
家電品	782	778	776	771	768	760	755	750	746	738
水銀含有廃棄物	106	105	105	104	104	103	102	101	101	100
美化ごみ・災害廃棄物	292	292	292	292	292	292	293	292	293	292
1日当たり排出量	325	322	320	317	313	310	307	304	300	297
1人1日当たり排出量(g)	1,012	1,006	1,001	997	993	990	986	983	980	976
(資源物除く)(g)	954	947	940	935	929	924	919	914	909	904
(資源となる物を除く)(g)	922	914	907	900	894	888	881	875	869	863
【家庭系】 1人1日当たり排出量(g)	654	650	646	642	638	634	630	627	623	620
(資源となる物を除く)(g)	565	558	551	545	539	532	526	519	513	506
(可燃系ごみ)(g)	552	545	539	532	526	519	513	506	500	493
【事業系】 1日当たり排出量	115	114	114	113	112	111	111	110	109	108
資源回収率(%)	17.7%	17.9%	18.2%	18.4%	18.7%	19.0%	19.2%	19.5%	19.8%	20.1%

(5) 本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の将来予測データ

本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の将来予測データは、一般廃棄物の焼却処理量及び一般廃棄物の焼却処理量に占めるプラスチック類の組成率を基に、算出しました。また、目標値については、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量の取組や、分別排出等による再資源化の取組の効果を踏まえた、一般廃棄物の焼却処理量及びプラスチック類の組成率を基に算出しました。

なお、第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(事務事業編)と整合性を図り、同計画の目標年度である2030(令和12)年度までには、プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を開始していることを想定するとともに、プラスチック類の組成率についても、同計画と同条件(18.40%)で算出しました。

■ 本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の現状推計

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
一般廃棄物の焼却処理量(t)	110,616	110,058	109,785	109,291	109,054	108,272	107,769	107,290	106,989	106,152
プラスチック類の組成率(%)	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40
温室効果ガス排出量(t-CO2)	34,921	34,745	34,658	34,503	34,428	34,181	34,022	33,871	33,776	33,512

■ 本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の目標値

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
一般廃棄物の焼却処理量(t)	109,573	108,002	106,718	105,229	103,994	102,250	100,783	99,350	98,085	96,347
プラスチック類の組成率(%)	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	(※)16.66	16.66	16.66
温室効果ガス排出量(t-CO2)	34,592	34,096	33,690	33,220	32,830	32,280	31,817	28,940	28,572	28,066

※プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を開始していることを想定

5 し尿処理量の将来予測データ

(1) 将来推計の手順

し尿処理量の将来推計は、過去の実績から1人1日当たりの排出原単位を算出し、し尿処理人口の将来推計を乗じて予測しました。

(2) し尿処理人口の将来推計

本計画の対象となる、行政区域内人口は、ごみ排出量の将来推計と同様に、社人研が公表している地域別将来推計人口(2018(平成 30)年3月推計)を用いるとともに、し尿処理形態ごとの人口は、過去の実績から、トレンド法等を用いて推計しました。

■ し尿処理人口の将来推計

単位：人

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口	321,444	320,557	319,668	317,517	315,366	313,215	311,064	308,913	306,535	304,157
公共下水道人口	176,150	176,878	180,235	180,855	181,433	181,975	182,487	182,969	183,428	183,863
陸上処理人口	145,016	143,422	139,197	136,447	133,739	131,067	128,425	125,813	122,997	120,205
し尿収集人口	17,806	16,986	16,203	15,308	14,454	13,640	12,866	12,124	11,400	10,706
浄化槽人口	127,210	126,436	122,994	121,139	119,285	117,427	115,559	113,689	111,597	109,499
自家処理人口	278	257	236	215	194	173	152	131	110	89

(3) し尿処理量の将来推計

■ し尿処理量の将来推計

単位：KL

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
し尿	16,075	15,335	14,628	13,820	13,049	12,314	11,615	10,945	10,292	9,665
浄化槽汚泥	80,128	79,640	77,472	76,304	75,136	73,966	72,789	71,611	70,293	68,972
嶺北し尿・ 浄化槽汚泥	7,775	7,669	7,564	7,451	7,339	7,227	7,115	7,003	6,908	6,814
合計	103,978	102,644	99,664	97,575	95,524	93,507	91,520	89,560	87,494	85,451

※嶺北し尿・浄化槽汚泥は、嶺北広域行政事務組合生活排水処理基本計画(平成 31 年3月)の人口予測から推計

6 関連条例の抜粋

○高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(平成6年1月1日 条例第1号)

改正 平成7年10月1日条例第45号	平成8年4月1日条例第21号
平成9年4月1日条例第11号	平成10年4月1日条例第22号
平成11年4月1日条例第12号	平成12年4月1日条例第2号
平成12年12月26日条例第64号	平成13年4月1日条例第12号
平成16年1月1日条例第11号	平成17年4月1日条例第83号
平成18年10月1日条例第56号	平成19年10月1日条例第45号
平成24年4月1日条例第45号	平成25年1月1日条例第28号
平成26年1月1日条例第1号	平成31年4月1日条例第21号
令和2年4月1日条例第40号	

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第28号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(2) 多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいない場合はその管理者をいう。

(3) 適正処理困難物 法第6条の3第1項の規定によ

り、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。

(4) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。

4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。

5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の

減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

- (1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。
 - (2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。
 - (3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。
- (1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。
 - (2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。
- 3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。)は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に塀、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は

建物の適正な管理に努めなければならない。

- 2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等(飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。)その他の廃棄物を捨ててはならない。
- 4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。
- 5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。

(空き缶等回収容器の設置及び管理)

第6条の2 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者(以下「自動販売業者」という。)は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器(以下「回収容器」という。)を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

- 2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(環境美化重点地域)

第6条の3 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するときは、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

ない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する実施計画(以下「一般廃棄物処理実施計画」という。)を毎年度当初告示するものとする。

(一般廃棄物の排出方法)

第7条の2 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

(収集又は運搬の禁止)

第7条の3 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬(以下「収集運搬」という。)の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの(以下「資源ごみ」という。)については、これを収集運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第7条の4 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第7条の5 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(市長の指示)

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物の処理等)

第9条 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

(占有者の義務)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 爆発性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 特別管理一般廃棄物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

第 12 条 削除

(手数料の減免等)

- 第 13 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第 11 条の手数料を減免することができる。
- 2 第 11 条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

- 第 14 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可は、2 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 法第 7 条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

第 15 条 削除

(審議会)

- 第 16 条 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

- 第 17 条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。
- 2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

(許可の取消し等)

- 第 18 条 この条例又はこの条例に基づく規則で定められた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合には、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(技術管理者の資格)

- 第 19 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相

当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第20条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第7条の5の規定による命令に違反した者は、

20万円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第23条 重点地域内において、第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に、この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

3 春野町の編入(以下「編入」という。)の日から平成25年3月31日までの間、旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料(次項の手数料を除く。)の徴収については、この条例の規定にかかわらず、春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。)の例による。

4 前項に規定する期間、旧春野町の区域において市が行う犬、ねこ等の死体の収集及び運搬に係る手数料は、1体につき1,000円とする。

5 前2項の手数料の減免については、第13条第1項の規定を準用する。

6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。

7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

附 則(平成7年10月1日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表2の(1)(イの項を除く。)の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び(2)並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)

2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)の一部を次のように改正する。
第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号

を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

3 第21条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日条例第12号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前において第6条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月26日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成13年5月1日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年1月1日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年7月1日以後に処理又は処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日条例第83号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月1日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第45号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第45号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年1月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

4 第40条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定は、平成26年4月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月1日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例中第19条の改正規定は公布の日から、別表2の改正規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成31年10月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第

12 条の規定により市が処分し着手した産業廃棄物については、この条例による改正後の高知市廃棄物の減

量及び適正処理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 市長が指示することができる多量の一般廃棄物

区分	排出量
(1) ごみ	常時多量排出量 1日平均10キログラム以上
	一時多量排出量 30キログラム以上
(2) その他一般廃棄物	市長が必要と認める量以上

別表2 一般廃棄物処理手数料

(1) 市が収集、運搬及び処分する場合

種別	取扱区分		単位	処理手数料	
ア し尿	定額制	回数割	普通便槽	1世帯当たり収集1回につき	420円
			改良便槽	420円	
		人頭割	世帯人員1人につき1か月	420円	
	従量制	回数割	収集1回につき	420円	
		従量割	18リットルにつき	240円	
イ 犬,猫等の死体			1体につき	1,040円	

備考

- 1 定額制は、規則で定める一般世帯で、規則で定める定期収集(以下「定期収集」という。)のうち月1回の収集を行うものに適用し、世帯人員には同居者を含む。
- 2 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。
- 3 し尿処理手数料は、回数割の額に人頭割又は従量割の額を加算した額とする。
- 4 人頭割の基礎となる世帯人員には、1歳未満の乳児は含まない。
- 5 従量制は、定額制を適用しない全ての場合を対象とする。
- 6 定額制の規定にかかわらず、規則で定める場合については、従量制を適用する。
- 7 し尿に係る収集は、定期収集を原則とし、定期収集以外の収集については、収集1回につき、特別収集手数料630円を加算する。
- 8 下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項の規定による水洗便所に改造しなければならない期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は、規則で定めるところにより、収集1回につき、特別収集手数料320円を加算する。ただし、前項の特別収集手数料が加算される場合は、これを加算しない。

(2) 市が処分のみをする場合

種別	単位	処分手数料
ア 多量の一般廃棄物(し尿を除く。)	10 キログラムまでごとに	120 円
イ プラスチック製容器包装・ペットボトル	10 キログラムまでごとに	290 円
ウ 水銀含有廃棄物	5 キログラムまでごとに	720 円
エ 犬, 猫等の死体	1 体につき	410 円

備考 一般家庭の廃棄物で, アの項にあつては 30 キログラム未満, イの項にあつては 10 キログラム未満, ウの項にあつては 5 キログラム未満のものについては, それぞれの項の規定にかかわらず, 処分手数料を徴収しない。

7 本計画策定までの経過

(1) 策定経過

令和2年	11月16日	●令和2年度 廃棄物処理運営審議会
令和3年	8月2日	暮らしと環境, 家庭ごみに関するアンケート調査実施
	～8月31日	暮らしと環境, 事業所ごみに関するアンケート調査実施
令和4年	4月19日	第1回計画策定委員会
	4月26日	第2回計画策定委員会
	5月10日	第3回計画策定委員会
	6月2日	●令和4年度第1回 廃棄物処理運営審議会
	6月22日	資源・不燃物ステーションに関するアンケート調査実施
	～7月15日	
	8月2日	第4回計画策定委員会
	8月9日	第5回計画策定委員会
	8月16日	第6回計画策定委員会
	9月16日	●令和4年度第2回 廃棄物処理運営審議会(書面開催)
	10月4日	第7回計画策定委員会
	10月12日	第8回計画策定委員会
	10月18日	第9回計画策定委員会
	11月16日	●令和4年度第3回 廃棄物処理運営審議会
令和5年	1月5日	パブリック・コメント実施
	～1月31日	
	3月2日	●令和4年度第4回 廃棄物処理運営審議会

(2) 審議会委員名簿

(敬称略)

会長	松本 明	高知大学地域協働学部 准教授
職務代理人	須内 宗一	元高知市環境部
委員	上田 秀彦	高知市許可環境事業協同組合 副理事長 株式会社高知清掃センター代表取締役
	島田 和宏	高知市町内会連合会 副会長
	杉本 幸三	高知県林業振興・環境部環境対策課長
	田中 佐和子	NPO 高知市民会議 専務理事
	谷内 俊輔	(株) サンシャインチェーン本部コンプライアンス室係長
	中田 陽子	高知市商店街振興組合連合会 女性部会長
	西澤 窈子	高知市再生資源処理協同組合 代表理事
	西村 博文	株式会社高知新聞社 総務部長
	平島 輝之	高知商工会議所総務企画部 副部長
	宮地 理香	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事
	山本 正篤	公益財団法人高知市環境事業公社 理事長
	渡辺 るみ子	高知県地球温暖化防止活動推進員

(3) 計画策定委員会

委員	高知市環境部長 ・ 環境部副部長 新エネルギー・環境政策課長 環境施設対策課長 ・ 環境施設対策課副参事 廃棄物対策課長 ・ 環境保全課長 清掃工場長 ・ 環境業務課長 東部環境センター所長 ・ 環境事業公社 副参事
事務局	新エネルギー・環境政策課

8 用語解説

ア行

■一般廃棄物 【p6 他】

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭から生じた「家庭系ごみ」と、事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。さらに、一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。

■温室効果ガス 【p1 他】

二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などの温室効果を持つ気体のこと。近年、化石燃料の使用増加などに伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球の温暖化が進んでいる。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類のガスが削減対象として定められている。

カ行

■拡大生産者責任 【p3】

自ら生産する製品などについて、生産・流通・使用段階だけでなく、使用後に製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで生産者の責任を拡大しようとする考え方。平成12年6月施行の「循環型社会形成推進基本法」に明記されている。

■カーボンニュートラル 【p58】

二酸化炭素の排出量と吸収量が同量であり、実質的に二酸化炭素排出量がゼロになっていること。

■管理型最終処分場 【p26】

最終処分場の種類の1つで、埋立地からの浸出液による地下水等の汚染を防止するために、埋立地の側面や底面をビニールシートで覆、遮水工や、浸出水を集める集水設備、浸出液の処理施設が設けられている。

■許可業者(一般廃棄物収集運搬)

【p18, p85, p86】

市町村長から許可を受けた収集運搬業者のこと。本市では、事業系ごみの収集・運搬を主に許可業者が行っている。

サ行

■災害廃棄物 【p83】

災害時に発生する廃棄物のうち、特に災害が原因となって発生する廃棄物のこと。住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)などに伴い排出される廃棄物がある。

災害廃棄物の処理に当たっては、住民の健康や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速な処理が必要であり、あらかじめ仮置場を検討しておくなどの対応が求められる。

■最終処分 【p26, p62 他】

中間処理により減量化を行った廃棄物のうち、資源化できないものを処理すること。埋立てや海洋投入することをいう。本市においては、最終処分場での埋立処分を行っている。

■在宅医療廃棄物 【p20, p76】

家庭から排出される使用済み注射針や点滴バッグなどの医療廃棄物のことで、感染性の廃棄物である可能性があることから、適正な収集・処理の点で課題となっている。

■産業廃棄物 【p4, p6 他】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

■指定袋 【p35, p73】

自治体が指定するごみ袋のこと。ごみの減量や適正排出に向けた手法の1つで、袋に間違いやすい品目の注意喚起をデザインすることによる、排出間違いの防止等が期待される。

■し尿 【p7, p84 他】

人体から排出される大便と小便の混合物のこと。

■循環型社会 【p1, p34, p55 他】

廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

■焼却灰・飛灰 【p22, p38, p80 他】

焼却灰は、焼却したごみの燃えがらのことで、焼却炉の底から排出される。飛灰は、ろ過集じん器などで捕集した排ガスに含まれている煤塵(ばいじん)で、どちらも加湿して集められる。

■浄化槽 【p84, p87 他】

し尿と台所や風呂等から排出される生活排水をきれいに処理し、公共用水域へ放流する施設のことをいう。し尿と生活排水をあわせて処理ができる浄化槽を「合併処理浄化槽」といい、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽(みなし浄化槽)」という。なお、単独処理浄化槽の新設は、「浄化槽法」で禁止されている。

■浄化槽汚泥 【p84, 87 他】

合併あるいは単独処理浄化槽の槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったもので、清掃時に引き出される汚泥のこと。

■食品ロス 【p15, p59, p70 他】

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭では、調理時に野菜などの皮をむきすぎる過剰除去や、食べ残し、消費期限が切れて廃棄することなどが原因で発生する。事業所では、食品製造業や卸売業、小売店での売れ残り、飲食店での食べ残し、提供期限切れなどが原因で発生する。

■生活排水処理構想 【p7】

本市における経済性や地域の特性を考慮して、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくために、整備の区域や手法、目標等を定めたもの。

■ゼロ・エミッション 【p22】

ある産業から発生する廃棄物を他の産業の原料として利用することで、廃棄物の排出(エミッション)をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す考え方。

■全国都市清掃会議 【p25】

廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究などを行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的に1947年に設立された公益社団法人。

夕行

■脱炭素社会 【p1, p55】

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

■中間処理 【p22, p42, p79 他】

収集したごみを焼却、減容、破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

ナ行

■日本容器包装リサイクル協会 【p24】

「容器包装リサイクル法」に基づく特定事業者等からの受託によって分別基準適合物の再商品化を行い、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及や啓発、情報収集、提供を行う公益財団法人。

■熱回収 【p3, p80 他】

ごみの焼却処理において、焼却炉から発せられる熱エネルギーを発電に利用する等、エネルギーの回収を行うこと。サーマルリカバリーともいう。

ハ行

■廃棄物減量等推進員 【p18, p70】

市長が2年の任期で委嘱し、市と協力して地域におけるごみの減量や再整理用を促進していくためのボランティアリーダーのこと。令和4年12月末現在1,038人に委嘱。

■排出者責任 【p3】

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきととの考え方。

ワ行

■ワンウェイプラスチック

【p15, p56, p72】

ストローや、使い捨てのスプーン・フォークなど、1回の使用で廃棄してしまう使い捨てプラスチックのこと。



第4次高知市一般廃棄物処理基本計画



2023(令和5)年3月 発行：高知市

編集：高知市新エネルギー・環境政策課
高知市本町5丁目1-45
TEL：088-823-9209
FAX：088-823-9553
E-mail：kc-180500@city.kochi.lg.jp
